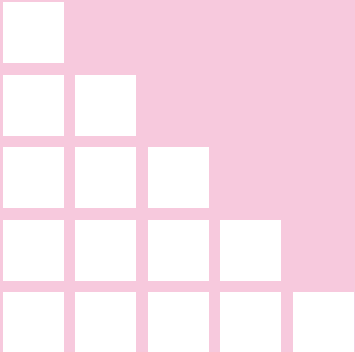


佐 渡 市 人権教育・啓発推進 計 画 書

改 訂 版



差別や偏見のない
明るい地域社会の
実現をめざして



佐渡市人権教育・啓発推進計画書

[改訂版]

～差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざして～

佐 渡 市

差別や偏見のない明るい地域社会の実現をめざして

21世紀は「人権の世紀」と言われています。

日本国憲法は「すべての国民は法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定しています。

しかし、日本においては、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国籍の人などへの差別や偏見が見られます。特に最近では、個人情報不正取得、いじめや虐待、インターネット上の誹謗中傷、また特定の民族や国籍の人々を排除する言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」などの新たな人権問題も生じています。

すべての人々が尊重しあい、共に生きる社会を実現するためには、私たち一人一人が人権を正しく理解し、人権尊重の高い意識を持つことが大変重要です。

佐渡市では、2008年（平成20年）3月に「佐渡市人権教育・啓発推進計画」を策定し、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を全行政分野で推進し、人権教育と啓発に努めてまいりました。

このたび、2008年（平成20年）3月に策定した計画を基に、これまでの人権施策の成果と課題、2014年（平成26年）3月に実施した「人権に関する意識調査」を踏まえて必要な見直しを行い、「佐渡市人権教育・啓発推進計画（改定版）」を策定しました。

今後もこの計画に沿って、すべての市民、関係機関や団体、企業等の皆様のご理解やご協力をいただきながら、人権が尊重される明るい地域社会づくりに取り組んでまいりますので、一層のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご助言をいただきました「佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会」参加者の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から厚く感謝申し上げます。

2015年（平成27年）3月

佐渡市長 甲斐元也

目次

第1章 推進計画の概要

1 人権問題をめぐる情勢	1
2 佐渡市の人権・同和行政	1
3 計画策定の趣旨	2
4 計画の性格	3
5 計画の基本目標	3
6 計画の構成と期間	3
7 計画の推進に向けて	4

第2章 意識調査の概要

第1節 調査の概要	5
第2節 調査結果と考察	6

第3章 人権擁護の確立

第1節 個人情報の保護	10
第2節 人権侵害との救済と人権擁護	11

第4章 同和問題の速やかな解決

第1節 同和地区の人権擁護	12
第2節 人権教育・啓発の推進	13
1 行政の人権啓発	13
2 就学前における人権教育・同和教育の推進	13
3 学校教育における人権教育・同和教育の推進	14
4 社会教育における人権教育・同和教育の推進	15
第3節 社会福祉の充実と生活環境の改善	16
第4節 雇用の促進・就労の安定	17

第5章 男女共同参画社会の実現

第1節 男女平等意識の啓発	18
第2節 女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり	19
第3節 男女共同参画が確保される労働環境づくり	19
第4節 男女が共に参画できる活力あるまちづくり	20

第 6 章 子どもの人権擁護

第 1 節 子どもの人権擁護	22
第 2 節 人権教育・啓発の推進	23

第 7 章 高齢者の社会参画の推進と人権擁護

第 1 節 高齢者の人権擁護	25
第 2 節 人権啓発の推進	26
第 3 節 社会参画の推進	27

第 8 章 障がいのある人の自立と社会参加の実現

第 1 節 障がいのある人の人権擁護	29
第 2 節 人権教育・啓発の推進	30
第 3 節 社会参画の推進と就労の確保	31
第 4 節 社会福祉の充実	32

第 9 章 外国籍の人の人権擁護

第 1 節 外国籍の人の人権擁護	33
第 2 節 人権教育・啓発の推進	34
第 3 節 社会参画の推進	34

第 10 章 拉致被害者の自立と社会参画の推進

第 1 節 拉致被害者の人権擁護	35
第 2 節 人権教育・啓発の推進	35
第 3 節 社会参画の推進	36

第 11 章 さまざまな人権問題の速やかな解決

1 感染症患者等	37
2 犯罪被害者やその家族	38
3 刑を終えて出所した人等	38
4 インターネットによる人権侵害	39

第1章 推進計画の概要

1 人権問題をめぐる情勢

日本国憲法では、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と規定し、すべての人々の人権の享有を保証しています。また、憲法第14条の法の下での平等について「人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定し、一切の差別を禁止しています。

しかし、今日の社会においても、生命や、身体安全にかかわる事象や、社会的身分や門地、人権、民族や信条、性別などによる差別や人権侵害が今なお存在している現実があるとともに、社会の国際化や情報化に伴って新たなメディアによる人権侵害問題も生じてきています。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられていますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられます。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見に捕らわれた言動をする」といった問題点も指摘されています。人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきていますが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっています。

2 佐渡市の人権・同和行政

私たちのまわりには、同和問題をはじめとし、障がいのある人への差別、女性差別、高齢者や外国籍の人に対する差別、子どもへのいじめや虐待の問題、高度情報化など社会情勢の変化に伴うプライバシーの侵害等の問題が存在し、人権尊重の意識や精神が定着しているとは言いきれない状況があります。また近年では、プライム事件に端を発して、職務上の資格を利用して戸籍や住民票の写しなどを不正に取得するという新たな人権問題も起こっています。2014年（平成26年）3月に新潟県が実施した「人権に関する意識調査」では、身元調査を容認する人が65.4パーセントと高い数値になりました。身元調査は、差別や人権侵害につながるおそれがあります。佐渡市ではプライバシーの侵害や身元調査を防止するため、不正取得が判明した場合に、不正に取られた事を本人に知らせる「本人通知制度」の導入を予定しているところです。同和問題の早期解決をはじめあらゆる差別の解消に向け、人権に関する固有の問題点について、個人の尊厳と法の下での平等という普遍的な視点から取り組む必要があります。

佐渡市では、1993年（平成5年）の全国同和地区実態等把握調査で同和地区は4地区と報告されています。同和对策・地域改善対策事業については、道路事業等、地域改善施設整備事業を中心に実施してきました。今後とも快適な生活環境整備のため、これらの事業を推進していくことが必要です。

また、同和地区の果たしてきた歴史を正しく認識し、これらの地区が起源とされる門付芸であった「春駒」を伝統文化として後世に伝えていくことも必要です。

教育委員会においては、国の同和对策審議会答申に基づき積極的に同和教育を進め、相川中学校区では、平成15年度から17年度の3年間において、文部科学省人権教育研究指定を受け、教育総

合推進地域とした同和教育に努めてきました。市内各学校で副読本「生きるⅠ～Ⅳ」（県同和教育研究協議会編）の活用を年間指導計画に位置付けています。教職員一人一人の人権意識の高揚と児童生徒に対する指導力の向上、そして、「差別をしない」「差別を許さない」「差別に負けない」児童生徒の育成が必要です。

長い歴史の中で培われてきた、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担の意識や、日常生活の慣習やしきたりの中で当然の事のように行われている「男だから、女だから」という性別による男女の区別が、男女のあらゆる活動に制約をもたらし、男女平等社会の実現を妨げる要因になっています。そのため一人一人がそれぞれの立場や役割を認識し、あらゆる場において男女平等意識を高めていくことが大切です。

児童虐待は、地域の中で、あるいは保育園、幼稚園、学校での生活から発見に至る例が増えつつあると言われています。

児童虐待は重大な人権侵害にも関わらず、そのことを認めない親や、気づかない親がいることは、この佐渡市でも例外ではありません。人権擁護委員、民生委員・児童委員等の地域住民、保育園、幼稚園、学校と相互に連携し、児童虐待の防止や発見に努め、通告の際は児童相談所と連携して早期に対応するなど、人権侵害から子どもを守る気運を高める必要があります。

佐渡市では、2005年（平成17年）の国勢調査で高齢化率が34パーセント、平成22年度には36パーセントを超え、3人に1人以上が高齢者という、国県に比べて20年以上の開きが生じています。また、2020年（平成32年）には41.9パーセントまで高齢化が進展すると見込まれています。

高齢者は豊かな知識と経験を持った貴重な人材であり、社会を構成する重要な一員として尊重されることが必要で、高齢者に対する差別や虐待を解消するためには、高齢者の生き方や高齢社会のあり方を学習し、高齢者の人権の尊重に向けた啓発に努める必要があります。

これまでも国においては、障がいのある人の人権に関する諸制度の整備、推進が図られ、2013年（平成25年）6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が制定されました。しかし、障がいのある人を取り巻く社会環境は差別や偏見が根深く存在しています。すべての人がともに暮らせる共生社会構築に向け、障がいのある人の個人を問題とするのではなく、それによって生じる社会生活上の様々な困難や不利益をなくするために施策を実施していく必要があります。

佐渡市の外国人登録者数は、年々減少し、2014年（平成26年）現在、200人程度となりました。単に外国籍の住民との交流や生活を支援するだけでなく、国籍や民族を超えて互いの文化の違いを認めながら共に生きていく共生社会の構築が求められています。互いに異文化を理解し尊重し合えるよう民間団体、関係機関と連携をとり、講演会、セミナーや交流会の開催等啓発活動の充実に努めます。

拉致被害者の問題について、日本政府が拉致被害者と認定した17名の日本人のうち帰国できたのは僅か5名で、残りの12名については未だ十分な情報もなく安否不明であります。拉致問題について市民の意識啓発を図るとともに、市民の人権を侵害された重大な問題であることを認識し、国に対して早期解決に向け引き続き働き掛けをしていく必要があります。

3 計画策定の趣旨

わが国では、日本国憲法の基本的人権の尊重を基本原理として、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度に努めてきました。

佐渡市では、差別や偏見のない明るい地域社会の実現に向けて、2008年（平成20年）に策定し

た「人権教育・啓発推進計画」に基づき、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国籍の住民、拉致被害者などの人権施策を推進してきました。しかしながら、人権に対して積極的に関心を持っている人は少なく、いまだに人権尊重の意識が高揚してきたとは言えません。

同和問題では、根深く潜在している誤った認識や「寝た子を起こすな」等の意識があり、部落差別への理解が深まっているとは言えません。性別により役割を決めつけてしまう固定的な意識も家庭や職場、地域の中にいまだ根強く存在し、男女平等社会の形成が確立してはいません。また、いじめ、体罰、不登校、児童虐待など子どもの人権問題も深刻さを増しています。急増する高齢者に対しても、悪徳商法によるの被害や虐待などの人権問題が絶えないのが現状です。近年では、情報化社会の急速な発達に起因するインターネット上の人権侵害、さらには身元調査による個人情報の不正取得など新たな人権問題が発生しています。

このようなことから、佐渡市では、これまでの人権教育・人権啓発の成果と今後の効率的・効果的な推進を図るため、2014年（平成26年）3月に「人権問題に関する意識調査」を実施しました。この結果を踏まえ、これまでの「佐渡市人権教育・啓発推進計画」を継承し、さらに市の現状に応じた人権施策を総合的に展開するために、「佐渡市人権教育・啓発推進計画（改訂版）」を策定しました。

4 計画の性格

この計画は、これまでの佐渡市における同和对策事業と人権啓発・同和教育の成果と課題を踏まえ、あらゆる差別をなくすための諸施策を効率的、効果的に推進することを目的とした総合的な推進計画です。

5 計画の基本目標

この計画に基づき諸施策を実施することにより、市民生活の安定と福祉の向上を図るとともに、市民の基本的人権の尊重をはじめ、あらゆる差別の解消に向け次のことを柱に取り組んでいくものとします。

- (1) あらゆる差別をなくし、人権を尊重する地域社会の実現を目指します。
- (2) 男女共同参画社会の構築を図ります。
- (3) ノーマライゼーションを基本とした地域社会の形成を目指します。

6 計画の構成と期間

この計画は、次の11章により構成します。

- (1) 推進計画の概要
- (2) 意識調査の概要
- (3) 人権擁護の確立
- (4) 同和問題の速やかな解決
- (5) 男女共同参画社会の実現
- (6) 子どもの人権擁護
- (7) 高齢者の社会参画の推進と人権擁護
- (8) 障がいのある人の自立と社会参加の実現
- (9) 外国籍の人の人権擁護

- (10) 拉致被害者の自立と社会参画の推進
- (11) さまざまな人権問題の速やかな解決

計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5カ年とします。以降については、社会の動向を見極め見直しを図ります。

7 計画の推進に向けて

この計画は、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を市政の重要な施策として位置付け、市民一人一人の課題として市民の理解を得ながら推進します。また、この計画の推進にあたっては、市民をはじめ国・県等関係機関や関係団体、企業等と連携・協力を図りながら、効果的かつ効率的な事業の推進を図ります。

第2章 意識調査の概要

第1節 調査の概要

1 調査の目的

この調査は2008年(平成20年)に策定した「人権教育・啓発推進計画」の見直しにあたり、人権問題に関する市民意識の現状や問題点を把握するとともに、今後の人権擁護施策を効率的・効果的に推進するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

2 調査時期

2014年(平成26年)3月

3 調査対象と方法

- ・対象 住民基本台帳から無作為に抽出した1,000人
両津、相川、佐和田、金井、新穂、畑野、真野、小木、羽茂、赤泊の各地区、男女別、16歳から70歳以上の7階層の各年齢別の3つを抽出条件として、それぞれの人口構成比で按分しました。
- ・方法 郵送法

4 回答の状況

回答結果

回答者数 476人／1,000人(回収率47.6パーセント)

第2節 調査結果と考察

◆人権全般

「今の日本は人権が尊重されている社会だと思いますか」の設問に対して、「尊重されている」と回答した人は13パーセント、「ある程度尊重されている」と回答した人は62パーセント、合計で75パーセントの回答となりました。逆に「あまり尊重されていない」と回答した人は13パーセント、「尊重されていない」と回答した人は3パーセント、合計で16パーセントとなっています。「人権は尊重されている」と思う人の割合が高くなっています。誰もが自分の人権が尊重されていると感じることのできる社会を目指して取組を進めていく必要があります。

「人権や差別問題にどの程度関心を持っていますか？」との設問に関しては、「かなり関心がある」と回答した人は、2007年（平成19年）に実施した調査（以下「前回調査」という）では25パーセントでしたが、今回は19パーセントと減少しました。人権が尊重されていると満足している人が多く、人権や差別問題に積極的に関心がある人が少ないということがうかがえます。また「あまり関心がない」と回答した人は22パーセントでしたが、60歳代以上の人の回答割合が高いことが分かりました。人権問題に積極的に関心を持ち、人権尊重意識を高揚させていくことが今後の人権教育の課題と言えます。

「人権問題で関心があるもの」では、「子どもの人権問題（いじめ・虐待）」が前回調査では49パーセントでしたが、今回は68パーセントと大幅に増加しました。各年代においても最も高い回答となりました。児童虐待、いじめや非行など、子どもの尊厳を傷つけ、健やかな成長を阻害する事象が相次いでいることに対し、子どもの人権尊重にかかる取組を望む人が多くいることが推察されます。

「北朝鮮による拉致問題」を回答する人は44パーセントとなり、前回調査と変わらず関心が高くなっています。国では17名を北朝鮮による拉致被害者と認定していますが、いまだ拉致の可能性を排除できない特定失踪者は大勢いて、その中には佐渡市民もいます。2002（平成14年）9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5名の拉致被害者が帰国しましたが、いまだに帰国を果たせない拉致被害者の早期帰国実現のため、国、県、関係機関と連携し、問題解決を図るよう努力していかなければいけません。

高度情報化の進展により、「インターネットによる人権問題」を回答する人は27パーセントと比較的高い数字を示しています。利便性の高いメディアとして急速に普及していますが、一方で他人を誹謗中傷したり、プライバシーの侵害などの問題が発生しています。一人一人がしっかりした人権意識を持つように取組を進めることが重要です。

「これまでに自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか？」の設問に対して約2割の方が「ある」と答えています。年齢別では60歳代が多く、男女別では女性の割合が高い傾向にあります。人権侵害があると答えた方へ「人権侵害を受けた時にどなたかへ相談しましたか？」の設問では、「家族や親せき」25パーセント、「友人、同僚、上司」20パーセントと身近な人に相談するという回答が高い一方で、「自分で処理（解決）した」14パーセント、「何もしなかった」21パーセントと他者に相談しない回答も高くなっています。人権問題は複雑化、多様化しており、必要に応じて適切な機関につなぐ、複数の機関が連携して対応するなどの支援に努めていかなければいけません。第三者に相談するのは、勇気が必要かもしれませんが、専門的な相談窓口を周知し、もっと気軽に利用してもらえるようにPRをしていかなければならないことがわかりました。

「自分が受けた人権侵害」の内容では、「あらぬ噂、悪口、かげぐち」は前回調査で22パーセントの回答でしたが、今回は35パーセントと増加しています。年代別では、50歳以上の年齢の高い人の回答が多くなっています。男女別では、男性より女性の割合の方が高くなっています。何気ない言葉や態度で他の人の人権を侵害していることがあります。一人一人が、自分の大切さとともに他の人の大切

さを認め、他の人の思いや多様な生き方を認め合える関係をつくっていくことが重要です。市民の人権意識を高め、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会環境づくりに課題があると言えます。

◆同和問題

同和問題については、「佐渡市に『被差別部落』があることを知っていますか」の設問では、「知らない」と回答する人が52パーセントとなり、過半数を占めました。これは前回調査の26パーセントの回答比率より26ポイントも増えています。逆に「どこにあるか知っている」と回答した人は17パーセントと前回調査の25パーセントより8ポイント減っています。また「あることは知っているが、場所までは知らない」と回答する人は27パーセントと前回調査の30パーセントから3ポイント減っています。これらのことから、被差別部落についての認識が後退していることがわかります。「あなたは佐渡市に今でも部落差別問題（被差別部落に対する差別）が起きていると思いますか」の設問に「起きていると思わない」が29パーセント、「わからない」は54パーセントの回答となり、83パーセントの人が部落差別について理解していないことがわかります。「『部落』の人を嫌がったり、避けたりする意識がある」と回答した人は9パーセントでしたが、60歳代以上の人の回答割合が高く、排除意識が強い傾向であると推察されます。

同和問題はいまだに解決をしていない現状の中、「差別は表面的には消えているから、分からない人には知らせない方がいい」ということではなく、同和問題に関して認識を深め、差別や偏見を払拭し人権意識を高揚するために講演会の開催やイベント、広報、チラシなどによる啓発のほか家庭、学校、事業所、地域など、あらゆる場で部落差別の解消に向けた人権啓発・同和教育を行うよう取組を推進していきます。

◆女性の人権

「女性の人権で尊重されていないと思うこと」の設問では、「職場における待遇の違い（男性との職種・給与等の格差等）」が38パーセントと最も高い回答となり、男女別に見てもどちらも一番高い回答となりました。次いで「産休や育休などを取りにくい企業のシステムや会社の無理解」が36パーセントと高くなっています。働く女性の待遇改善や環境の整備についての課題が見えます。「女性の仕事や役割分担」の回答は前回調査が34パーセントでしたが、今回は27パーセントと減少し、少し解消しているように見えます。しかし、年代別では50歳以上の人はいまだ高い傾向であり、役割分担意識が残っていることが判明しました。関係機関と連携をとりながら、啓発や人権教育の取組を効果的に推進していくことが必要です。

◆子どもの人権

「子どもの人権で尊重されていないと思うこと」の設問では、「子ども同士の暴力、仲間はずし、無視などのいじめ」が58パーセントとなり、次いで「いじめや体罰、虐待を見て見ぬふりをすること」が45パーセントと高い回答になりました。「子どもの人権を守るために必要と思われること」の設問では、「家庭での子どものしつけ」が42パーセント、「家庭内の人間関係の安定」は41パーセントの回答があり、家庭教育の大切さを重視している人が多いと考えられますが、一方で「指導者や教師の人間性や資質の向上」が42パーセント、「地域の人たちが子どもへの関心を持つ」は28パーセントと、子どもの人権教育を学校教育や地域社会に求める人も多数にいるということがうかがえます。子どもの人権擁護や啓発について、家庭や地域、保育園・幼稚園、学校、関係機関などの連携強化が肝要であると言えます。

いじめ問題での設問では、「いじめを見て見ぬふりをする周りの大勢の児童生徒が悪い」が71

パーセントと一番高い回答となり、次いで「いじめる児童生徒が悪い」が46パーセントとなりました。

「いじめる児童生徒も悪いが、いじめられる側にも原因がある」は40パーセントの回答があり、年齢別では60歳代以上の人の回答が高い傾向であることが分かりました。

差別やいじめの問題について認識を深め、正しく理解するよう教育や啓発を図ることも課題であると言えます。

◆高齢者の人権

「高齢者の人権で尊重されていないと思うこと」の設問では、「暮らしやすい街づくり・住宅づくりが進んでいない」が35パーセント、「高齢者がじゃま者扱いされること」が32パーセント、「悪徳商法による被害」が31パーセントと高い回答順になりました。「高齢者の人権を守るために必要と思われること」の設問では、「孤独を防ぐための交流促進」48パーセント、「生きがい対策、ボランティア団体などの整備充実」30パーセント、「病院、福祉施設などの対応改善」29パーセントと高い回答順になっています。高齢者は長年にわたって知識・経験・技能を培い、社会に貢献してきた貴重な人材であり、社会全体で擁護していく環境づくりの推進が必要であるとうかがえます。

◆障がいのある人の人権

「障がいのある人の人権で尊重されていないと思うこと」の設問では、「働く場所や機会が少なく、また不利なことが多い」が54パーセント、次いで「障がいのある人に対する理解が不十分」が48パーセントと高い関心を示しました。「障がいのある人の人権を守るために必要と思われること」の設問では、「就業機会の確保」50パーセント、「福祉施設の充実」39パーセント、「障がいのある人も一緒に学習できる学校教育」35パーセントと高い回答順となりました。就労や教育の場所を確保する必要性や障がいのある人への理解を深めることが重要であるとうかがえます。

◆外国籍の人の人権

「外国籍の人の人権について思うこと」の設問では、「ある程度尊重されている」が47パーセントと最も高い回答ですが、「わからない」は34パーセントの回答があり、関心の低さもうかがえます。「外国籍の人の人権を守るために必要と思われること」の設問では、「日本人・外国籍住民ともお互いの文化や伝統、社会事情を理解する」50パーセント、「外国籍住民との交流の機会を増やす」41パーセント、「日本人が外国籍住民の事情を理解する」38パーセントと高い回答順になりました。民族や人種の違いによる差別や偏見を解消し人権意識を高めるには、お互いの文化、習慣を共に学び、事情を理解することが必要であるとうかがえます。

◆エイズ患者・HIV感染者の人権

「エイズ患者・HIV感染者の人権で尊重されていないと思うこと」の設問では、「かげ口や悪口を言われたり、根拠のない悪い噂を流される」が40パーセント、次いで「わからない」が34パーセントと高い回答になっています。「人権を守るために必要と思われること」の設問では、「プライバシーの保護の徹底」48パーセント、「人権相談や電話相談の充実」34パーセント、「学校での人権教育推進」24パーセントと高い回答順になりました。個人情報への厳正な管理に努め、人々に病気に対する正しい知識の普及を促し、差別や偏見の解消に向けた啓発活動の推進が必要であるとうかがえます。

◆インターネット

「インターネットによる人権侵害問題」の設問では、「一方的に他人を誹謗中傷する情報の掲載」

が56パーセント、次いで「プライバシーに関する情報が無断で掲載されること」が48パーセントと高い回答になっています。「インターネットによる人権侵害をなくすためには」の設問では、「法律等の制定」54パーセント、「テレビ・ラジオ・インターネットを通じた啓発」46パーセント、「学校や職場における教育の徹底」44パーセントと高い回答順になっています。利用上の問題点を深く理解し、利用者どうしのモラル向上のための教育や啓発の推進を図っていく必要があります。

第3章 人権擁護の確立

第1節 個人情報の保護

【現状と課題】

少子高齢化社会や国際化が急速に進んでいると同時に、現代は、「情報化社会」と呼ばれるように、パソコン通信でのやりとりなどの利用は人々の生活の中に入り込みさらに利便性を増しています。

インターネットには、電子メールのような特定の人との通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等があります。

しかし、このような情報化社会は便利な反面、プライバシーの侵害など市民にとっては大変な脅威となる場合があります。

また、個人情報は、国や地方公共団体といった公的機関のみならず、銀行、信販会社をはじめ多くの事業者によって、収集・蓄積・管理・利用され、こうした情報が漏洩し問題となったり、事件となった事象が多く発生しています。

この現状を踏まえ、佐渡市では2007年（平成19年）4月に「個人情報保護条例」を施行し、日本国憲法で明記されている「個人の尊厳」と「基本的人権の保障」という基本姿勢に立ち、市民の個人情報に関する権利や利益の保護に努めています。

同和問題においては、全国で身元調査や問い合わせなど、人権侵害につながる行為が現実にあることを踏まえ、市民一人一人のプライバシーの保護をとおり基本的人権の保障を図っていかねばなりません。

2011年（平成23年）に発覚した東京都内の法律事務所をはじめとする戸籍謄本や住民票の写しの不正取得事件では、不正取得が結婚差別などの人権侵害につながる事が判明しました。県内や当市でも同様の不正取得事件が起きています。そこで当市では、不正な請求や取得を防止するため、2015年（平成27年）から住民票の写しなどの第三者交付に係る告知型本人通知制度の導入を予定しているところです。

市職員や事業者は、基本的人権の保障を自らの責務として自覚し、あらゆる差別をなくすため、差別につながる行為を見抜く力と指導力の向上を図る必要があります。

【施策の推進】

- (1) 佐渡市個人情報保護条例の適正運用を図ります。

市民の基本的人権の保障を図るため、思想、信条及び宗教に関する事項をはじめ、人種及び社会的身分等に関する事項や市民の個人の秘密を侵害する恐れがあると認められる次項などについて情報の収集を原則禁止するとともに、市が保有する個人情報の保護と、自己に関する情報の本人開示、訂正、削除、目的外利用等中止に係る請求権を保証します。

- (2) 佐渡市情報公開条例の適正運用を図ります。

市民の知る権利として、市民が市の保有する情報の公開を求める権利を保証するとともに、佐渡市情報公開条例の運用に当たっては、個人情報がみだりに開示されないよう十分配慮します。

- (3) 市職員の資質の向上

当市においても、身元調査をはじめとする人権侵害につながる行為が現在もあるという現

実を踏まえ、そうした行為の差別性を見抜き、的確に対応できる職員の資質の向上に努めます。

(4) 民間事業者に対する指導

事業者が保有する市民の個人情報に適正に取り扱われるよう、啓発を進めるとともに、市民から問題提起がされた場合は、調査、検討を行的確な対応に努めます。

◆行動計画

取組内容	関係課
●個人情報保護の適正管理	各課
●個人情報保護の適正管理及び人権教育等研修会の実施 ●条例の運用状況の公表（市報・ホームページ） ●ポスター等の掲示による普及・啓発活動	総務課
●本人通知制度の実施	市民生活課

第2節 人権侵害の救済と人権擁護

【現状と課題】

人権実現の社会とは、何よりも人権が尊重され、人権侵害が起こらない社会、すなわち人権尊重社会を築くことであり、そのために人権教育及び人権啓発が重要であることは言うまでもありません。しかし、残念ながら全国で児童の虐待に関する事件が年々増加するとともに、家庭内及び配偶者からの暴力等も顕在化してきています。また、差別意識から行われている身元調査による結婚差別事象や就職差別事象など数多くの事象が全国で明らかにされています。

佐渡市が実施した2014年（平成26）3月の「人権に関する意識調査」では、「自分の人権が侵害されたと思ったことがある」と回答した人は22パーセントでした。人権侵害されたときの相談相手については、「家族や親せき」25パーセント、「友人、同僚、上司」20パーセントと身近な人に相談する回答が多く、また「何もしなかった」と回答する人も21パーセントにも及びました。一方、公共機関へ相談すると回答した人は「法務局」2パーセント、「市役所・町村役場」3パーセントと少ないことが明らかになりました。このような状況を踏まえ各関係機関、団体との連携強化を図りながら、人権啓発を推進し、人権侵害を受けた人が気軽に利用できる相談体制の確立が求められています。

【施策の推進】

(1) 人権相談体制の充実と相談窓口の周知

法務局や関係機関をはじめ、人権擁護委員との連携によりの確な対応に努めるとともに、人権相談業務の内容や相談体制について市民への周知を図ります。

(2) 人権啓発の推進

差別事象は重大な人権侵害であり、人権尊重意識の高揚を図るため、市民をはじめ団体・企業等に対する啓発活動の充実努めます。

◆行動計画

取組内容	関係課
●国、県等関係機関や民間関係団体の電話相談等への窓口案内 ●広報紙の掲載、各種パンフレット、啓発物品の配布による普及啓発を行う ●人権展・人権講演会の実施	市民生活課

第4章 同和問題の速やかな解決

第1節 同和地区の人権擁護

【現状と課題】

1960年（昭和35年）、総理府に同和問題解決に資するための同和对策審議会が設置され、1965年（昭和40年）に同審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識に立って、環境改善、社会福祉等の広い分野における総合的な施策の方向を示しました。

この答申を具体化するため1969年（昭和44年）に「同和对策事業特別措置法」が制定され、その後、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、各種同和对策事業が実施されてきましたが、2002年（平成14年）3月末「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことに伴い、特別対策事業は終了し、今後は一般対策で対応することとなりました。しかし、結婚問題をはじめとして、企業における就職差別、同和地区出身者に対する差別的な落書き、インターネットなどに差別的な文章を載せるなどの行為も後を絶ちません。

佐渡市では、2008年（平成20年）3月に策定した「佐渡市人権教育・啓発推進計画」に基づき、関係機関との連携強化や人権教育・啓発の推進と充実、社会福祉の充実や生活環境の改善、雇用の推進等の施策を実施してきました。

2014年（平成26年）に実施した「人権に関する意識調査」では、「部落の人を嫌がったり避けたりする意識がある」と回答する人の割合が9パーセントでした。しかし、「わからない」と回答する人の割合は53パーセントとなり、2007年（平成19年）に実施した調査より21ポイント増加しています。このことは、部落問題に無関心である人が増えていると考えられます。「差別、差別というからいつまでも差別がなくなる」と回答する人の割合は43パーセントと、前回調査より減少しています。しかし、「わからない」と回答する人の割合は22パーセントとなり、前回調査より11ポイントも高くなりました。また、今回の部落問題に関する設問では、「わからない」と回答する人がどの設問の答えでも増加しているのが特徴的であり、これは「寝た子を起すな」の考え方よりも非常に深刻な問題であるということが判明しました。

こうした差別をなくするためには地域や学校、企業、各種団体などあらゆる場において部落差別の解消に向けた教育・啓発を通し、正しい理解を求めていくことが大切です。

【施策の推進】

(1) 人権擁護関係機関や関係団体との連携の強化

人権侵害問題の解決に向け人権擁護関係機関や関係団体との連携の強化を図ります。

(2) 人権教育・啓発の推進と充実

同和問題の正しい理解のための教育・啓発を推進するとともにその充実を図ります。

(3) 学校教育・社会教育における人権教育の推進

人権尊重の精神を育むため、人権に関する観点を明確にした全体計画や年間指導計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて同和教育を推進するとともに、社会教育現場において同和教育の推進を図ります。

◆行動計画

取組内容	関係課
●職員研修の実施	総務課
●国、県等関係機関や団体の活動への積極的支援 ●市民意識調査の実施 ●人権展・人権講演会の実施	市民生活課
●指導主事による「計画訪問」「支援訪問」 ●同和教育主任研修会の開催 ●職員研修の実施・参加(校内外含む) ●人権を扱った道徳授業の公開等	学校教育課
●人権教育指導者研修会等の積極的参加による公民館職員の資質の向上	社会教育課

第2節 人権教育・啓発の推進

1 行政の人権啓発

【現状と課題】

あらゆる差別の解消は、人権尊重の精神を基調とする民主主義社会の確立を目指すものです。すべての市民が人権意識を高め、差別を許さない世論の形成と人権尊重の社会環境をつくり出していく必要があります。そのためには、市職員一人一人が問題の解決に向けた行政課題を把握し、その課題解決への責務を自覚し、主体的に職務を遂行することが必要です。したがって、市職員は自らの職務を通じて、また、地域社会の中で人権啓発の主体者として、その指導的役割が果たせる資質と指導力の向上を図ることが大切です。また、市職員の意識を把握し、計画的、具体的な職員研修の実施が必要です。

社会教育の指導者は、市民の多様な意識やニーズに対応できる資質が求められます。また、各種の研修会への派遣要請に的確に応えなければなりません。したがって、指導者の育成を図るための施策の推進が必要です。

学校教育においても教職員の同和問題に対する理解と指導力の向上が求められています。このため、指導者の育成と研修を行うための体制を充実する必要があります。

【施策の推進】

市の各部局は、それぞれの分野で差別や偏見の解消と地域社会で歴史や文化を通して、教育の向上を図る施策を推進するとともに、人権教育・同和教育推進組織・団体及び企業と連携し、市民一人一人の生き方や人権尊重の意識高揚につながる活動を総合的かつ計画的に推進します。

2 就学前における人権教育・同和教育の推進

【現状と課題】

乳幼児期は人間形成の基礎をつくる大切な段階です。この時期に、乳幼児の健全な成長発達を図り、人権尊重の心を育むことはとても重要です。

未発達の乳幼児は周りの人の影響を受けやすく、子どもの人権感覚を育てるカギは大人の人権意識にかかっているといても過言ではありません。この意味で、子育てに関わる保護者をはじめ保育園、幼稚園、関係機関等の職員の人権意識の高揚を図ることが大切です。

現在、各園では、人との関わりで人権を大切にすることを育てるとともに、自主共同の態度を養い、

道徳性の芽生えを養うことを目指しています。今後は就学前における人権教育・同和教育（保育）の重要性を踏まえ、関係機関等の職員研修の強化と家庭、地域へさらなる啓発が望まれます。

【施策の推進】

(1) 職員研修の推進

職員自ら差別に気づき、差別を許さない信念のもとに、人権・同和教育の正しい理解のために研修を推進します。

(2) 乳幼児の感性の育成

乳幼児期に、思いやりの心や生命を大切にしようとする心を十分に育むことが学校における人権教育・同和教育をすすめる上での大切なベースとなります。

(3) 家庭・地域との連携強化

保育園、幼稚園等の関係機関は、保護者との懇談や家庭・地域への便り等を利用して、家庭や地域の人々の人権意識の高揚を図り、就学前における人権教育・同和教育を進めます。

3 学校教育における人権教育・同和教育の推進

【現状と課題】

国の同和对策審議会答申に基づき、また、新潟県人権教育・啓発推進基本指針などを踏まえ、本市では積極的に同和教育を進めてきました。

平成15年度から17年度の3年間においては、文部科学省人権教育研究指定を受け、相川中学校区（小学校3校・中学校1校）を教育総合推進地域とした同和教育の充実にも努めてきました。

現在、市内全小・中学校において、人権教育、同和教育が教育計画の中に位置付けられ、その確実な推進が図られています。各学校では、副読本「生きるⅠ～Ⅳ」（県同和教育研究協議会編）の活用を年間指導計画に位置付け、授業実践に役立てています。また国の指針等を踏まえ市内小・中学校において、人権教育、同和教育を教育計画にきちんと位置づけ、確実に実践しています。

しかし、いじめなど児童生徒を取り巻く様々な人権問題が存在するという事実もあります。今後も教職員一人一人の人権意識のさらなる高揚と児童生徒に対する指導力の一層の向上が必要です。教職員自らが積極的に差別の現実を学び、学校教育における同和教育を中核とした人権教育を推進していかなければなりません。

そして、部落差別をはじめとするあらゆる差別に気付く感性を身に付け、課題を抱えた児童生徒に寄り添った支援ができる実践力を高めるとともに、教育現場から差別やいじめがなくなることを願いながら、「他者を尊重し」「自分の意見を尊重に表現し」「お互いに協力し合える」児童生徒の育成に努めます。

【施策の推進】

(1) 指導計画に基づく授業実践の充実

学校訪問や同和教育主任研修会等を通して、「生きる」シリーズの一層の活用を図ると共に、授業実践上の問題点を洗い出し、被差別者の立場に立った同和教育が行われるよう授業の改善を行います。

また、「被差別部落の成り立ち」について、正しい理解と認識を育てる指導を様々な教育活動の場面に設定し徹底していきます。さらに、今日的人権課題である「インターネットによる人権侵害」等の事例も積極的に扱い、同和教育、人権教育の授業実践の充実に努めます。

(2) 職員研修の量的・質的な充実

学校では、県教育委員会からも年間2回以上の同和教育研修が求められており、各学校とも

鋭意取り組んでいます。今後も、研修の機会の確保と内容の充実を図るために、知識偏重の同和教育に陥ることなく、被差別の側に立つ視点を持ち、課題を抱える児童生徒に寄り添った支援ができるよう研修内容の充実に取り組んでいきます。

(3) 保護者への啓発活動の充実

人権教育の一層の充実に向けて、子どもに「差別をしない、差別を許さないという感性を育てる」「一人一人の多様な在り方を互いに認め合う共生の意識を涵養する」ためには、保護者への理解・啓発活動が大切です。

人権教育の授業参観やたより、佐渡人権展への参加等を通じて学校が取り組んでいる人権教育、同和教育の理解を深めることに務め、人権啓発を図っていきます。

4 社会教育における人権教育・同和教育の推進

【現状と課題】

人権、同和に関する問題は、依然として大きな社会問題として残されています。人権が真に尊重される社会の実現を今後目指さなければなりません。

社会教育では、全ての教育の出発点である家庭教育に重点を置き、親子ふれあい事業や電子版「家庭教育手帳」を活用し、親への学習活動の提供や、家庭でのしつけの在り方を紹介しています。また親自身が偏見を持たず、差別しない、許さないことを、子どもたちに示していくことが大切であるとして、家庭においての人権意識の基礎を培うことを促しています。

しかし、一般市民を対象とする人権教育、同和教育の機会が少ないことから、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての理解と認識を深めるために、佐渡人権展の実施や社会教育施設を拠点とした人権に関する多様な学習機会を提供していく必要があります。そのためには、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していけるよう、専門性を備えた指導者の育成が必要です。

【施策の推進】

人権教育の目標は、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指すことにあります。そのために、家庭教育の分野と新たな人権問題についての学習機会の充実を目指します。

- (1) 全ての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子がともに人権感覚が身に付くような家庭教育に関する学習機会を設けるとともに、学習・啓発活動に対し資料や情報提供に努めます。
- (2) 公民館等の社会教育施設を中心として、高齢者、障がいのある人、外国籍の人等との交流の機会を充実するとともに、折に触れて人権教育、同和教育についての啓発を進めます。
- (3) 春駒・やわらぎなどの伝統芸能の伝承・保存に努めるとともに、これらを発表する場を設けて、同和地区で継承されてきた芸能に対する偏見を取り除く啓発を進めます。

◆行動計画

取組内容	関係課
●職員研修の実施	総務課
●市民への人権教育啓発の推進 ●関係機関や人権団体との連携 ●研修会・講演会等への参加による職員の資質向上 ●市民意識調査の実施 ●佐渡人権展の実施	市民生活課

●人権啓発に関する保育園内研修の実施	社会福祉課
●教職員の指導力向上のための指導主事による「計画訪問」「支援訪問」 ●人権教育を盛り込んだ学校評価の実施 ●研修会・講演会等への参加による職員の資質向上 ●同和教育主任研修会、人権同和教育研修講座の開催 ●各学校で具体的事例による校内職員研修会の実施 ●人権を扱った道徳授業の公開等	学校教育課
●人権教育指導者研修会等の積極的参加による公民館職員の資質の向上 ●電子版「家庭教育手帳」の活用 ●親子ふれあい事業の実施 ●研修会・講演会等への参加による職員の資質向上	社会教育課

第3節 社会福祉の充実と生活環境の改善

【現状と課題】

社会福祉の充実については、人権・同和問題の根本的解決を実現するための重要な施策として位置づけ、地域の実態に即した効果的な施策を実現していくために福祉、保健、医療の連携による総合的、効果的な各種施策の推進に努め、生活向上と福祉の増進を図る必要があります。

公的な福祉施策の充実に加え、すべての人が地域社会の中で、共に暮らすことができるよう住民参加による地域福祉の推進が不可欠であり、地域のニーズを把握し、その解決の方法を地域で共に考えていく取り組みが必要となっています。このようなことから、「佐渡市将来ビジョン」「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」「佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「佐渡市障がい者計画」「健幸21計画」等に基づいて事業を推進します。

生活環境の改善については、住民が健康で文化的な生活を営むための基盤の整備をはじめ、教育等の諸政策と連携を図った事業の推進が必要です。同和地区の実態を把握しながら地域の実情に応じて事業の推進を図ります。

【施策の推進】

乳幼児から高齢者まですべての人が地域社会の中で生き生きとした生活を営むために地域福祉推進体制を確立し、福祉のまちづくりを推進します。

「安全安心のまちづくり」「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」という地域づくりの視点をふまえて生活環境の改善を行います。

- (1) 地域社会における連帯を大切にし、住民参加型の福祉活動を推進します。
- (2) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、関係機関との連携を強め、地域福祉、高齢者福祉、児童福祉の充実を図ります。
- (3) 子どもから高齢者までが健康的な生活を営めるよう各種施策を推進します。
- (4) 児童の健全育成を期するための施策を推進します。
- (5) 老人クラブの自主活動を支援し、高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。
- (6) 保健・医療・福祉の連携を図り、総合的かつ効率的に福祉サービスを利用できる体制整備に努めます。
- (7) 関係機関と連携し、障がいのある人の雇用拡大に向けて企業等に理解を求めていきます。

- (8) すべての人が、お互いの個性、人権を尊重し、支えあいながら共に生きる地域社会を築くため、「共助」の仕組みづくりに努めます。
- (9) 訪問や聞き取り等を行い、同和地区の実態把握に努めます。
- (10) 国・県と連携し、地域の実態に即した環境改善に努めます。

◆行動計画

取組内容	関係課
●地域の茶の間への支援や協力	市民生活課
●地域の茶の間への支援や協力	高齢福祉課

第4節 雇用の促進・就労の安定

【現状と課題】

我が国の雇用情勢は、有効求人倍率では平成21年度を底に上昇に転じており、完全失業率は平成21～22年度を底に改善に転じています。佐渡市においても、有効求人倍率は平成21年度から徐々に上昇に転じています。

しかしながら、まだまだ非正規での求人（雇用）が多いのが現状であり、常用での正規雇用の比率を改善させていくことが必要です。

今後、職業選択の自由、就職の機会均等を確保し雇用の促進と就労の安定を図るには、雇用主が人権問題について正しい理解と認識のもとに公正な採用選考を行うことをはじめ、就労者の能力が十分に発揮でき、快適に働ける職場づくりに努めることが必要です。

そのため、民間事業所への啓発を進めるとともに、国、県等の関係機関と連携し事業の推進を図ります。

【施策の推進】

- (1) 企業に対しても啓発を進めるとともに、国、県の新たな法的措置や行財政措置を踏まえ、一般対策を有効かつ適切に活用し、課題解決に向け関係機関と連携し事業の推進を図ります。
- (2) 地域住民の雇用の促進と就労の安定を図るため、ハローワーク（公共職業安定所）など関係機関と連携し雇用の円滑化に努めるとともに、公正な採用選考による就職の機会均等の確保と差別のない明るい職場づくりに関する啓発活動に努めます。

◆行動計画

取組内容	関係課
●労働局や県が作成する冊子等による意識啓発活動 ●広報啓発活動、各種啓発チラシ等の配布 ●雇用促進協議会の事務局として、就職面接会の開催	産業振興課

第5章 男女共同参画社会の実現

【現状と課題】

男女が社会の平等な構成員として、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個性と能力を磨くと共に十分に発揮でき、個人として尊重される社会づくりが重要です。

「男は働いて家族を養い、女は家事・育児・介護で家庭を守る」という性別による従来からの固定的役割分担が、男女がともに家庭にも地域にも、そして職場にも同じようにかかわっていける社会づくりを難しくしている現状があります。

そのため、男女平等意識を育むとともに、男女共同参画を女性のための課題としてとらえず、男女がともに家庭や地域活動、仕事のあり方について見直し、協力していけるように推進していくことが必要です。

第1節 男女平等意識の啓発

男女が社会の対等な構成員として、性別によることなくそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要です。しかしながら、これまでの「男は仕事、女は家庭」という考え方や、地域活動の場における慣習やしきたりにより、性別による固定的な役割分担意識にとらわれている現状があります。

そのために、男女平等社会について理解を深めることが重要であり、社会的・文化的に形成された性別があることをふまえながら家庭、職場、地域、教育の場において男女平等意識を定着するように促進していきます。

【施策の推進】

- (1) 家庭における男女平等意識の促進
 - ① 家庭における男女の固定的性別役割分担意識の解消
- (2) 男女平等の視点での慣行や社会通念の見直し
 - ① 地域における固定的性別役割分担意識の解消
- (3) 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発
 - ① 男女平等意識に基づく人権教育、道徳教育、生徒指導、性に関する指導
- (4) 生涯学習における男女平等教育の推進
 - ① 男女平等に基づいた生涯学習の充実

◆行動計画

取組内容	関係課
●男女平等意識に関する広報啓発活動	総合政策課
●家庭における男女共同参画に関するセミナー等の開催	
●パパとママのためのマタニティーセミナー（両親学級）の開催	市民生活課
●学校へ男女共同参画に関する教職員向け情報の提供	学校教育課
●男女共同参画意識醸成のための各種講座の開催	社会教育課

第2節 女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり

男女がお互いにその人権を尊重することは大切なことですが、その意識は十分に浸透しておらず、暴力や差別が存在しています。暴力や差別の対象者は性別を問いませんが、特に女性はその被害者となりやすい傾向があるため、女性に対する差別的な取り扱いや暴力の根絶を目指します。

また、女性は、妊娠・出産の可能性があることから、男性とは異なる健康管理に配慮した健康づくりが重要であるため、生涯を通じた女性の心身の健康対策に取り組みます。

【施策の推進】

- (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ① 女性に対する暴力を許さない社会環境づくり
- (2) 生涯を通じた女性の心身の健康づくりへの支援
 - ① 「性と生殖に関する健康と権利」の尊重
 - ② 生涯を通じた女性の健康の保持・増進の推進

◆行動計画

取組内容	関係課
●性犯罪、買売春、暴力防止の広報啓発活動	総合政策課
●市外の相談所の案内(女性の人権ホットラインダイヤル) ●妊婦健診や各種健康診査への支援	市民生活課
●女性相談の実施	社会福祉課

第3節 男女共同参画が確保される労働環境づくり

就業環境は男女雇用機会均等法により法律や制度上では平等になっていますが、実際には採用や職種、昇進などで男女差があると考えている人が多いため、男女均等な労働環境の整備を促進します。

また男女が共に個人の価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方が実現できるように、個人の能力に応じて起業や再就職などが目指せるように推進していきます。

加えて、佐渡市の2014年(平成26年)3月の意識調査では、「女性の人権を守るために必要の思われること」の設問に「男性・女性の両方を対象に、仕事と家庭の両方を支援する体制を企業・会社でつくる」という回答が57パーセントもあったことから、男女が協力して仕事と家庭生活や地域活動が両立できる労働環境を整え、働きやすい労働環境の整備を促進します。

農林水産業や商工業等自営業においては、男性と共に女性が経営上の対等なよきパートナーとなるよう環境を整備に努めます。

【施策の推進】

- (1) 就業機会の均等と労働環境の条件整備
 - ① 均等な就業機会と待遇確保による働きやすい職場づくりの推進
 - ② 能力が発揮できる就業環境の整備
- (2) 職業生活と家庭生活・地域活動の両立のための就業環境整備
 - ① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発

- ② 様々な働き方の情報提供と支援の充実
- (3) 農林水産業・商工業等自営業の男女共同参画の確立
 - ① 農林水産業における女性の経営参画の推進
 - ② 商工業等自営業における女性の経営参画の推進

◆行動計画

取組内容	関係課
●職員向けハラスメント防止セミナーの実施	総務課
●広報啓発活動 ●働きやすい職場づくりのための意見交換会や講座の実施 ●パッピー・パートナー企業登録に向けた周知啓発	総合政策課
●男女均等な就業環境整備に関する広報啓発活動 ●起業の支援	産業振興課

第4節 男女が共に参画できる活力あるまちづくり

誰もが生き生きと豊かに暮らす社会の形成には、少子高齢化、福祉、防災、国際理解等、市民生活に身近な問題について、男女があらゆる意思決定の場にかかわり、ともに責任を担っていくことが重要です。

また、男女共同参画は女性のみの問題ではなく全ての人に当てはまるものであり、男性、高齢者、障がいのある人、外国籍の住民等がそれぞれの課題に対して、その解決に取り組む必要があります。

そのため、意思決定の場への女性の参画を進めながら、あらゆる立場の人が社会に参画できるように社会的条件を整備していきます。

【施策の推進】

- (1) あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進
 - ① 各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用
 - ② 地域の活動団体における女性参画の促進
- (2) 男性にとっての男女共同参画
 - ① 男性に対する男女共同参画の理解の啓発
 - ② 男性の家事・育児・介護等への参画の促進
- (3) 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせるしくみづくり
 - ① 高齢者・障がいのある人の社会参画支援
 - ② 高齢者・障がいのある人が安心して過ごせる看護・介護体制
- (4) 防災・災害復興への女性参画の促進
 - ① 防災・災害復興活動における女性参画の促進
- (5) 国際理解と外国籍の住民のまちづくりへの参加促進
 - ① 多文化共生を進める教育支援事業の推進
 - ② 多文化共生を進める生活支援事業の推進

◆行動計画

取組内容	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ●市女性職員のリーダー研修への参加 ●防災に関する積極的な女性登用及びアドバイザー登用 	総務課
<ul style="list-style-type: none"> ●各種附属機関等女性登用割合調査の実施 ●女性の活躍を推進する団体の紹介 	総合政策課
<ul style="list-style-type: none"> ●外国語母子手帳配付 	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人の施設整備及びサービスの充実 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の施設整備及びサービスの充実 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ●日本語を学習する機会を提供（日本語教室） 	地域振興課

第6章 子どもの人権擁護

【現状と課題】

近年、家庭における児童虐待は、地域の中で、あるいは保育園、幼稚園、学校での生活から発見に至る例が増えつつあると言われています。児童虐待は、重大な人権侵害にも関わらず、そのことを認めない親や、気づかない親がいることはこの佐渡でも例外ではありません。子どもにとって、最も信頼できる、安心できるはずの家庭内での親からの虐待は、子どもの心身の発達に大きな影響を与えるものです。これらの背景には、少子化や過疎化、核家族化により子育ての悩みを一人で抱え込む親や、発達障がい等により育てにくい子どもの育児に悩む家族が増えている現状があります。

学校においては、子どものいじめや不登校、問題行動等に鋭意対応し、その解消に向けて指導の継続に努めています。いじめについては、県との比較、全国との比較のいずれにおいても、認知率（認知学校数／学校数×100）は下回っています。しかしながら、どの学校においてもいじめは起こるという認識に立ち、いじめに進展しそうな行為に対する早期発見・対応によって、事態の深刻化を防ぐ努力が必要です。

また、不登校については、小学校では県と同レベルで横ばい傾向にあります。しかしながら、中学校においては、減少傾向にあるものの、全国、県レベルよりも高い発生率が続き、依然として予断を許さない状況にあります。このほか、暴力行為や器物損壊、非行事例等、少数ではありますが、皆無ではありません。

子どもの問題は、単に問題行動の発生の有無に限ることなく、子どもの成長過程に家庭、保育園、幼稚園、学校、地域や行政等関係機関がいかに連携し、サポート体制を構築していくかが求められます。今後も、子どもの人権擁護のために、協働した取組を推進していかなければなりません。

第1節 子どもの人権擁護

児童虐待、家庭内暴力や学校におけるいじめ、少年非行の凶悪化や低年齢化など、子どもの人権をめぐる問題が深刻となっています。子どもの人権については、これまでは保護や教育の対象として、権利の制限も当然のものとして扱われてきた傾向はありましたが、1994年（平成6年）に批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもを「保護の対象」から、自分の意見を表明する権利を確保する「権利行使の主体」として位置づけ、子どもの基本的人権を尊重することを求めています。

子どもの声に耳を傾け、子どもの人格の尊重とその個性が大切にされ、豊かな心が育まれる環境づくりが大切となります。

【施策の推進】

(1) 子どもの人権保護の推進

「児童の権利に関する条約」1994年（平成6年）批准の趣旨に基づき、子どもの人権の尊重、保護の促進を目指します。

また、性被害から子どもを守るため、有害サイトへのアクセス制限機能の保護者への周知をはじめ、SNS（※1）によるトラブルから子どもを守る取組を進める各学校の指導強化も必要です。

児童虐待については、子ども若者相談センター、児童相談所、人権擁護委員、民生委員・児童委員、保育園、幼稚園、学校など子どもに関わる機関の関係者が相互の連携強化を図り、市民からの疑いも含む児童虐待の通告に対し早期に対応するなど、人権侵害から子どもを守る機

運を高めます。

※1 SNS (social networking service)

- ・インターネット上の交流を通じた社会的ネットワークを構築するサービス
- ・人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイト

(2) 子どもの健全育成事業の充実

子どもを取り巻く社会的状況の改善、望ましい親子関係の確立のため、市民生活課、各支所市民課が実施する乳幼児健診や健康教育、健康相談、子ども若者相談センターにおける家庭での子育てに関する相談事業等の一層の充実が図られる必要があります。

◆行動計画

取組内容	関係課
●放課後児童健全育成事業・児童館運営事業の実施 ●関係機関や一般市民向け児童虐待防止に関する研修会開催 ●地域子育て支援センター事業の実施	社会福祉課
●メディアリテラシー教育(※2)の推進 ●たよりによる啓発	学校教育課

※2 メディアリテラシー教育

情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き活用する能力を育む教育

第2節 人権教育・啓発の推進

身体的にも精神的にも成長期にある児童が、その人格の調和が取れた発達が確保され、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであるとした「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもが、心身ともに健やかに成長するために、日常生活や地域社会の中で豊かな人間関係がつけられるような支援と、一人一人の個性を伸ばして育てていく教育や啓発を推進する必要があります。

【施策の推進】

(1) 人権教育、同和教育の推進

子どもの人権の尊重のためには、乳幼児期、青少年期の発達段階に応じて自分の権利の主張とともに他人の人権をも尊重する心、態度を培わなければなりません。

学校教育においては、計画的に職員研修を行い、学校教職員の資質向上を図ったり、副読本「生きる」シリーズを活用した授業実践の充実・改善に積極的に取り組んだりすることが必要です。

また、問題や悩みを抱える子どもに寄り添う「かかわる」同和教育への取組も一層進めます。いじめられる子どもにも問題があるという観点ではなく、いじめはどんな場合でも良くないという観点を鮮明にして、いじめられている子どもや悩みを抱える子どもに十分に関わっていくことが重要です。保護者参観等による授業公開を積極的に行い、啓発活動にも努めます。

子どもは保護される対象であるばかりでなく、自分の意見を表明するなど権利の主体であるという観点から、子どもを行き過ぎた管理の対象として扱わず、個性や能力を開花させることを目指して教育していくことが大切です。しかし、集団行動でのマナーやルールについては、きちんと指導をしていく必要があります。

(2) 子どもの人権に関する啓発

乳幼児への虐待防止をはじめ、望ましい子育てのあり方について相談を受ける機関の充実を図ります。

乳幼児健診のほかにも常時子育ての悩みに対する助言や実技指導・栄養指導などが受けられるようにするほか、保育園、幼稚園や子ども若者相談センターの連携による子育て支援体制の強化を図るとともに、子どもの人権に関する啓発を進めていきます。

(3) 相談機関の充実

法務局、児童相談所、市の子ども若者相談センターなどの相談機関のPRと同時に電話相談、人権ミニレターなどの相談方法の紹介、民生委員・児童委員、人権擁護委員など地域の身近な相談員の紹介も大切です。

(4) 家庭、地域、関係機関の連携

子どもの人権擁護を進めるためには、家庭ですべきこと、保育園、幼稚園ですべきこと、学校ですべきこと、育成機関がすべきこと、などを明確にし、かつ連携しながら取り組む必要があります。

① 健全育成組織の役割の明確化

子どもの人権擁護や啓発については、人権擁護委員を中心として、青少年健全育成組織、要保護児童対策協議会、健康づくり推進協議会などが、その機関の役割を明確にしつつ連携をする必要があります。

② サポートチーム組織の充実

現在、法務局では子ども人権110番など相談による支援を行っています。児童虐待防止のネットワークとして、市では要保護児童対策協議会を立ち上げ、活動しています。また、親同士の仲間づくりの場や各種相談会、勉強会、訪問指導などのサービスが子育て支援や母子保健事業の中で行われています。これらの活動には、住民主体のものも始まってきました。今後は、住民が主体的にサービスを選択できるような情報提供が必要です。

◆行動計画

取組内容	関係課
●広報周知啓発活動 ●保健師や栄養士の子育て相談（定例健康相談日、随時来所及び電話等） ●助産師や保健師の訪問による母子の健康観察及び保健指導	市民生活課
●子ども若者相談センター実施事業（療育教室、ペアレントトレーニング、NPプログラム（※3）による親同士の仲間作りや学びの場） ●児童虐待防止研修会（一般市民向け、関係者向け）	社会福祉課
●教職員研修の機会確保と充実 ●各学校で作成した「いじめ防止基本方針」に沿ったいじめ未然防止及び対応 ●悩みを抱える児童生徒への早期及び組織的支援としての「子どもと共に1・2・3運動」の確実な実施 ●心の教室相談員・不登校児童生徒訪問指導員の配置	学校教育課

※3 NPプログラム（nobody's perfectプログラム）

完璧な親なんていない！ 子育て中の親同士で悩みや関心のあることを話し合いながら自分に合った子育ての仕方を学ぶ。

カナダ生まれの親支援プログラム

第7章 高齢者の社会参画の推進と人権擁護

【現状と課題】

2014年（平成26年）9月末現在、佐渡市の65歳以上の人口は23,253人、高齢化率は38.8パーセントであり、国の高齢化率26.0パーセント（総務省統計局「2014年（平成26年）10月1日現在（概算数値）」）を12.8ポイント上回って推移しています。また、単身や高齢者のみ世帯も増えており、医療ニーズの高い高齢者や認知症の高齢者も増加しています。

こうした中、介護負担増加等の理由で、介護する家族や施設職員による身体的・心理的虐待といった人権問題が表面化し、大きな社会問題となっています。これからは、介護が必要な状態となっても尊厳が保たれ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう「医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス」が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた体制づくりをさらに推進する必要があります。

高齢者は単に保護される弱い存在ではなく、長年にわたって知識・経験・知能を培い豊かな能力と意欲を持った社会的に大切な人材であります。しかし、核家族化の進展による家族関係の希薄化、それに伴い地域社会とのつながりの減少などで能力を発揮する場が少ないという問題もあります。高齢者の生活をより豊かな活力あるものとするため、積極的に社会活動に参加できるような環境づくりが必要となっています。

また、高齢者のみ世帯の割合が多いことから、災害時の不安はより大きな問題であり、地域ぐるみで支えあい助け合う仕組みづくりも重要です。

第1節 高齢者の人権擁護

平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景として、社会の高齢化は極めて急速に進んでおり、こうした中、高齢者に対する差別や虐待、財産権の侵害等の人権問題に的確に対処し、安心して暮らせる社会の構築が必要です。

【施策の推進】

(1) 相談体制の充実

介護保険法の改正に伴い、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるように介護や日常生活等に関する様々な相談をうける「地域包括支援センター」を市内4ヶ所に設置しております。「地域包括支援センター」では、高齢者を取り巻く各種の問題に対応するために、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士という保健・介護・福祉各分野の専門職を配置しており、そこを中核とし、様々な福祉サービスや関係機関と連携したネットワークを構築するとともに、「地域包括支援センター」のPRも推進していきます。また、2006年（平成18年）4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者に対する虐待への対応体制の構築、虐待を防止するため、市民への普及・啓発をはじめ養護者等を支援することで虐待が発生しない社会の構築に努めます。

(2) 要介護高齢者の福祉と介護保険サービスの充実

介護保険事業の円滑な運営を図るため、保険財政の安定経営に努めるとともに、事業者によるサービスの円滑な提供を推進します。また、介護に対する専門的な相談に対応するため、人

材育成と指導・相談体制の充実に努めます。

(3) 権利擁護制度等の活用支援

認知症等により判断能力が不十分で自己決定や財産管理等日常生活に支障がある人でも、安心して地域で生活ができるように、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及・啓発を図り、制度活用の支援に努めます。

また、佐渡島内では専門職が不足することから、平成25年度から市民後見人養成講座を開講し市民後見人の育成に取り組んでいます。

(4) 見守り体制の充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が地域で差別や孤立化することなく、特に災害時において行政や地域が高齢者を見守る体制を充実することで、高齢者自身が安心して暮らせる環境をつくるよう努めます。平成27年度から、地域での安全安心を構築するため「緊急医療情報キット」の活用や民間事業者による要援護者等の安否確認により、高齢者等が地域で安心して生活を継続するため、地域の自助、共助、互助体制の再構築を目指す「地域見守り事業」を実施します。

◆行動計画

取組内容	関係課
●高齢者虐待への対応体制の構築 ●虐待防止のための市民への普及啓発 ●養護者等の支援 ●相談体制の充実（地域包括支援センターの機能強化） ●成年後見制度利用支援事業の実施 ●市民後見人養成講座の開催 ●安全安心地域推進事業、地域見守り事業の実施	高齢福祉課

第2節 人権啓発の推進

高齢者の人権についても認識と理解を深めるとともに、高齢者は豊かな知識と経験を持った貴重な人材であり、社会を構成する重要な一員として尊重され、かつ、生き生きと地域において暮らせる社会の実現をめざし、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。

【施策の推進】

(1) 高齢者に関する人権啓発

高齢者に対する差別や虐待を解消するため、高齢者の生き方や高齢社会のあり方を学習し、高齢者の人権の尊重に向けた啓発に努めます。

(2) 人権教育の推進

高齢者は長年にわたり社会を支え、地域文化を継承し、社会貢献してきた人々であることを踏まえた人権教育、啓発に努めます。

(3) 高齢者への生涯学習活動の推進

高齢者の生活実態を把握し、必要性や意欲に配慮した生涯学習の機会の提供に努めます。

◆行動計画

取組内容	関係課
●認知症サポーター養成講座、認知症予防講座の実施 ●相談援助の充実（ものわすれ安心相談、ほのぼのカフェ等）	高齢福祉課
●道徳の授業時等、指導要領に基づく高齢者に関する学習	学校教育課
●学習機会の充実と推進（高齢者学級等）	社会教育課

第3節 社会参画の推進

団塊の世代が高齢期を迎え高齢者数は増加しましたが、多くの方は元気であり、今後とも、元気な高齢者はますます増えていくものと考えられます。

これらの定年を迎えた高齢者が自宅に引きこもるのではなく、それぞれが、長年培った知識や経験を活かして、地域社会で活躍できるよう各種事業や社会参加などを進めます。壮年期の市民や高齢者が、働く意欲や地域での活動の場を持ち、積極的な社会参加や学習・健康づくり活動、さらにはボランティア活動などに参加することができる機会が提供され、活力ある地域社会が形成されるよう取り組んでいきます。

【施策の推進】

(1) 元気な高齢者の活力発揮を推進します。

① 学習機会の充実

高齢社会においては、学習を通じての心の豊かさや、生きがいづくりの促進が求められていることから、高齢者が生涯を通じて自由に選択し学ぶことができる学習機会の提供や自主的な学習活動の支援など公民館や生涯教育関係者と連携しながら充実に努めます。

② 就労や雇用の促進

平均寿命の伸長に伴い、就労による充実した生活を求める高齢者に対し、その豊かな経験を生かした就労機会を確保するため、シルバー人材センターなどの活動を支援します。

③ 世代間交流の促進

小中高校生による高齢者福祉施設での交流、介護体験、地域の高齢者との交流等を促進し、若い世代の高齢者に対する思いやりの心を養うとともに、公民館講座などの生涯学習活動の場でも高齢者のもつ知識・経験を生かし世代間交流に努めることで若い世代と高齢者が互いに尊重し合い高めあえる社会の構築に努めます。

④ 社会参加の促進

ボランティアやNPO等の活動は、今後の地域づくりや福祉サービスの担い手として重要な地域資源となっています。活動主体としての連携を深め、高齢者の参加を促進するため広報等を通じた情報提供を進めるほか、社会参加事業の共同開催等により、参加機会の充実を進めます。

(2) 介護予防の推進

要介護高齢者の増加を抑制し、高齢者が生涯地域で快適に過ごせるように、地域支援事業の一般高齢者施策による健康意識の向上と健康維持の推進及び特定高齢者施策による閉じこもり防止、要介護状態予防に努めます。

(3) 生活環境の整備

高齢者が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるよう、都市計画や公共施設等でのバリアフリー化を推進します。

◆行動計画

取組内容	関係課
●学習機会の充実（「しゃきっと教室」の実施） ●就労や雇用の促進（庭先集荷事業の推進、シルバー人材センター活動の普及促進の支援） ●社会参加の促進（ボランティアポイント制度の実施） ●介護予防の推進（介護予防教室の実施） ●高齢者・障がい者の住宅整備支援	高齢福祉課

第8章 障がいのある人の自立と社会参加の実現

【現状と課題】

1993年(平成5年)に「心身障害者対策基本法」が改正され、「障害者基本法」が成立し、障がい者施策に関する基本的理念を定め、地方公共団体の責務の明確化、施策の総合的かつ計画的な推進を進めることとされました。2004年(平成16年)の「障害者基本法」改正では、障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することやその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと規定されました。2006年(平成18年)には、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設するために「障害者自立支援法」が制定されました。

そして、2011年(平成23年)の「障害者基本法」改正では、障がい者の定義の見直しによる拡大と、合理的配慮概念が導入されました。2013年(平成25年)には、「障害者自立支援法」が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」として施行されました。それにより、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者等に対する支援の拡充が行われました。また、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「障害者差別解消法」が制定されました。2014年(平成26年)には「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締結国となりました。以上のように、国内法令の整備、障害者権利条約の完全実施に向けた新たな制度改革や取組が一層進められていくところです。

佐渡市の障がい者手帳所持者数は、2014年(平成26年)4月1日現在で身体障がい者(身体障害者手帳所持者数)3,411人、知的障がい者(療育手帳所持者数)546人、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)483人(重複所持者あり)、計4,440人で総人口の7.4パーセントとなっています。

障がいのある人への人権に関する2014年(平成26年)の意識調査では、「障がいのある人の人権を守るために必要なこと」として「就業機会の確保」が50パーセント、「福祉施設の充実」が39パーセント、「障がいのある人も一緒に学習できる学校教育」が35パーセントと高い回答順になりました。

本市では「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島(まち)づくり」を基本理念した佐渡市障がい者計画・佐渡市障がい福祉計画を策定し、障がいのある人が、自ら居住する場所を選択し障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めています。

障がいのある人が安心して地域の中で生活できる社会は、誰もが安心して暮らせる社会であり、その実現のために市民それぞれが障がいのある人たちへの偏見をなくし、人権が尊重された福祉のまちづくりへ向けて取り組むことが重要課題です。

第1節 障がいのある人の人権擁護

これまでも国でも障がいのある人の人権に関する諸制度の整備、推進が図られていますが、障がいのある人を取り巻く社会環境の中で偏見や差別が根強く存在しているのが現状です。

すべての人が、共に暮らせる地域社会構築に向け、障がいのある人の個人を問題とするのではなく、それによって生じる社会生活上の様々な困難や不利益をなくするために施策を実施していく必要があります。

障がいがあることにより差別を受けることや、虐待を受ける等の人権侵害に対し、専門職の配置により被害者に対する相談体制の充実を図っていきます。また、社会的障壁を除去するため必要かつ合理的配慮をし、それを事業者にも広げていきます。

【施策の推進】

- (1) 障がいのある人の人権侵害に的確に対処するため、専門職による相談体制の充実を図るとともに、国県の関係機関と連携し問題解決を図ります。
- (2) 障がいある人に対する偏見や差別の解消に向け、市民への啓発に努めます。
- (3) 差別解消のための国の基本方針に基づき、市の対応要領を作成し取り組んでいきます。

◆行動計画

取組内容	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と相談対応等の連携（「障がい者虐待防止センター」の設置） ● 普及啓発の推進（佐渡地区障がい者週間推進集会「あったかフォーラム」の開催、成年後見シンポジウム等各種大会等を支援） 	社会福祉課

第2節 人権教育・啓発の推進

障がいのある人の社会参加を妨げる偏見や差別をなくすため、すべての市民が互いに尊重し合い、ともに生活する社会を目指して、「障がい」や「障がい者」についての正しい知識と理解を持つことが必要です。

すべての人々の人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活できるまちづくりを進めるためには、障がいのある人への理解を含む人権教育・人権啓発があらゆる場で行われる必要があります。

【施策の推進】

障がいのある人に対する偏見や差別などの様々な障壁が取り除かれるよう、あらゆる機会をとらえ啓発活動を実施します。

- (1) ケーブルテレビ・市報・イベントなどを通し、市民への意識啓発に努めます。
- (2) 小中学生に対する「思いやり」「命の大切さ」に関する授業の取組を要請していきます。
- (3) 障がいのある人のスポーツ大会や研修会等の活動を支援し、積極的な社会参加の促進に努めます。
- (4) ボランティアや障がい者団体等の育成支援や組織強化を図ります。

障がい児（者）に、教育機会の均等化実現に向けた環境整備、支援システムづくりを行うとともに、教育、文化活動、スポーツを含めた生涯学習の機会拡大を図れるよう努めます。

- (1) 関係機関との連携を強化します。
- (2) 未就学児への障がい児教育、就学児への特別支援教育に関する整備の充実に努めます。
- (3) 生涯学習に取り組みやすい環境整備が図れるよう努めます。

◆行動計画

取組内容	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発の活動（障がい福祉に関する情報提供等による普及） ●社会参画への支援（身体障がい者体育大会等の開催） ●ボランティア、障がい者団体等の育成支援や組織強化 ●関係機関との連携（適正な就学への支援） 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発の活動（高齢者虐待防止の啓発） 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒へ「思いやり」「命の大切さ」に関する授業等の実施（道徳の授業、飼育・栽培活動） ●関係機関との連携（適正な就学への支援） ●特別支援教育に関する整備の充実 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習における環境整備の推進 	社会教育課

第3節 社会参画の推進と就労の確保

障がいのある人の一般就労を促進するためには、障がいのある人の就労支援体制を充実し、障がい者雇用率の向上を図る必要があります。障がいがあっても、様々な福祉サービス等を利用し、地域の中で人間の基本的な人権を享有する個人としての尊厳が尊重され、その人らしく生きていける社会のあり方が求められています。

また、障がいのある人自身が、自分の生き方を考えることが、本人の自立と社会参加につながる第一歩と言えます。そのためには、障がいのある人の生活を地域全体で支える共生社会を実現し、障がい者雇用の啓発活動の推進や障がい福祉サービス事業（就労移行支援事業）の充実等が必要となります。

【施策の推進】

ハローワーク佐渡（公共職業安定所）及び障がい者就業・生活支援センターあてび等関係機関と連携を図りながら、障がい者雇用の拡大に向け啓発活動を推進するとともに、就労移行支援事業所における就労に係る訓練等の充実を図ります。

- (1) 関係機関との連携を強化します。
- (2) 障がい者雇用に関する理解の促進を図ります。
- (3) 就労移行支援事業所の充実等を図ります。

住み慣れた地域で、誰もが安心してゆとりある生活を送るため、生活基盤の充実を図るとともに、障がいのある人や高齢者等のすべての人々が暮らせる環境整備を推進します。

- (1) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進を図ります。
- (2) 住環境の整備を図ります。
- (3) 防災・防犯対策の推進を図ります。

◆行動計画

取組内容	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ●防災に対する普及啓発活動 	総務課

<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携強化（佐渡市地域自立支援協議会を開催） ●事業主へ障がい者雇用の理解促進 ●就労移行支援事業所の充実や支援等 ●市施設の新設及び改修等におけるバリアフリー化の推進 ●障がいのある人の住宅改修相談の充実と支援 ●災害時要援護者台帳の作成による安全安心な防災対策 	社会福祉課
---	-------

第4節 社会福祉の充実

障がいのある人は、その障がいのために社会生活の様々な場面で、多くの制約を受けている現状があります。そのため、障がいのある人が家族や地域住民とともに生活できるための整備を図っていきます。

【施策の推進】

障がいの早期発見や早期治療の充実と障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実を図ります。

- (1) 早期療育体制の確立に努めます。
- (2) リハビリの実施により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい等の合併症防止を図れるよう努めます。
- (3) 生活習慣病による障がいの予防強化を推進します。

多様な在宅ニーズに応えるために情報提供に努め、在宅福祉サービスの充実を図ります。

- (1) 障がい福祉サービス等の充実を図ります。
- (2) 障がい者相談支援体制の充実を図ります。
- (3) 社会参加促進を図ります。
- (4) 精神保健福祉施策を推進します。

◆行動計画

取組内容	関係課
<障がい児・者支援> ●保健、医療、福祉、教育等の連携強化による相談機能の充実 ●生活習慣病による障がいの予防の推進	市民生活課
●障がい福祉サービスの充実（居宅介護、生活介護、自立訓練、就労継続支援事業及び移動支援事業、コミュニケーション支援事業等） ●障がい者相談支援事業所（市内4箇所）等の充実 ●各障がい者団体事業の促進を図り、社会参加の機会の提供 ●佐渡保健所等関係機関の連携による精神保健福祉施策の推進 <発達支援> ●早期発見体制の確立（園等巡回支援事業） ●療育の場の提供（療育教室の開催） ●保育士の資質向上（保育現場での療育的関りの研修会実施） <障がい児・者支援> ●保健、医療、福祉、教育等の連携強化による相談機能の充実	社会福祉課
<障がい児・者支援> ●保健、医療、福祉、教育等の連携強化による相談機能の充実	学校教育課

第9章 外国籍の人の人権擁護

【現状と課題】

日本では、1979年（昭和54年）に国際人権規約を批准するなど、外国籍の住民への権利保障に対する諸施策を講じ、日本社会における異なる文化、生活習慣、宗教、言語などを寛容に受け止め、互いに相違を認め合う共生社会の実現を目指しています

これまで外国籍の人の出入国や居住は「出入国管理法」、「外国人登録法」により、国や自治体が管理していましたが、2012年（平成24年）7月9日から「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、居住する外国籍の人も住民基本台帳法の適用対象になり、住民票が世帯ごとに作成され、市町村から行政サービスを容易に受けられる基盤ができました。このように外国籍の人が日本で生活するために必要な法制度は整備されつつありますが、人権に関する規範や基準は、存在しません。

日本における外国籍の住民登録数は、第1位が中国、第2位が韓国・朝鮮となっており、全体の6割近くを占めておりますが、これまでの歴史的過程の中で、在日韓国・朝鮮人が日本において差別や偏見を受けてきたことは、否定できない事実であります。また最近では、領土をめぐる問題などから友好関係が悪化し、デモにおいて差別感情を顕わにして排斥する言動（ヘイトスピーチ）を行う人も見られます。

佐渡市においては、2007年（平成19年）7月末で外国籍の人は、全国的に外国人労働者が急増した関係もあり511名でしたが、2014年（平成26年）3月末では222名と大幅に減少し、永住者や日本人の配偶者等が大半になりました。また、2014年（平成26年）3月末における出身国別の人口は、フィリピン79名、中国60名、韓国・朝鮮22名、インドネシア20名と続いています。

外国籍住民への人権に関する2014年（平成26年）の意識調査では、「外国籍住民の人権について思うこと」として「わからない」が34パーセントあり、2007年（平成19年）の調査より7ポイント増加しました。また、「日本に居住する外国籍住民の人権を守るために必要と思われること」は、「日本人・外国籍住民ともお互いの文化や伝統、社会事情を理解する」50パーセント「外国籍住民との交流の機会を増やす」41パーセント「日本人が外国籍住民の事情を理解する」38パーセントと続いています。このことから佐渡市における外国籍住民に対する認識の低さを把握することができるとともに、日本人が外国人の文化や習慣などを理解することが、外国人の人権擁護を確立するための課題であるといえます。私たちは国籍や民族を超えて、互いの文化の違いを認めあいながら共に生きていく地域社会の構築が必要であり、外国人にやさしいまち、そして日本人とともに暮らしやすい街づくりの実現が求められています。

第1節 外国籍の人の人権擁護

【施策の推進】

(1) 相談体制の整備・充実

関係機関や関係団体等と連携を図りながら、必要に応じ実態把握に努め、外国籍の住民の生活の様々な相談に対応できる体制の整備・充実に努めます。

(2) 情報提供の充実

外国籍の住民が快適な生活を送れるよう、社会生活に必要な各種情報の提供に努めます。

◆行動計画

取組内容	関係課
<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関や関係団体との連携 ●多言語による説明パンフレットやチラシなどの提供 ●外国語母子手帳配付 	市民生活課

第2節 人権教育・啓発の推進

【施策の推進】

(1) 啓発活動の充実

互いに異文化を理解し、尊重し合えるよう、民間団体・関係機関と連携をとり講演会・セミナーや交流会の開催等啓発活動の充実に努めます。

(2) 学校教育における国際理解の推進

児童生徒の異文化に対する理解を深め、国際的な人権感覚の育成に努めます。

◆行動計画

取組内容	関係課
●啓発活動（人権展や人権講演会の実施）	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ●国際交流活動（ホームステイの受け入れ） ●佐渡市国際理解出前講座の実施 	地域振興課
<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な学習の時間を通じ、国際理解を図る。 ●社会科（小6）において国際理解の学習を行う。 ●A L T（※4）とともに外国語活動や英語科の授業を行い、外国語の習得や文化の理解、生活の違いなどの学習を行う。（小5・6、中学生） 	学校教育課

※4 A L T（Assistant Language Teacher）

日本の学校で外国語授業を補助する助手のこと

第3節 社会参画の推進

【施策の推進】

(1) 外国籍の住民との交流事業への支援

外国籍の住民の相互理解のために、民間団体との協力体制で国際交流団体が行う各種事業への支援推進を図ります。

(2) 外国籍の住民に対する支援の充実

日本に暮らす外国籍の人にとって、日本語の習得は円滑な社会生活を営む上で欠くことのできないものであり、外国籍の住民の日本語習得を支援するための教室の開催等を通じ、民間団体と協力体制の充実に努めます。

◆行動計画

取組内容	関係課
●日本語を学習する機会を提供（日本語教室）	地域振興課

第10章 拉致被害者の自立と社会参画の推進

【現状と課題】

2002年(平成14年)9月17日に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年拒否していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、再発防止を約束しました。

現在、日本政府は17名の日本人を北朝鮮による拉致被害者と認定しましたが、同年10月に帰国できたのは17名のうち僅か5名であり、残りの12名については、いまだ十分な情報提供も無く安否不明のままです。

帰国当初は連日のように拉致報道で賑わい、多忙な日々を過ごした拉致被害者も、離れ離れとなっていた北朝鮮の家族と再会を果たし、故郷で落ち着いた生活を取り戻しつつあります。

拉致され24年間徹底した監視の下で日々苦しい生活を送っていた拉致被害者とその家族に対し、佐渡市では1日も早く自立できるようあらゆる場面を想定して迅速な対応をするため、自立支援カリキュラムを作成し社会復帰を進めてきました。

佐渡市にもいまだに拉致被害者や安否不明者がいます。いまだ帰国を果たせない拉致被害者の早期帰国実現と拉致問題の全面解決のため国、県、関係機関と連携し、この問題に取り組みます。

第1節 拉致被害者の人権擁護

【施策の推進】

拉致問題は日朝間の最重要課題であるとともに、市民の人権を侵害された重大な問題であることを認識し、国に対して早期解決に向け引き続き働き掛けをしていく必要があります。

また、拉致問題について市民の意識啓発を図るとともに、更に日本社会、地域社会に適応できるよう自立支援カリキュラムに沿った学習を進めていくことが必要です。

◆行動計画

取組内容	関係課
●生活相談員の配置 ●自立支援カリキュラムによる学習支援 ●日本語講師による学習支援	総務課

第2節 人権教育・啓発の推進

【施策の推進】

学校教育現場においては、基本的人権の尊重について大枠で学習しますが、拉致問題は最近の事例であり、これまで取り上げられることはありませんでした。このため、教育現場においても拉致被害者に対する人権問題を取り上げ、話し合いの場を設けます。

また、社会教育においては、人権問題についての講演やミニ集会などの場を設け、その中で拉致被害者の人権について取り上げ、市民すべての人たちから差別・偏見を無くし理解を得る場を設けます。

◆行動計画

取組内容	関係課
●拉致被害者による、小・中学校での講演会の実施 「家族に対する想いを共に考える会」	総務課

第3節 社会参画の推進

【施策の推進】

拉致被害者が日本に留まる意思を表明してから、当市でも迅速な支援体制を求められ、被害者には一日も早くの本社会、地域社会へ適応できるようにカリキュラムに沿った社会復帰を進めてきました。

今後はより一層社会に順応できるよう、あらゆる機会を通して社会参画を進めていきます。

◆行動計画

取組内容	関係課
●生活相談員の配置 ●自立支援カリキュラムによる学習支援 ●日本語講師による学習支援	総務課

第11章 さまざまな人権問題の速やかな解決

1 感染症患者等

【現状と課題】

現代は、医療技術の進歩で様々な病気の予防や治療の方法が研究・開発され、病気に関する情報も豊富にあります。しかし、誤った知識や情報、思い込み、過度の恐怖心などから、感染症患者や元患者、その家族に対して差別をする、偏見を持つという問題があります。また、身近な問題として受け止められず、理解しようとしにくい状況もあります。

なかでも、エイズ患者・HIV感染症患者等に対しては、マスメディアで取り上げられることが多いものの、誤った知識や理解不足からマイナスイメージばかりが形成され、依然、医療機関や職場、学校、地域社会など様々な場面で、差別や偏見による問題が見られます。

また、ハンセン病は、本来感染力の弱い感染症で治療法もすでに確立されていますが、以前は、遺伝病や恐ろしい不治の病と考えられ強制隔離されるなど、患者やその家族までもが著しい差別や偏見を受け、現在も社会復帰が困難な状況となっています。

最近では、HIV感染症やハンセン病以外にもさまざまな感染症がマスメディアで取り上げられ、感染症に対する関心は社会的に高まっています。それぞれの感染症について正しく理解し、病気によって患者やその家族が差別や偏見を受けることがない地域づくりが重要です。

【施策の推進】

感染症に対する差別や偏見の解消のため、あらゆる機会を通じて正しい知識の啓発・普及活動を行うとともに、患者・感染症患者等の意向を十分に尊重しながら支援の充実を図ります。

(1) 教育・啓発の推進

エイズやハンセン病など、感染症に関する正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進していきます。

学校教育においては、発達段階に応じた正しい知識を身につけるためにエイズ教育を推進するよう要請します。

また、感染症患者やその家族に対する偏見や差別意識を解消できるよう、世界エイズデーや健康フェスティバルなどの関連行事に併せて、ケーブルテレビの放送や広報誌、パンフレット配布による普及啓発活動を推進します。

(2) 相談・救済体制の充実

感染症患者やその家族等の人権問題の解決を図るため、国、県、人権擁護機関、民間人権団体等との連携により的確な対応に努めます。

◆行動計画

取組内容	関係課
●職員の資質向上 職員研修の実施	総務課
●人権教育、啓発を通じた総合的な人権意識の高揚 ●関係機関や関係団体との相談体制の充実 ●病気などの正しい理解を図るための広報活動	市民生活課
●学校教育における人権教育の充実（エイズ教育等）	学校教育課

2 犯罪被害者やその家族

【現状と課題】

近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難い。もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する行政も犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。また、刑を終えて出所した人等の家族についても、その家族であるという理由により、差別的な扱いを受けるなど人権が侵害されることがあります。

最近では、犯罪被害者やその家族に対する配慮と保護を図るため、刑事手続き等に関する法改正が行われていますが、制度面だけでなく、被害者の人権に対する理解が犯罪被害者やその家族に接する職員をはじめ、広く市民にも求められています。

【施策の推進】

犯罪被害者やその家族に接する職員をはじめとして、広く市民に対し、犯罪被害者やその家族の人権に対する理解を深めるための啓発を行います。

◆行動計画

取組内容	関係課
●職員の資質向上 職員研修の実施	総務課
●人権教育、啓発を通じた総合的な人権意識の高揚 ●人権に関する各種相談	市民生活課

3 刑を終えて出所した人等

【現状と課題】

刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別意識は根強く、本人に更生の意欲がある場合であっても、就職に際しての差別や住居棟の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況です。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な社会生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。このため、刑を終えて出所した人等に対する差別や偏見を解消するための啓発が必要です。

【施策の推進】

刑を終えて出所した人等の人権が侵害されることがないように、差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発活動に努めます。

◆行動計画

取組内容	関係課
●職員の資質向上 職員研修の実施	総務課
●人権教育、啓発を通じた総合的な人権意識の高揚	市民生活課
●関係機関や関係団体との連携	社会福祉課

4 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

匿名性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、また、様々な有害情報等をインターネット上の電子掲示板やホームページに掲示するなどの行為が増加しており、これらの人権侵害を防止することが必要です。

【施策の推進】

インターネットによる人権侵害に対しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるよう普及・啓発に努めるとともに、インターネットによる人権侵害となる行為を防止するために啓発を行います。

学校教育においては、情報教育を道徳や技術家庭科のなかで情報モラルを指導し知識の習得と人権侵害についての理解を図ります。社会教育では、講演会等を通じ、一人一人が社会のルールとマナーを守り、適切に利用をするよう啓発に努めます。また職員には情報管理の徹底やモラル等の正しい認識を図ります。

◆行動計画

取組内容	関係課
●職員の資質向上 職員研修の実施	総務課
●人権教育、啓発を通じた総合的な人権意識の高揚	市民生活課
●学校教育における人権教育の充実（情報モラル学習等）	学校教育課
●社会教育における人権教育の充実（講演会や講座の実施）	社会教育課

参 考 資 料

1	世界人権宣言（抄）	41
2	日本国憲法（抄）	43
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）	45
4	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（要旨）	46
5	新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）	48
6	同和対策審議会答申（抄）	53
7	同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について （意見具申）（抄）	56
8	男女共同参画社会基本法（抄）	60
9	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	63
10	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）	66
11	児童の権利に関する条約（抄）	71
12	児童福祉法（抄）	73
13	児童虐待の防止等に関する法律（抄）	75
14	いじめ防止対策推進法（抄）	79
15	老人福祉法（抄）	85
16	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）	86
17	障害者基本法（抄）	90
18	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）	93
19	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）	98
20	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（抄）	100
21	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（抄）	103
22	犯罪被害者等基本法（抄）	105
23	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（抄）	109
24	高等学校副読本 {生きるV} 改訂版（抄）	110
25	佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会開催要綱	137
26	佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会名簿	138

世界人権宣言 (抄)

1948年12月10日 国連総会採択

前 文

(略)

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言の掲げるすべての権利と自由を享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に屈することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公平な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

(略)

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対してこの宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

公 布 昭和21年11月3日

施 行 昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自由のことにのみ専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(略)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束を受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、住居、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(略)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）

公 布 平成12年12月6日

法律第147号

施 行 平成12年12月6日

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施期間の中立性の確保を旨として行わなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

以下（略）

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 要旨

(1997年7月4日 人権教育のための国連10年推進本部)

項 目	主 な 内 容
1 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育の趣旨、背景 ・ 我が国における人権教育の意義 ・ 人権教育10年に対する基本理念、目標、取組の留意点
2 あらゆる場を通じた人権教育の推進 (1) 学校教育における人権教育の推進 (2) 社会教育における人権教育の推進 (3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進 (4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児児童生徒の人権尊重の意識を高める教育の推進、人権教育に関する指導内容・方法の充実、教員研修や情報提供による教育の支援、大学等における人権教育・啓発活動についての取組への配慮 ・ 社会教育施設等における人権に関する学習機会の充実、識字教育や障害者等の学習機会の充実、指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実 ・ 人権侵害の被害者救済に関する施策の調査研究、人材教育の手法の調査研究、プログラムの開発、国連人権関係文書の普及・広報、教材・資料等の作成による啓発活動、指導者育成、人権に関する情報の整備・充実、企業の公正な採用選考システムの確立の指導・啓発 ・ 検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係者、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者に対する人権教育の推進
3 重要課題への対応 (1) 女性 (2) 子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「男女共同参画2000年プラン」を踏まえた取組の推進 ・ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革、女性の人権についての教育・研修・啓発活動の推進 ・ 子どもの人権についての教育・研修・啓発活動の推進、児童の権利に関する条約の趣旨・内容の周知、いじめ問題等についての総合的な取組の推進、児童の商業的性的搾取の防止、子どもの人権専門員制度の充実・強化

(3) 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の人権についての教育・研修・啓発活動の推進、相談体制の整備、高齢者の社会参加の促進、雇用・就業機会の確保
(4) 障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の人権についての啓発・広報活動や教育の推進、障害者の社会参加と職業的自立の促進
(5) 同和問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域改善対策協議会意見具申を尊重するとともに「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・人権啓発事業を推進
(6) アイヌの人々	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、施策を推進 ・ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するための啓発活動の充実・強化・人権相談体制の充実
(7) 外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権相談体制の充実、差別意識解消のための啓発活動の推進
(8) HIV感染者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ HIV感染者、ハンセン病への理解を深めるための啓発活動の推進
(9) 刑を終えて出所した人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 偏見・差別を除去し、社会復帰を資するための啓発活動の実施
(10) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の課題についても、引き続き施策を推進
4 国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連の取組に貢献 ・ 国連の人権関係基金に協力 ・ 開発途上国に対する人権教育関連の協力 ・ 国際人権シンポジウムの開催
5 計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の推進体制 ・ 人権擁護推進審議会における検討結果の反映 ・ 地方公共団体その他公的機関、民間団体等の取組への期待と配慮 ・ 計画のフォローアップ・見直し

新潟県人権教育・啓発推進基本指針（抄）

2006年4月1日

第1章 基本的な考え方

1 基本指針策定の趣旨

国際連合において、1948（昭和23）年、基本的人権を確保するために、すべての人々や国が達成すべき共通の基準としての「世界人権宣言」を採択した。

それ以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきた。

わが国においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を制定し、この憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備に努めてきており、本県においても、これまで、県民が人権を尊重するという視点に基づき、あらゆる行政分野で諸施策を推進してきた。

しかし、現状では、これまでの取組が十分とは言えず、依然として解消されていない部落差別をはじめ、児童虐待や女性に対する暴力、障害者・高齢者・外国人に対する偏見、北朝鮮による拉致被害など様々な人権侵害が問題となっており、また、国際化、高齢化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に対する新たな課題も発生している。

こうした中、人権の世紀と言われる21世紀にふさわしい社会の実現を目指していくためには、これまでにも増して、県民の人権意識の高揚に対する取組に一層の努力を行い、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」意識を高める必要がある。

このため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）に明記されている人権教育及び啓発に関する施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識の向上のための教育及び啓発など本県が取り組むべき施策の方向を明らかにし、総合的な取組を推進するため本基本指針を策定する。

2 基本指針の目標と基本理念

「人権」は人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない普遍的な権利であることから、日本国憲法においても「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として保障されている。

この指針では、基本理念としてすべての人々の人権が尊重される社会づくりを目指し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目標とする。そして、この実現に向けて、個人の価値観や文化の違いに偏見を持つことなく、一人ひとりの個性や多様性を認め合い、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付くよう教育・啓発を進める。

3 基本指針の性格

この基本指針は、国際連合の決議を受けて国において策定された「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（以下「国連10年国内行動計画」という。）の趣旨を踏まえ、ま

た、人権教育・啓発推進法に則り、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示すものである。同時に、「新潟県長期総合計画 21世紀最初の10年計画 新潟・新しい波」（2001～2010）と整合性を持ち、本県が実施する人権施策に係る基本指針となるものである。

また、市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務があるとともに、企業、団体等をはじめ県民一人ひとりが人権意識の高揚に寄与するよう努めることが求められている。

4 基本指針策定の背景

- (1) 国際的動向 （略）
- (2) 国の動向 （略）
- (3) 本県の動向

本県では、これまで庁内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して同和問題の解決のため各種施策を行ってきた。

また、個別の人権課題ごとに、「新潟県長期総合計画」と整合した独自の計画や方針を持ち、それぞれ人権に配慮した施策を実施してきた。

これらの施策の推進に当たっては、国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題の解決に取り組んできたところであるが、各分野とも依然として多くの課題が残されている。

今後は、この基本指針に即し、国際連合や国の動向、人権教育・啓発推進法の趣旨やこれまで実施してきた施策の成果などを踏まえ、県民の人権に対する意識の高揚と心の豊かさの実現に向けて、県として取り組むべき人権行政の全般にわたり諸施策を着実に実施していく必要がある。

第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、県民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが大切であり、教育の果たす役割は重要である。

このため、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育と相互に連携を図りつつ、個人の人権が尊重され、個性、能力、適性等が十分に発揮できるよう人権教育の推進に努める。

また、企業・団体等にあっても豊かな社会づくりに貢献する責任を担っており、職場における人権教育・啓発の推進に取り組むように努めることが求められている。

さらに、県民一人ひとりが生涯を通じて人権について考えていくことが大切であることから、県民の人権意識の高揚を図るために、マスメディアなどを活用した人権啓発活動を進める必要がある。

1 学校教育における人権教育の推進

【現状と課題】

学校教育においては、教育活動全体を通じて人権教育を推進するため、同和教育を中心とする全体計画や年間指導計画の作成・実施に努めてきた。

しかし、学校現場においては、いじめ等の問題が依然として深刻な状況にあるなど、児童生徒に人権尊重の精神が十分育っているとはいえない状況が見られる。これを改善するためには、教職

員自身が人権尊重の理念について深く理解し、指導力を高めるよう研修を一層充実させることが必要である。

また、学校の教育活動を通じて様々な人権課題の解決に向けた取組の充実を図ることが大切である。

【基本方針】

児童生徒の人権尊重の精神を育むことを目的に、学校の教育活動全体を通じて人権問題に対する正しい理解の促進に努めるとともに、差別や偏見を許さない感性や態度を育む人権教育を推進する。このために全体計画の見直しを進める。

また、研修会の充実を図り、教職員一人ひとりの指導力の向上を目指す。

- 様々な人権問題を解決する視点から全体計画の再点検を進め、児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進する。

各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間では、人権尊重の精神が感性や態度として育まれるよう、児童生徒用副読本の有効活用や、体験的な活動を取り入れて、授業の工夫を図る。

また、児童生徒同士だけでなく、児童生徒と教職員が共に学ぶ姿勢をもって活動し、共に育つことを重視する。

- 各種研修会の充実を図り、学校教育の担い手である教職員一人ひとりの人権意識を高めるとともに指導力の向上を目指す。
- 様々な人権問題に関する指導教材の充実と整備を進め、その活用を図る。

2 社会教育における人権教育の推進

【現状と課題】

社会教育においては、女性・高齢者・障害者・同和問題等について公民館を中心に各種の学級・講座を開設してきた。

しかし、各種学級・講座の開設回数は依然として少ない状況にあり、活動内容の充実が求められている。

このため、講演会やワークショップ等の学習機会の一層の拡充、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発・提供や指導者の育成を図り、家庭や地域においてさらに人権意識を高める取組を推進することが大切である。

【基本方針】

すべての人々が人権を尊重し、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を涵養するために、学習機会の提供と学習プログラムの開発・提供の拡充に努める。

また、様々な人権問題に関して深い見識を持つ人材を活用し、指導者の養成に努める。

- 子どもたちが豊かな心や人権を守る態度を身に付けるようになるためには保護者や周囲の大人たちが日常生活を通じ、差別しない姿勢を示していくことが重要である。

このために保護者や周囲の大人たちが人権感覚を十分身に付けるよう公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図る。

また、乳幼児や児童生徒の保護者に配付する「家庭教育手帳」を活用し、家庭において人権意識の高まりを促す。

- 地域社会における指導者の養成と資質の向上を目指すため、参加体験的手法を取り入れるなど実践に結びつく指導者研修会の内容の充実を図る。
- 様々な人権問題を正しく理解するために、参加者の学習意欲を高めるような参加体験型の

学習プログラムの開発・提供を行い、公民館での社会教育活動の講座が充実するよう市町村を指導する。

また、学習が実践活動に結びつくような手法を用いた学習資料の開発・提供を行うとともに生涯学習情報提供システム（ラ・ラ・ネット）を活用してその周知に努める。

3 企業・団体等及び県民に対する人権啓発の推進

【現状と課題】

企業・団体等においては、採用選考に係る身元調査の実施、採用試験における不適切な質問や書類提出要請など人権への配慮が不十分な事例が依然として見受けられるほか、男女差別・セクシュアル・ハラスメント、高齢者・障害者・外国人の雇用差別等の人権侵害が問題となっている。

このため、県民が差別なく働くことのできる場の確保を目指し、企業・団体等における人権尊重の意識の高い職場づくりを促進する必要がある。

また、依然として日常生活の中で様々な人権侵害があることから、県民一人ひとりの人権意識を高める必要がある。

【基本方針】

企業・団体等に対しては、その社会的責任を自覚し、男女共同参画社会の実現をはじめ、統一応募用紙の使用等公正な採用選考や配置・昇進などについて、人権に配慮した適切な対応が図られるよう企業等の経営者や管理者を中心に普及・啓発に努める。

また、広く県民に対しては、人権について正しい理解と認識が深まり、日常生活における人権感覚が身に付くよう、様々な手法を活用して広報・啓発を推進する。

- 企業・団体等の人権教育・啓発の取組を促進するため、資料・情報の提供、企業等の管理者を対象とした講演会の開催等啓発を行う。
- マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動や県民を対象とした人権講演会等の各種イベントの実施、啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。
- 県民一人ひとりの人権問題への関心と理解が深まるよう、広報・啓発の活動内容の一層の充実を図るとともに、法務局、市町村等で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」などを活用し、国・市町村・民間団体と連携を図りながら啓発活動を進める。

第3章 分野別人権施策の推進（略）

第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進（略）

第5章 人権施策推進に向けて

1 県の基本姿勢

県は、この基本指針に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識向上のための教育・啓発などに総合的に取り組む。

(1) 庁内推進体制の整備

この基本指針に基づく施策の推進に当たっては、庁内体制として「新潟県人権施策推進会

議（仮称）」を設置し、庁内の密接な連携のもとに諸施策を推進する。

(2) 人権尊重の視点に立った職務遂行

県職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って職務を行うよう取り組む。

(3) 人権課題への適切な対応

人権課題について、国、市町村、民間団体等と連携を図り、その状況を的確に把握し、適切な対応を図る。

(4) 職員に対する研修等の実施

県職員一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、職員に対する各種講演会や研修会を実施する。

2 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し、連携し、全県的に取り組むことが重要である。

(1) 国との連携

国が実施する「人権啓発フェスティバル」などの人権関係施策に参加するとともに、法務局、人権擁護委員連合会、人権啓発活動ネットワーク協議会等と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組む。

(2) 市町村との連携

第1章で述べたとおり、市町村は、人権教育・啓発に努める責務がある。

このため、市町村に対し、人権教育・啓発への積極的な取組を促すとともに、情報提供や助言等の支援を行うなど、市町村と連携を図りながら人権教育・啓発を推進する。

(3) 民間団体等との連携

人権問題の解決を目指す多くの企業やNPOなどの民間団体に対しての情報の提供、助言を行うなど、その活動を支援し連携を図りながら、人権啓発の効果的な推進に努める。

3 基本指針の見直し

この基本方針は、国際連合や国の動向、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、各人権分野の有識者等で構成する懇談会に提言を求め、見直しを行い、内容の充実を図る。

同和対策審議会答申(抄)

1965(昭和40)年8月11日

内閣総理大臣あて

同和対策審議会会長

前 文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国及び特定の地区の実態の調査も行った。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民として生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会12回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることにした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人権尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人も保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未開放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象になっているの

である。

この「未開放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし、明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人道的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化なく、同和地区住民は、封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活を続けてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によく同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行うようになった、しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、我が国経済の発展から取り残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、我が国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意思で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでもり残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主観を超えた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様な形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実体的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から阻害されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべての差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実体的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別などである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち職業の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の説明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることも期待しがたいであろう。

同和問題の早期解決に向けた

今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）（抄）

1996（平成8）年5月17日

内閣総理大臣あて

関係各大臣あて

地域改善対策協議会

1 同和問題に関する基本知識

（略）

世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足下とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決できるよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和对策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると見えよう。

2 同和問題解決の取組みの経緯と現状

(1) これまでの経緯…（略）

(2) 現状と課題

① 現状…（略）

② これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学の進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなおも存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んではいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在してい

る。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものととは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

3 同和問題解決の展望

- (1) これまでの対策の意義と評価…(略)
- (2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法で期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向

- (1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進
- ① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んではいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があい

まって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るにあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重して行くための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識解消に努めるべきである。

② 実施体制の整備と内容の創意工夫…(略)

(2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化(略)

(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

① 基本的な考え方

既に述べたように、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によつて的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記で述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況などを踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。

② 工夫の方向(一部略)

教育の分野においては、高等学校の進学率や中退率、また大学への進学率を見ても全国平均と比べてなお較差が見られる状況であり、その背景にある様々な要因も考慮した場合、教育を巡る課題は今なお多く、較差の解消はある程度時間を要するものと考えられる。高等学校進学奨励費補助事業については、教育が就労の安定、生活水準の向上等社会生活の多くの分野の改善を図る上での基礎的条件をなすものであることをかんがみ、他の奨学資金制度との整合性、運用の適正化等、様々な論議に留意しながら、当面、所用の施策を講ずることが望ましいと考えられる。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう十分配慮し、自立促進の観点に立ち、今後一層の進学意欲と学力の向上を目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組みが必要である。

(4) 今後の施策の適正な推進

① 基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための息の長い取組みが必要である。

② 行政の主体性の確立…(略)

③ 同和関係者の自立向上…(略)

- ④ えせ同和行為の排除…(略)
- ⑤ 同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり…(略)
- (5) その他…(略)

男女共同参画社会基本法（抄）

公 布 平成11年6月23日

法律第78号

最終改正 平成11年12月22日

法律第160号

（略）

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(略)

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(略)

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

以下(略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (抄)

〈女子差別撤廃条約〉

1979年12月18日 国連総会採択

1985年6月25日 日本批准

この条約の締結国は、… (略)

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものである… (略)

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女子（婚姻しているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保する。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任について認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部（略）

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育

上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家庭の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会。

以下(略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

〈DV防止法〉

公 布 平成13年4月13日

法律第31号

最終改正 平成26年4月23日

法律第28号

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者から身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本

計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対して、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者から暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年

の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者が15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（略）

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被会社の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

以下（略）

児童の権利に関する条約（抄）

〈子どもの権利条約〉

1989年11月20日 国連総会採択

1994年4月22日 日本批准

前 文

この条約の締結国は、…（略）

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族すべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであること、…（略）

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」…（略）

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の

分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

(略)

第3部

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由について児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

以下(略)

児童福祉法(抄)

公 布 昭和22年12月12日

法律第164号

最終改正 平成26年6月25日

法律第79号

総 則

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条の規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満1歳に満たない者

二 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

第5条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。

第6条 この法律で、保護者とは、第19条の3、第57条の3第2項、第57条の3の3第2項及び第57条の4第2項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

(略)

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(略)

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法(昭和23年法律第198号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。

第17条 児童委員は次に掲げる職務を行う。

一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。

二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するため

に必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連携調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
 - 3 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
 - 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。
- 以下(略)

児童虐待の防止等に関する法律(抄)

公 布 平成12年5月24日

法律第82号

最終改正 平成26年6月13日

法律第69号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係ある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置

を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
 - 二 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面接その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第33条第1項の規定による一時保護を行うものとする。
- 3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(略)

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれのあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条第5号の規定を適用する。

(略)

(警察署長に対する援助要請等)

第10条 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

- 2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(略)

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第11条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合にお

いては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 児童相談所長は、第3項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。

(面会等の制限等)

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

(略)

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第13条の2 市町村は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設」という。)又は同法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業(次項において「特定地域型保育事業」という。)の利用について、同法第42条第1項若しくは第54条第1項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第24条第3項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

(略)

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

以下(略)

いじめ防止対策推進法(抄)

公 布 平成25年6月28日

法律第71号

改 正 平成26年6月20日

法律第76号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われるなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための

対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責務を軽減するものと解してはならない。

(略)

第2章 いじめ防止基本方針等

(略)

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(略)

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条第1項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対

する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による通報を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(略)

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(略)

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の

防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第31条 学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

以下(略)

附 則

(略)

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

老人福祉法(抄)

公 布 昭和38年7月11日

法律第133号

最終改正 平成26年6月25日

法律第83号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

(老人福祉増進の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるよう配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

(老人の日及び老人週間)

第5条 国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

2 老人の日は9月15日とし、老人週間は同日から同月21日までとする。

3 国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

以下(略)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する

支援等に関する法律(抄)

公 布 平成17年11月9日

法律第124号

最終改正 平成18年4月1日

法律第83号

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者(第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第26条に規定する介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第23項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第16項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

- 6 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項に規定する通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の46第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

以下(略)

障害者基本法（抄）

公 布 昭和45年5月21日

法律第84号

最終改正 平成23年8月5日

法律第90号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。
- 3 国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為

の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第5条 第1条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、第1条に規定する社会の実現を図るため、前3条に定める基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第7条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第8条 国民は、基本原則にのっとり、第1条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第9条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(略)

(医療、介護等)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するための必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 国及び地方公共団体は、第1項及び前項に規定する施策を講じるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講じるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

第15条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第17条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

第18条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第19条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もってその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

以下(略)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

公 布 平成25年6月26日

法律第65号

施 行 平成28年4月1日

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する

独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要と

している旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

(略)

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(略)

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な

啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則(略)

第6章 罰則(略)

附 則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

以下(略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

公 布 平成10年10月2日

法律第114号

最終改正 平成26年11月21日

法律第115号

（略）

制定文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明の存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、まさに人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体

は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれないようにしなければならない。

(医師等の責務)

第5条 医師その他の医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な医療を行うとともに、当該医療について適切な説明を行い、当該患者等の理解を得るよう努めなければならない。

2 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、老人福祉施設等の施設の開設者及び管理者は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(獣医師等の責務)

第5条の2 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

2 動物等取扱業者(動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。)は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

以下(略)

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（抄）

公 布 平成21年7月15日

法律第81号

最終改正 平成26年6月27日

法律第91号

水俣湾及び水俣川並びに阿賀野川に排出されたメチル水銀により発生した水俣病は、八代海の沿岸地域及び阿賀野川の下流地域において、甚大な健康被害と環境汚染をもたらすとともに、長年にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼし続けた。水俣病が、今日においても未曾有の公害とされ、我が国における公害問題の原点とされているゆえんである。

水俣病の被害に関しては、公害健康被害の補償等に関する法律の認定を受けた方々に対し補償が行われてきたが、水俣病の被害者が多大な苦痛を強いられるとともに、水俣病の被害についての無理解が生まれ、平穏な地域社会に不幸な亀裂がもたらされた。

平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において、国及び熊本県が長期間にわたって適切な対応をなすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかつたことについて責任を認められたところであり、政府としてその責任を認め、おわびをしなければならない。

これまでの水俣病問題については、平成7年の政治解決等により紛争の解決が図られてきたところであるが、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって多くの方々が救済を求めており、その解決には、長期間を要することが見込まれている。

こうした事態をこのまま看過することはできず、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることとする。これにより、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「関係事業者」とは、水俣病が生ずる原因となったメチル水銀を排出した事業者をいう。

2 この法律において「関係県」とは、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法」という。）第2条第2項の規定により定められた第二種地域のうち水俣病に係る地域（当該地域に係る第二種地域の指定が解除された場合を含む。以下「指定地域」という。）の属する県をいう。

3 この法律において「継続補償受給者」とは、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号）第3条第1項の認定を受けた者、補償法第4条第2項の認定を受けた者その他の関係事業者が排出したメチル水銀により健康被害を生じていると認められた者であつて関係事業者との間で当該健康被害に係る継続的な補償のための給付（以下「補償給付」という。）を受けることをその内容に含む協定その他の契約を締結しているものをいう。

4 この法律において「個別補償協定」とは、関係事業者が継続補償受給者との間で締結している協定その他の契約（当該継続補償受給者及びその親族に対する補償給付に関する条項に限る。）をいう。

5 この法律において「公的支援」とは、関係事業者に対し、水俣病に係る健康被害を受けた者に対する補償金及び公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づく負担金の原資等として、地方公共団体又は環境省令で定める団体が行う融資をいう。

（救済及び解決の原則）

第3条 この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があたら限りすべて救済されること及び関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行われなければならない。

（国等の責務）

第4条 国、関係地方公共団体、関係事業者及び地域住民は、前条の趣旨にのっとり、それぞれの立場で、救済を受けるべき人々があたら限りすべて救済され、水俣病問題の解決が図られるように努めなければならない。

第2章 救済措置の方針等

（救済措置の方針）

第5条 政府は、関係県の意見を聴いて、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給（以下「救済措置」という。）に関する方針を定め、公表するものとする。

2 前項の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 既に水俣病に係る補償又は救済を受けた者及び補償法第4条第2項の認定の申請、訴訟の提起その他の救済措置以外の手段により水俣病に係る損害のてん補等を受けることを希望している者を救済措置の対象としない旨

二 四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者かどうかについて、口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覚障害、舌の二点識別覚の障害又は求心性視野狭窄の所見を考慮するための取扱いに関する事項

三 費用の負担その他の必要な措置に関する事項

3 第1項の方針のうち一時金の支給に関する部分については、関係事業者の同意を得るものとする。

4 政府は、関係事業者に対し、第1項の方針に基づき一時金を支給することを要請するものとする。

5 関係事業者は、前項の要請があった場合には、一時金を支給するものとする。

6 関係事業者は、前項の支給に関する事務を第17条第2項の指定支給法人に委託することができる。

7 関係県は、第1項の方針に基づき療養費及び療養手当を支給するものとする。

8 政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

(水俣病被害者手帳)

第6条 政府は、前条第1項の方針において、同項及び同条第2項に定めるもののほか、関係県が水俣病にも見られる神経症状に係る医療を確保するためこの法律の施行の際に現にその医療に係る措置を要するとされている者に対して交付する水俣病被害者手帳に関する事項を定めるものとする。

2 関係県は、前条第1項の方針に基づき水俣病被害者手帳の交付をした者に対して、療養費を支給するものとする。

3 政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

第3章 水俣病問題の解決に向けた取組

第7条 政府、関係県(補償法第4条第3項の政令で定める市を含む。第3項において同じ。)及び関係事業者は、相互に連携を図りながら、水俣病問題の解決に向けて次に掲げる事項に早期に取り組まなければならない。

一 救済措置を実施すること。

二 水俣病に係る補償法第4条第2項の認定等の申請に対する処分を促進すること。

三 水俣病に係る紛争を解決すること。

四 補償法に基づく水俣病に係る新規認定等を終了すること。

2 政府、関係県及び関係事業者は、早期にあたう限りの救済を果たす見地から、相互に連携して、救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう努めなければならない。

3 政府及び関係県は、救済措置及び水俣病問題の解決に向けた取組の周知に努めるものとする。

以下(略)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(抄)

公 布 平成20年6月18日

法律第82号

最終改正 平成26年11月27日

法律121号

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穩に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成13年6月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と保障の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり。適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの(以下「ハンセン病問題」という。)の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において、「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条第1項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2 この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号。以下本則において「廃止法」という。)によりらい予防法(昭和28年法律第214号。以下「予防法」という。)が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。

(基本理念)

第3条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行わなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(ハンセン病の患者であった者等その他の関係者の意見の反映のための措置)

第6条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障 (略)

第3章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

(社会復帰の支援のための措置)

第14条 国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者(廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。)の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。

(略)

(ハンセン病等に係る医療体制の整備)

第16条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第17条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第4章 名誉の回復及び死没者の追悼

第18条 国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

以下(略)

犯罪被害者等基本法（抄）

公 布 平成16年12月8日

法律第161号

改 正 平成26年6月25日

法律第79号

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第3条 すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(略)

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第18条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるために訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外

の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第23条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

以下(略)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(抄)

公 布 平成15年7月16日

法律第111号

最終改正 平成23年5月25日

法律第53号

(趣旨)

第1条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第3条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第4条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(明治29年法律第89号)その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

以下(略)

13 やさしい部落の歴史

1. はじめに

「日本らしさとは何か、日本を代表する文化は何か」と問われたら、皆さんは何を思い浮かべ、どう答えようとするでしょうか。富士山、着物、障子、畳、田んぼ…、四季折々の風景。あるいは奈良・京都の神社仏閣、華道や茶道。または伝統芸能・古典芸能などを思い起こし、それを答える人もいますでしょう。

そのうち、日本らしさや日本文化の代表格に、華道・茶道、そして能・狂言、人形浄瑠璃(にんぎょうじょうり、文楽<ぶんらく>ともいいます)、歌舞伎(かぶき)、さらには銀閣など寺院の庭園をあげることに、異論を唱える人はいないと思います。

さて、これら多くの日本らしさ、そして日本文化は、そもそもどのような人々によって作られて来たのか、皆さんは考えてみたことがありますか…。

実は、賤民(せんみん)と呼ばれ差別された人々が、これら伝統的日本文化の形成に大きく関わっていたのです。少し紹介しましょう。

華道の前身は仏前に花を供える立花(立華、りっか)で、立阿弥(りつあみ)という賤視される同朋衆(どうぼうしゅう)によって発展していきました。また、華道を大成したという池坊専慶(いけのぼうせんけい)は、非人達がつどう京都の六角堂の僧でした。茶道では、千利休が大成者として有名ですが、利休の師である武野紹鷗(たけのじょうおう)は、堺の皮商人でした。それに、茶道に無くてはならない茶筌(ちゃせん、竹製のお茶をかき混ぜる道具)は被差別民が作り、売りました。

能・狂言は、様々な歌舞音曲を取り入れた散楽(さんがく)、面白おかしく舞い踊る猿楽(ざるがく)、農耕を励ます田楽(でんがく)等々、これらを卑賤視された河原者が集大成させて作り上げたものです。人形浄瑠璃は、差別された傀儡子(くぐつ)という、人形操りの芸能から生まれています。歌舞伎といえば、出雲の阿国(いずものおくに)を創始者としていますね。阿国は出雲大社の巫女(みこ)出身だといえます。諸国を旅する歩き巫女は、遊女として賤視された境遇にありました。室町文化を代表する枯山水庭園も、差別された山水河原者(せんずいかわらもの)たちの造作なのです。

今や能楽・人形浄瑠璃・歌舞伎は、ユネスコの世界遺産に認定され、日本を越えて世界の宝物となりました。

それでは、このような日本らしさ、日本文化を生み出し、作り上げてきた被差別民たちの歴史をひもといていきましょう。

2、古代 ～穢れ(ケガレ)の発生とその拡大～

(1) 穢れ(ケガレ) 観念の発生

日本の古代社会における人々の意識や思想を、奈良時代の初期に成立した神話・歴史書である『古事記』(712年)の中から探ってみましょう。

「最初の神であるイザナキは、妻のイザナミが火の神を生んで死ぬと、あまりの悲しさから死の世界である黄泉の国(よみのくに)まで追いかけて行きました。しかし黄泉の国の宮殿にいたイザナミの身体は、ウジがわき腐敗した醜いものとなっていました。あの美しかったイザナミの変わり果て

た姿を見て驚いたイザナキは、急ぎ黄泉の国から逃げ帰りました。そしてイザナキは、私は汚い国に行ってしまったため、穢れ(ケガレ)を受けてしまった、禊ぎ(ミソギ)をしなければならぬと、川に入って身体を洗い清めたのです。このとき、左目を洗ったときにアマテラスが生まれ、鼻を洗ったときにスサノオという二柱(ふたはしら)の神が生まれました。」

この古事記の物語から、死の穢れ(ケガレ)を忌み(いみ、恐れ嫌うこと)、穢れたときは禊ぎによる清め・浄め(キヨメ)が必要とされたことがわかります。しかしまた、アマテラスとスサノオの2神の誕生から、ケガレや死は、新しい生命を生み出す根源でもあったといえます。古事記には他にも、スサノオの乱暴狼藉、具体的には田を荒らしアマテラスの神殿を壊し汚した行為を、罪(ツミ)として非難します。罪は穢れた心が起こすもので、これも結局はケガレに他なりません。罪をつぐなうため、スサノオはアマテラスに多くの物品を献じて禊(ハライ)を行いました。

このように穢れ(ケガレ)や罪(ツミ)を忌み嫌い、恐れ(おそれ)、これを禊ぎや禊によって清めなくてはならないと、古代の日本人は意識していました。

(2) 穢れ(ケガレ) 観念・意識の肥大化、拡大

古代の人々は、様々な安定が乱されることを、穢れ(ケガレ)ととらえました。死や血、罪など、社会や日常生活の秩序を乱すものはすべて穢れでした。平安時代の朝廷では、穢れに対処するため、「延喜式」(えんぎしき、927年成立)という律令の改訂・増補で、細かい規則を設けました。それは、神々、天皇、そして宮中を穢れから守り、清浄を保つためでした。そのことで、朝廷の権威を強化しようとしたのです。一部紹介します。

「①穢悪(えあく)に触れたときの忌引きの期間は、人の死の場合三十日、人のお産の場合七日、動物の死に触れた場合は五日、動物の産は三日(ただし鶏はよい)、肉を食べた場合は三日である。この間、朝廷に出仕してはならない。

②葬式に参加した場合、病気のお見舞いに行った場合、火葬場に行った時、法事があった時、これらは身の穢れとはしないが、その当日は朝廷に出て来てはならない。

③宮中の女性が妊娠した場合、神事の前に退出しなければならない。月経も、神事の前日には宿舎に戻り、出仕してはならない。

④甲という場所が穢れている時、乙がそこに行って着座すると、乙に穢れが移る。乙がいるところに丙が入ると、丙が穢れる。乙が丙のいるところに入ると、丙の周りの人々まで穢れる。丁が丙のいるところに入ると、もはや穢れは丁に移らない。

⑤下鴨社の南辺は、たとえ神社の敷地以外であっても、人の葬送(葬式)にたずさわる濫僧(ろうそう)や動物を殺して処理する屠者(としゃ)は居住してはならない。

これらの記述から、穢れを悪とし、穢れたときは忌に服する必要のあること(いわば忌引き)、生命を生み出すことにかかわる女性のお産や月経も穢れとされていること、穢れは伝染し、かつだんだん薄まるとされていること、等々がわかります。このように平安時代(10世紀)の朝廷は、穢れに関する細かな決まりを作り出していたのです。奈良時代(8世紀)には禊ぎや禊いで除去できた穢れが、平安時代ではそう簡単には除去しえないものとされています。また、天皇と神社を最も清浄な存在とし、この対極に死の穢れに触れる濫僧と屠者をおき、最も穢れた存在としています。鴨社(賀茂社)はしばしば天皇が行幸(ぎょうこう)する神社だったのです。そのため、穢れとされた者の居住を禁じたのでした。

3、中世～穢れ(ケガレ)の清め～

(1) 穢れ(ケガレ)とされた人々

奈良時代(8世紀)に成立した律令制は、平安時代(9世紀)に入ると変質、衰退していきました。まず、班田収授法が行われなくなり、口分田が配給されなくなりました。その一方で、私有地である荘園制の展開がありました。律令制国家が庶民に土地を保障する制度がなくなりましたので、極端に言うと、庶民は荘園の中に入り込んで土地を耕作するか、困窮者になって都で生活するかのどちらかでした。さらに、律令制の変質は、役所の統廃合も伴いました。荘園の発生で国家の収入が減ったので、政府は役所を減らし、役人をリストラしたのです。これにより国家に仕えていた職人や芸能者も多く失業しました。この失業した人々も、一部は平安京の困窮者となったのです。さらに、天災・飢饉などもたくさんの困窮者を発生させました。政府は悲田院(ひでんいん)という困窮者、貧民、病人の收容保護施設を作り対処しましたが、不十分な対策でしかありませんでした。

これらの困窮者は、食料をもらうので、乞食(こつじき)とよばれました。重い病気を患った者や、障がい者も、食料をもらう乞食でした。病人の中には、「癩(らい)病」といわれる重度の皮膚病患者もいました。「らい病」は、感染によって皮膚や粘膜、神経がおかされ、進行すると顔や手足などが変形することから、当時は不治の病とか、前世の因縁(いんねん)による「業病」(ごうびょう)などと恐れられ、家族からも排除され、患者の多くは覆面をしてすごしました。乞食の中でも「かったい」などと呼ばれ、最も穢れた存在として強烈な差別を受けたのです。しかし、近代に入ってからの研究により、「らい病」(＝ハンセン病)は伝染力がきわめて弱い感染症であることがわかり、特効薬も開発され、「業病」でも遺伝病でもなんでもない治療可能な病気となりました。

さて、穢れ意識の拡大したころ、これら乞食も多く出現していました。貴族たちは乞食を穢れた存在とみなすようになりました。また、朝廷は増加する乞食への対策として收容施設を作ったり、貴族たちは仏教思想にもとづく施行(せぎょう)という食料などの配給を行いました。また、増加する乞食を有効的に利用する方法を考えました。それが、もともと穢れている存在とみなす乞食に、穢れ(ケガレ)の除去の仕事、すなわち清め・浄め(キヨメ)の仕事をさせるということでした。これにより、貴族たちは穢れに触れる危険性を減らし、自身の清浄を維持することができるわけです。

トピックス① 「らい病」＝ハンセン病について

1873年、ノルウェーの医師ハンセンによって「らい菌」が発見され、世界中に恐怖を与えていた「らい病」の科学的解明が始まりました。1941年には、アメリカで特効薬のプロミンが作られ、ハンセン病は治療可能な病気となりました。

日本では、明治時代の末期から、「らい病」患者の隔離(かくり)政策を始め、療養所を作り收容しました。大正時代に入ると、患者の生殖能力を失わせる断種(だんしゅ)手術も強制しました。昭和初期、「無らい県運動」が始まり、各県が県内の患者を見つけては隔離する競争が行われました。政府は1931年に「癩(らい)予防法」を制定して強制隔離と「無らい県運動」に法的根拠を与えました。厚生省も各県の運動を競わせました。

戦後(1945年～)、日本国内でハンセン病の特効薬であるプロミンが使用されはじめました。しかし政府・厚生省は依然としてハンセン病を不治の病扱いし、「無らい県運動」の継続を通知し、さらに1953年には新しい「らい予防法」を制定して、隔離政策継続の法的根拠としました。1960年、WHO世界保健機関は、ハンセン病の隔離廃止、外来治療の実施を提唱しました。それでもまだ日本政府はハンセン病の強制隔離を続け、世界の動きに逆行する医療政策を取り続けたのです。これによりハンセン病差別は進行し、ハンセン病患者の人権が損なわれました。

日本政府が悪法の「らい予防法」を廃止し、隔離政策をやめ、ハンセン病患者に謝罪したのは、な

んと1996年(平成8年)になってからのことだったのです。

(2) 非人(ひにん)・検非違使(けびいし)・宿(しゆく)

乞食(こつじき)が穢れ(ケガレ)を取り除く仕事をするようになると、彼らを非人(ひにん)と呼ぶようになりました。非人はもともと仏教用語ですが、日本では平安時代の初めから、牢屋(ろうや)に入れられた囚人(しゅうじん)・獄囚(ごくしゅう)も非人と呼ぶ場合がありました。平安時代は律令制の五つの刑罰(五刑という、笞(ち)、杖(じょう)、徒(ず)、流(る)、死(し)の五つ)のうち死刑が停止されており、その代わりに囚人を非人と呼んだのかもしれませんが、ともかく、囚人はしばしば懲役として都の掃除をしました。囚人にはツミの穢れがあるとも考えられていたのです。

穢れを取り除く清め(キヨメ)の仕事とは、具体的にはその多くが死骸の片付けでした。死は最も大きな穢れと考えられていました。非人と呼ばれた囚人や乞食が穢れの除去を行うようになると、彼ら非人を統率・管理する役所が必要となります。それが、律令制の再編の中で生まれた令外の官(りょうげのかん)の一つである検非違使(けびいし)という、治安・警察・裁判担当の役所・役人でした。都に穢れが発生すると(たとえば死体の発見)、検非違使が非人を動員してその除去にあたらせたわけです。囚人が獄舎(ごくしゃ、牢屋のこと)を出て社会復帰することもありました。これを放免(ほうめん)といいます。放免は検非違使の下部となって犯罪人の逮捕や、死刑の執行人として活動しました。また、検非違使は非人への施行(食料や生活物資を与えること)も担当し、彼らの生活を保障したのです。一方、非人の組織化も進み、リーダーを長吏(ちょうり)といました。

「清水(きよみず)の舞台」で有名な京都の清水寺にいたる坂道には、参拝客からの施しを目当てに乞食がたくさん住み着きました。彼らを「清水坂の非人」とか、単に「坂の非人」と呼びました。この近くの祇園社(ぎおんしゃ=八坂神社)は、この清水坂の非人に穢れの清めを頼むようになります。すると清水坂の非人は「葬送法師」とも呼ばれるようになります。清水寺周辺の山すそは、鳥辺野(とりべの)といわれる葬送の地、いわば墓場・死体捨て場だったのです。

こうして非人・乞食の一部は、掃除や葬送といういわば定職を持つようになります。そのような非人の集団、組織を宿(しゆく)といました。宿の非人は祇園社の仕事を勤めていましたので、下層の神人という意味で犬神人(いぬじにん)ともよばれました。死体の片付けのほか、祇園祭の先導や、弓の弦を作って販売などしていました。また畿内近国の乞食非人たちも宿に組織され、生活が保障されると同時に清めの仕事を担当しました。それらは京都の清水坂、そして奈良の奈良坂(北山宿、きたやましゆく)にも形成された本宿(ほんしゆく)に対して、末宿(まっしゆく)とよばれました。京都と奈良の本宿は、末宿の支配をめぐる争うこともありました。

トピックス② 紫式部『源氏物語』「桐壺(きりつぼ)」から

「天皇は数多くいる宮中の女性のうち、あまり身分の高くない家柄出身の桐壺(きりつぼ)をことのほか愛し、桐壺との間にそれは美しい男の子が生まれた。これがのちの光源氏である。桐壺は天皇の寵愛を一身に受けたことから、宮中の女性たちの猛烈な嫉妬をあび、いじめられた。天皇はそれでは桐壺が不憫だと、なおさら桐壺を深く愛したので、ますます嫉妬されるようになった。光源氏が3歳になると、天皇は盛大なお祝いをした。そのことがまた、桐壺に対する周囲のねたみとそしり、そして憎悪を増すこととなった。反桐壺の女性たちは、光源氏が皇太子になるかもしれないと危ぶんだからである。

桐壺は、周囲の度重なる迫害や陰湿ないじめから心労がたまり、ついに病気となった。桐壺は実家に帰って養生したいのでお暇をいただきたいというが、天皇はそれを許さない。桐壺はもともと体が弱いことから、宮中での養生でいいと天皇は考えていた。しかし日に日に病が悪化し、衰弱してゆく

ので、桐壺の母が泣いて天皇に桐壺を実家に帰すようお願いした。宮中の決まりがあるので、天皇といえどもいつまでもわがままを言うことはできず、桐壺が退出する車を出す命令を出してはみたが、病に伏し、息も絶え絶えとなった桐壺の姿を見ると心変わりし、悲しくてまた手放せなくなった。天皇は、このまま桐壺の最後を看取ってあげたいとさえ思うようになった。

桐壺の母が、宮中で彼女が息を引き取っては大変と心配し、今晚から桐壺の病氣平癒の祈祷をするのでどうしても急いで実家に帰してほしいといい、泣く泣く天皇は桐壺退出の許可をだした。そしてその日の夜中、桐壺が息絶えたという知らせが天皇のもとに届いた。」

穢れ観念の広まっていた当時、宮中で死者を出すことは禁忌（きんき、してはいけないとされること）でした。死期の迫っている桐壺に対し、母や周囲の人々が死の穢れを心配してはらはらしていますが、愛に盲目となった天皇自身はあまり気にしていません。『源氏物語』著者である紫式部は、こうして天皇の桐壺への愛情の深さを見事に、かつ暗示的に表現したのです。

禁中触穢（きんちゅうしょくえ）といって、内裏（だいり）が穢れに触れると、延喜式の規定により三十日間忌引しなければならず、その間は朝廷のすべての行事がストップしてしまうのです。実際、こんなことがありました。12世紀の中頃、関白藤原忠通に仕える役人の妻が寄宿舎で死亡する事件が起きました。その時、穢れが関白に移り、その関白が朝廷に出仕したから穢れが朝廷にもおよぶ、すなわち禁中触穢とひとまず判定されました。しかし穢れの捜査官ともいえる検非違使が関係者を尋問したところ、「死にそうになったので清目（きよめ、非人）を呼んだ」、「小屋に死にそうな人を移した」、「清目が小屋から葬場に運搬する途中で死んだ」、などの証言が次々と出ました。つまり寄宿舎ではまだ気絶状態で、寄宿舎を出た後に死去したのだと。おそらく、現在の総理大臣にあたる関白を穢しては朝廷の政治が滞るので、証言者はいろいろと死の状況を捏造（ねつぞう）したのでしょう。実態の無い穢れに惑わされる貴族らの姿は、時に滑稽にさえ見えます。

（3）散所（さんじょ）

平安時代の中期から後期にかけて、藤原摂関家、天皇家、院は多くの寺院を建立しました。これら大寺社に所属して、様々な清めの作業に当たる集団を散所（さんじょ）と言い、かれらもやがて非人とよばれるようになりました。彼らは掃除をはじめ、築地の修理など土木工事・雑務も担当しました。散所に住むこれらの人々の中には、声聞師（しょうもじ）もいて、下級の僧としての宗教的な仕事も行ないました。鉦（かね）を打ちながら家々を回り、お経を唱えました。あるいは、本人に代わって寺社にお参りをしたりしました。また、千秋万歳（せんずまんざい）も彼らの得意とするところで、数人のグループで正月に家々を回り、新年の幸せを祈る祝言を唱え、言葉を掛け合い、さらに舞い踊りました。これは後に芸能化していきます。現在の「漫才」もこれが起源といえます。

千秋万歳は占いや祈祷（きとう）などにも進出し、人々の要求にこたえていきます。これが陰陽師（おんみょうじ）です。祈祷とは、病気を治すおまじないが主なものでした。他にも、地鎮祭や火事除けのおまじないも得意でした。今でも街角に手相や姓名占いをする易者（えきしゃ）の方を見かけますが、その起源が陰陽師にあるといえます。

トピックス③ 醍醐寺の散所

京都の醍醐寺に付属した散所の役割をみてみましょう。散所の清目（きよめ）は、①皮製の馬具である障泥（あおり）を作って納める、②年三度の掃除、③祭りの際にお神輿の通る道を作る、④裏無しといわれる草履（ぞうり）を作って納める、⑤千秋万歳という祝福芸をする、⑥庭作り、等々でした。①の皮製馬具のことから、河原者といわれた革細工職人のいたことがわかります。④の裏無しは、裏に革が貼って無いことを言います。後に雪駄（せった）といわれる裏底に革をはったサンダルが

あらわれますが、すでにそれに近いものが平安時代にはあったということでしょう。

革細工を作る河原者は、餌取（えとり）ともよばれました。貴族や武士のスポーツである鷹狩り（たかがり）につかう鷹の餌を取ることからその名がつけましたが、動物を殺してその肉を扱うので屠者（としゃ）とも言われました。穢れ観と差別意識のさらに強まった鎌倉時代には、餌取は穢多（えた）とよばれるようにもなりました。

（４）鎌倉新仏教と穢れ（ケガレ） ～浄土教、浄土宗、時宗、日蓮宗、真言律宗～

平安時代における穢れ観念の拡大は、天皇・朝廷の清浄維持や神祇信仰・古神道の清浄観のほか、仏教の発展も一つの大きな理由でした。平安時代の仏教は、仏法を攻撃するものは「らい病」になるなどといい、仏罰の恐ろしさを主張しました。また、釈迦の入滅後、時代を追って仏教は力を失ってゆくという末法思想（まっぽうしそう）が広まり、現世を穢れた土地としてこれを嫌い、あの世の浄らかな土地に行くことを願う教えが流行しました。これを「厭離穢土、欣求浄土」（おんりえど、ごんぐじょうど）といいます。

しかしまた、特に平安時代後期から鎌倉時代にかけて生まれた仏教（いわゆる鎌倉新仏教）は、穢れた人々を救済することも自らの使命としました。浄土宗の法然は、お産や月経の血の穢れから逃れられない女性も、念仏で極楽往生できると説きました。浄土真宗の親鸞は、殺生をしなくては生きていけない悪人こそ、むしろ阿弥陀仏が救おうとしている対象なのだと説きました。時宗の一遍は、浄不浄を嫌わず念仏のお札を配り、人々を阿弥陀仏と結び付けようとしていました。そのため旅する一遍教団の周りには、「らい病」患者・乞食・非人が付き従いました。法華宗の日蓮は、自らを「梅陀羅（せんだら）の子」といってはばかりませんでした。梅陀羅とは、生き物を殺す屠者（としゃ）のことです。日蓮は安房国（あわのくに）の漁師の子として生まれました。このような出自の日蓮が、法華経に帰依すれば誰でも救われると説くのは当然のことでした。

さらに、真言律宗（しんごんりっしゅう）の叡尊（えいそん）、忍性（にんしょう）は、非人・乞食を文殊菩薩（もんじゅぼさつ）の生まれ変わりとして、彼らの保護と救済に力を注ぎました。文殊菩薩は、貧困・孤独・苦悩の衆生（しゅじょう、仏が救う対象）となってこの世に姿を現すと信じられていました。忍性は、道路や池や橋等を作ったともいいますが、それは非人の中にこれらの技術者が多数いたことを物語っています。

親鸞は流罪として越後国府（直江津周辺）へ、日蓮は鎌倉幕府の処罰で佐渡へ流されています。一遍の高弟で時宗第二祖の他阿上人（たあしょうにん）が、越後を遊行（ゆぎょう、念仏を広めながら旅すること）しています。これらを縁に、やがて越後国に念仏宗（浄土真宗・時宗）、法華宗（日蓮宗）が広まっていきました。

（５）室町時代 1 ～北山文化と被差別民～

室町幕府将軍の側近として、能・茶の湯・立花・造園などをつとめた芸能と文化の技術者を同朋衆（どうぼうしゅう）といいました。彼らの多くは「○阿弥」という阿弥号を名乗り（例えば、南阿弥＝なんあみ、など）、時宗（じしゅう）の信者が多く、被賤視（被差別）の対象ともなりました。

一方、農作業を励ますことから生まれた田楽や、物まねや面白おかしく舞踊る猿楽は、寺社の祭祀や市の広場、または河原につくられた簡単な劇場で演じられ、人々の娯楽となりました。また、旅する田楽・猿楽集団も現れ、各地の民衆の熱狂的な支持を受けて、新しい芸能として成長していきました。これらは、有力な寺社の座に属する芸人によって演じられるものもあり、大和国（奈良）の興福寺には、坂戸（さかと）・円満井（えまい）・外山（とび）・結崎（ゆうざき）の四座が所属し、大和四座として知られました。これらの四座はやがて金剛・金春・宝生・観世の各流派となりました。四座は、興

福寺とこれに習合（神仏習合）する春日社のもとの清めの仕事を提供しながら、芸能を上演して生活する権限を得ていました。

田楽・猿楽は、特に結崎座の観阿弥・世阿弥父子によって、芸術性豊かな猿楽能へと高められていきました。父観阿弥から連歌・蹴鞠・舞などの英才教育を受けた世阿弥は、婆佐羅（ばさら）大名の佐々木導誉（どうよ）や、摂政関白・太政大臣をつとめ和歌・連歌にも明るい公家の二条良基（よしもと）の文化的指導を受け、さらに室町幕府3代将軍足利義満の保護のもと、そのもてる才能を全面開花させたのでした。有名な「初心忘るべからず」は世阿弥の言葉です（『花伝書』）。

しかし当時の被差別民である世阿弥らが、このように重宝されるのを喜ばない公家が一方でいたことも事実です。内大臣をつとめた三条公忠（きんただ）という人は、日記にこう書いています。

「今日は八坂神社の祭礼である祇園祭があった。義満公が棧敷で山鉦巡行をご覧になった。大和猿楽の観世という猿楽法師の子どもが、義満公と同じ棧敷に招かれて一緒に見物していた。その子どもは、最近義満公の寵愛を特に受けている。子どもは義満公と席を同じくし、同じ器で飲食している。猿楽は乞食非人の芸能である。それなのに、あの子をかわいがって重宝し、側に置くとはどうかしている。お金や宝物をその子に与えることは、義満公の思いにかなうことなので、大名らが競ってその子に贈り物をする始末である。その子はすでに巨万の富を蓄えたようである。まったく不愉快なことである。」（『後愚昧記（ごぐまいき）』）

つまり、猿楽などもともと乞食のすることだ、穢れた人間と同じ器で飲食するとはなんと嘆かわしいことかと、将軍とそれに同調する人々を批判したわけです。

1408年（応永15年）、足利義満は権力の絶頂にあり、後小松天皇を金閣のある北山第に行幸させました。そのときの宴では、世阿弥が天皇の前で能を舞いました。「乞食の所行」とさげすまれた猿楽能と、穢れた存在と言われた河原者が、最も清浄な存在とされた天皇の前で演じたことはまさに衝撃的な出来事でした。ここに能は、ゆるぎない社会的地位を確立したといえます。

これにともない、能とセットで、能の合間に演じられる狂言も、その地位を向上させました。狂言は面白さ、可笑しさ、滑稽を旨とし、また庶民の下剋上の精神を反映させて、太郎冠者が主人をやり込めるようなストーリーが特に喜ばれました。

しかし世阿弥の晩年は不遇でした。将軍義満の死後、次の将軍に疎まれ、佐渡に流罪となりました。またそのことは、佐渡に能狂言の文化を根付かせるきっかけになりました。今でも佐渡にはたくさん能舞台があり、能楽がさかんです。

トピックス④ 一揆の時代 馬借

室町時代は「一揆の世」とも言われています。成長した庶民が一味神水などの儀式によってして団結し（一味同心）、目的を達するために共に力を合わせて行動しました。これが一揆です。有名な正長の土一揆（1428年、正長元年）は、近江の国坂本の馬借（ばしゃく、馬の背に荷物を乗せて運ぶ運送業者）が蜂起したことから始まりました。これに連動し、庶民も徳政（借金帳消し）と称して武装蜂起し、高利貸し業者の土倉、酒屋、寺院をおそい、借金証文を破り捨てました。室町時代の実力行動、武装蜂起としての一揆には、交通や情報にくわしい馬借や車借（しゃしゃく、大八車に荷物を乗せて運ぶ運送業者）に先導されたものが多いようです。

馬借は非人と同じ仕事をすることも多く、道普請（みちぶしん、道路工事）や道路掃除、さらには犬神人とともに警察行為として、犯罪者の住宅の破壊なども行いました。馬借と犬神人の関係は深く、馬借が非人の象徴的服装である柿色の帷子（かたびら）を着ていることもありました。

(6) 室町時代2～東山文化と被差別民～

室町時代の後期、八代将軍足利義政は、政治から引退して東山山荘をかまえ、銀閣をたてて文化生活に入りました。わび、さび、枯淡(こたん)、幽玄を特徴とする東山文化の始まりです。河原者・えたや散所非人はすでに庭造りや築地塀作り、壁塗り、井戸掘り、屋根の萱ふきなどの仕事に進出していました。この頃から山水河原者(せんずいかわらもの)と呼ばれる、庭園づくりの専門家たちが活躍してきます。庭づくりの名手と言われた善阿弥について、京都五山(ござん、格式の高い五つの臨濟宗寺院)の一つ相国寺(しょうこくじ)の僧は、次のように日記に書いています。

「友人の庭で小さな築山(つきやま)を見た。善阿弥の作ったものだと言う。石の配置による遠近の見事さは絶妙といえ、帰るのを忘れるほど見入ってしまった。」「善阿弥が、将軍から預かっている当寺の盆栽が見事だと聞きつけて見に来た。彼はすばらしいと言いながら、長い間その盆栽を鑑賞していた。このように研究熱心だから、善阿弥は山水庭園造りの比類なき名手のなのだろう。私はますます善阿弥が気に入り、大事にしたいと心に決めた。」(『蔭涼軒日録(おんりょうけんにちろく)』、1466年)

相国寺の高僧が、河原者の作庭者善阿弥をどれほど信用していたかわかる記述で、かつ感動的です。将軍義政も善阿弥を庭師の「天下第一」と評価し、善阿弥が病気になると薬を送って快復を祈ったといえますから、将軍家や五山僧らに善阿弥の技術と人格がいかにも高く評価されていたかがわかります。

また、善阿弥の孫とされる又四郎には、次のような記録があります。これも、五山の別の高僧の日記です。

「晩になって、河原者の又四郎がやってきて、庭の松の手入れをした。その後、ふところから一冊の書物を出して言うには、『これは植樹、石の配列、吉凶の占い、暦などが書かれている本なのですが、後半部分に難しくて読めないところがあります。先生に教えていただこうと思って持参しました。』と。」「その後また、又四郎がこうも言った。『私は屠家(とか、河原者)に生まれたことを心から悲しく思います。そのため、ものの命は誓ってこれを奪わないようにし、財宝も心してむさぼらないようにしています。先日、路上で蚊帳(かや)を拾い、落とし主を追いかけて渡しました。今でも道端でその人に会うと、感謝されています』と。私は又四郎は本当に人格者だと思った。」(『鹿苑日録(ろくおんにちろく)』、1489年)

五山僧は、いわば当時の学者・知識人で、室町幕府のブレン(頭脳)としても活動しました。そのような高僧に、被差別民で河原者の又四郎が人格も含めて高く評価されています。この日記から、河原者の造園技術が代々受け継がれていること、又四郎が書物も読め、研究熱心なこと、五山の高僧と親しくしていることがわかります。しかも又四郎は、どんなに高度な造園技術を身に付けようと、差別される境遇に生まれたことを悲しいと吐露しました。又四郎が本音を言えるほど、この僧と親しかったこともわかります。後にこの僧は又四郎に「慈福(じふく)」の法名を与えました。「慈(マイトリー)はもともと友情を意味し、仏教において重要な言葉、「いつくしみ」です。高僧の又四郎への慈悲の表れです。

トピックス⑤ 説経節(せっきょうぶし) 山椒大夫(さんしょうだゆう)、安寿と厨子王

説経節とは、神仏の尊さや霊験(れいげん、神仏の起こす奇跡)をやさしい物語にして庶民に広め

たものです。ささらという木をこする楽器をならず下級僧侶や、盲目の女性三味線芸能民である瞽女（ごぜ）らが節をつけたり、あるいは人形遣いが操り人形とともに語りました。人々は全国を旅して回るこのような芸能民をさげすみつつも、一方では彼らの来訪を楽しみに待っていたのです。明治の文豪、森鷗外の歴史小説で有名になった『山椒大夫』は、もともとこの説経節に原典がありました。

安寿（あんじゅ）と厨子王（ずしおう）は、父の無実を晴らすため、母親と従者のうわたきとともに、陸奥の国を出て都に上ろうとします。旅の途中、越後の国直江津の港に来て、宿を探しますが見つからず、大化（おおげ）の橋の下で休みました。ここで人買いの山岡太夫（やまおかだゆう）にだまされ、安寿と厨子王の姉弟は丹後の国の由良へ、母とうわたきは佐渡の国（蝦夷の国とも）に売られてしまいます。丹後の国の山椒大夫に買われた安寿と厨子王は、名前をそれぞれ「忍」と「忘れ草」に変えられ、塩作りと塩を焼く薪取りの強制労働をさせられます。二人は脱走を計りますが、安寿は見つかって虐殺されました。厨子王は命からがら逃げ延び、丹後の国分寺から四天王寺へ入ります。そこである貴族に認められて養子となり、都に上ります。その後、朝廷内で出世して父の無実を晴らし、奥州の支配者に認めてもらい、さらに希望して丹後の国司にもなり、山椒大夫一族に復讐します。そして、佐渡に渡り、盲人となっていた母と再会し、靈験によって母の目が開く、という物語です。

塩には、穢れを清める作用があるとされていることは皆さんもご存知でしょう。大相撲の力士は土俵で塩をまいて清めていますし、今でも正式な土俵（国技館など）では、女性は穢れた存在として、土俵に上がることを許していません。中世、塩を作り売る仕事に非人がたずさわっていました。説経節で安寿と厨子王は太夫から名前を「忍」と「忘れ草」に名前を変えられました。これは、二人が非人から下人（げにん、奴隸）にまで落とされた象徴なのです。宮崎駿さんのアニメ映画『千と千尋の神隠し』で、千尋（ちひろ）が湯婆婆（ゆばーば）に千（せん）と名前を変えられるのは、これをヒントにしていると思われます。また、塩作りが荘園に所属した散所の仕事であったとするならば、塩作りは散所非人の生業であり、山椒大夫は散所太夫の転訛（てんか、なまったもの）と考えられます。これは散所の管理者である散所長者のきびしい支配に反発した、散所非人の抵抗のストーリーと読むことができます。このような神仏の靈験や奇跡を伝え広めるその説経者たちもまた、非人であったのです。

4、近世

（1）中世から近世へ～戦国大名と被差別民～

1467年の京都での応仁の乱から、世の中は戦国時代に入っていくといわれます。いたるところで下剋上が発生し、幕府や天皇の権威が失われ、実力主義と地方の時代が始まるのです。戦国大名にとって、富国強兵策は第一の課題でした。各地の大名は、強兵のための軍備増強を急ぎます。様々な職人や技術者を先進地の京都や奈良からスカウトしてきて、自分の城下町に住ませました。また、多くの宗教者も中央から地方へ住み着いたり、旅したりしました。このことはまた、京都・奈良をはじめ、畿内近国の進んだ穢れについての考え方が、地方に伝播して行くきっかけを作りました。

皮革は、軍需品として特に重要です。当時の鎧兜（よろいかぶと）に皮が多く使われています。戦国大名らは、自分の領地に河原者・えたを確保し、革の生産を始めるのです。えたはその仕事柄から、かわた（皮多など）ともよばれるようになりました。関東をほぼ支配した戦国大名北条氏は、伊豆の国に二十人以上のかわた（えた）を配置し、彼らが革を作って納めること、武士の家来になってはいけないこと、他国へ行ってはいけないことを命令しました。かわたの支配は、戦国大名にとって死活問題となるのです。

また、当時の戦さは占いなどをして、神仏の意思を確かめてから行いました。そのため、戦国大名は、神仏を保護し、神社仏閣を多く建てました。そして、都から占いの上手な陰陽師を招いたのです。陰陽師でもあった散所の声聞師（しょうもじ）たちが、こうして全国に広がっていきました。

戦国大名は領内の経済、交通の重要地点に城と城下町を築きました。城下には様々な商人・職人、芸能民を抱えて商工業を発展させねばなりません。また、死の穢れにまみれるお城を清め、払い、掃除する人々が必要となります。また、戦闘や治安維持の末端に利用する人々が必要でした。このように戦国大名も、乞食、非人、かわたなどの被差別民を城下に集め、支配をしたのです。新潟県上越地方の被差別部落は、戦国時代に上杉謙信に招かれてお城の清め、掃除などを勤めたり、薬を作ったという伝承を持っています。また確実な資料（古文書）で、上杉謙信が関川にかかる大橋をなおし、僧侶等の宗教者、遊人（芸能者など）や盲人、非人から橋賃は取らないようにと命じています。それは、彼らがお城や城下で別の仕事を納めるため、橋賃が免除されていたわけです。

他にも、上杉氏の家臣となる阿賀北の領主である色部（いろべ）氏には、年中行事を書き留めた貴重な記録が今に残っていますが、そこには、正月のあいさつに来る人々として、河原者や渡し守、毘沙門くばりなどの職人・宗教芸能者があげられています。

（２）安土桃山文化～都の被差別民～

2009年10月、新潟県上越市で新発見の屏風が紹介されました。それは豊臣時代のもので、御所に行く豊臣秀吉の牛車（ぎっしゃ）と、聚楽第に向かう後陽成天皇（ごようぜいてんのう）の輿（こし）が描かれているので、『御所参内・聚楽第行幸図屏風』（ごしょさんだい、じゅらくだいぎょうこうずびょうぶ）と名づけられました（個人蔵、上越市立博物館寄託）。おりしも、直江兼統を主人公とするNHK大河ドラマ『天・地・人』が放映されていたので、多くの話題を誘い、この屏風は全国的に有名となりました。桃山時代の屏風に共通する濃絵（だみえ）の金屏風で、六曲一双（ろっきよくいっそう）の堂々たるものです。保存状態もよく、国宝級との評価もあります。

この屏風の構図は、中央に秀吉の行列と天皇の行列、そしてこれを観覧する人々の姿を描き、一方で上部には京都の日常生活の風景を描きこんでいます。この風俗画の部分の中から、当時の賤民や被差別民たちの様子をみてみましょう。

①鉢叩き（はちたたき）、または鉦叩き（かねたたき）、胸叩き、茶筌（ちゃせん）ともよばれます瓢箪（ひょうたん）をたたきながら念仏を唱え、さらに仏事の合間に竹製の茶筌をつくって売り歩きます。京都の庶民の葬式や法事の要求にこたえた、民間の宗教者といえます。死の穢れにかかわり、しかも正式の僧ではなかったため、非人とされました。

②覆面の男女

中・近世、覆面は社会から排除され、疎外（そがい）された人たちのシンボルであったといえます。女性の方は尼僧で、覆面をした下級宗教者です。諸国を旅する（遊行、ゆぎょう）する尼は比丘尼（びくに）ともよばれ、歩き巫女や遊女と似たような存在で、賤視の対象となりました。男のほうは、深い編み笠に覆面をして刀を差していますが、胸に数珠をかけていますので、何らかの宗教者のようです。法華宗の聖である持経者（じきょうしゃ）でしょうか。

③弦召（つるめそ）・犬神人

中央の男性は、腰にぶら下げている物から見て、弓の弦を作って売る弦召（弦売僧）です。犬神人ともよばれます。布を頭にかぶっていますが、覆面をめくりあげて、頭巾にしています。室町時代以降の犬神人の特徴です。柿色の衣も犬神人のシンボルです。京都の犬神人は、祇園社（八坂神社）に隷属して死体の処理などの穢れ除去の作業にあたりました。また、祇園祭の際、神輿の先導をつとめて穢れを払う清めの仕事をしました。また、比叡山延暦寺の山法師の強訴の際、先陣をつとめる濫僧（ろうそう）ともなりました。中世を代表する非人です。

弓のつるは膠（にかわ）を使い、丈夫にします。膠はその名前の通り、動物の皮、骨、角、腱、腸等々を煮詰めてつくります。いわば接着剤のようなものです。膠の生産も、被差別民たちの重要な生

業でした。

④皮売り（皮買い）

室町期の「七十一番職人歌合（しょくにんうたあわせ）」にある、皮買いが棒にはさんだ皮を売り歩いているのと似た絵で、皮売りと思われます。

⑤琵琶法師

中・近世の障がい者で、盲目または弱視の下級宗教者、雑芸人です。杖を突いて歩いています。琵琶をひき、平家物語や説教節を語り、また、祈祷やあんまをしました。小泉八雲（ラフカディオ＝ハーン）の「耳なし芳一（ほういち）」は有名ですね。中世の絵巻物には、琵琶法師のまわりに犬が描かれることが多く、当時すでに盲導犬がいたのかもしれませんが。中世、頭がよくて動物の中で最も調教が難しいと言われる猿を調教できたのですから（猿回し、猿引き）、犬を調教できないはずがないとも思われます。

⑥扇売り

中世の扇売りの女性は遊女を兼ねていました。遊女は、白拍子、歩き巫女等と同列に賤視の対象でした。

⑦足袋（単皮）売り

江戸時代初期までの足袋は、木綿製はなく皮製です。皮足袋といひます。足が保護され、しかもつま先が割れていて動きやすいため、合戦や鷹狩りで使用され、武士の需要が多かったといひます。もちろん、河原者からの皮の提供なくして皮足袋は作れません。

以上、京都市中で生き生きと活動する被差別民たちの様子が見て取れます。絵師は何の偏見も無く、忠実に京都の日常風景を描いたのでしょう。そもそも桃山文化を代表する濃絵（だみえ）の金屏風は、金泥（こんでい）といって金粉と膠（にかわ）を混ぜ、金の雲を作り着色します。ここにも膠を通じて、河原者たちの技術と活躍が連想できます。

（3）身分制の確立～弾左衛門とその支配～

豊臣秀吉の太閤検地や身分統制令は、これまでわりとルーズであった武士と百姓を明確に分けるきっかけとなりました。徳川幕府はこれを受け継ぎ、支配者として城下町に住み政治と軍事を独占する武士身分、農村に居住して農作業を行い年貢を負担する百姓身分、城下町・都市に居住して商・手工業にたずさわる町人身分を設け、身分間の移動と居住地の移動をきびしく取り締まります。

戦国時代が終わり、江戸時代になっても、武家、大名はいつ起こるかもしれない戦争に備えなければなりません。そのため、かわた身分の人々を城下町周辺に居住させ、皮の供給や警備、城の掃除、補修等々、中世以来の仕事をさせます。かわた身分の人々が田畑を所有して農耕を営むこともあります。この場合は、百姓と同じく年貢を負担します。各地の城下町にも乞食たちが集まりはじめます。大名らは、乞食の中から指導力のあるものを頭として、乞食たちの支配をさせ、彼らを非人身分とします。非人等も中世以来の警備役（やく）や掃除役を大名に命じられて勤めます。また、これまでの芸能民たちも人々からは非人と見られます。

江戸では、幕府権力と結びついた弾左衛門（だんざえもん）が、関東一円のかわた（えた）と非人を支配します。非人の頭は別に車善七（くるまぜんしち）という人がいますが、弾左衛門の支配に吸収されます。弾左衛門は江戸浅草新町に本拠を構え、皮革のほか、箆（おさ、織物の道具）、灯心（とうじみ、ろうそくなどの灯りの芯）などの専売権を持ち、その政治力と経済力は大名家級でした。

(4) 元禄政治の展開～生類憐れみ令と被差別民～

17世紀後半から18世紀前半、江戸幕府5代将軍徳川綱吉の時代は、様々な意味で江戸時代の転換点といわれています。まず江戸時代の最盛期といわれる時代でしたし、そして、武力によって全国を支配する武断政治から、儒教的徳(礼の秩序)や仏教的慈悲による文治政治への転換の時代でした。「犬公方」といわれた綱吉は、生類憐れみ令と服忌令(ぶっきれい)を車の両輪として、社会の価値観を変えようとしています。

生類憐れみ令は、1685年頃から二十数年間にわたって次々と発せられ、犬に限らず獣、鳥、魚にいたるまで生類全般の殺生を禁じた命令の総称でした。生類の中でも馬が特に大事にされ、捨て馬の禁止や、馬に過重な荷物を載せることまで禁止されました。さらに、捨て子や捨て病人の禁止、行き倒れ人や病気の旅人を保護することなど、人間も生類憐れみの対象でした。これらは、仏教の殺生禁断と放生(ほうじょう)の実践といえます。放生とは、生きているものを解き放つことです。

一方、服忌令とは何でしょうか。「忌引き」という言葉は、今でもよく使われています。お葬式などで忙しいから、仕事や学校を休むことだと単純に思われています。しかしその本来の意味は違います。

「忌」とは、死の穢れが晴れるまでのいわば自宅謹慎期間をいうのです。「服」は、喪に服し祝い事などを行わない、参加しない期間をいいます。つまり服忌令は、近親者に死者が出た場合などの、服忌の期間を定めて発令したものなのです。「触穢」(しょくえ)といって、穢れは伝染するとも考えられていました。たとえば父母が死んだ場合、忌は五十日、服は一年間などと決められました。服忌は死の穢れだけでなく、血の穢れにも細かく決められました。女性の出産から月経、男性でも鍼や灸によって身体に傷つけた場合など、行水による清めや謹慎期間など細かく決められました。

生類憐れみ令と服忌令は、殺生禁断と死・血の穢れを排除する観念を再び強く社会全体に広めました。綱吉はこれにより、人々から戦国時代へのノスタルジー(懐かしさや憧れ)を取り去り、幕府と身分制による天下太平の社会を実現しようとしたのです。同時にこのことは、衰弱または死んだ牛馬を処理して皮革を加工する皮多(かわた)や、処刑や町中の遺体・死骸を処理して清める非人の仕事を、これまで以上に重要なものとししました。しかし彼らは殺生を業とし、穢れに触れてそれを除去する仕事にあたるわけですから、人々から差別や賤視を強く受けるといった副作用を被ることになりました。「穢多」という差別的な呼び方が広く使用されるのも、この頃からでした。

(5) 被差別部落の技術と経済力

江戸時代に作られた『越後土産初編 産物見立取組』(上越市立博物館蔵)という古文書の表があります。これは、越後国内の名物や各町村の特産物を相撲の番付け表のように書きあげたもので、当時の観光パンフレットのようなものです。これには、信濃川鮭、盆踊り、角兵衛獅子などが中央に記載され、前頭(まえがしら)の所に村上茶、三条金物、新発田綿、高田せつた(雪駄)、などがあります。これら越後国の名産品の中にも被差別部落の人々の営みがありました。

①盆踊りは、江戸時代に各村々のお宮で盛大に行われました。そこでなくてはならないのが太鼓です。太鼓に張られる革は、もちろんかわた身分の人々の技術で作られています。もともと太鼓の音は、神社仏閣に清めの音域を作り出すためのものだったのです。

②角兵衛獅子は、被差別民の芸能から生まれたもので、太鼓や笛の音にあわせて少年らが踊ったり逆立ちや宙返りの曲芸をします。越後から江戸に進出して大流行し、正月のお祝いや厄(やく)払いには欠かすことのできない縁起物となり、旅先で角兵衛獅子一行に出会うと幸多いとまでいわれました。

③「せつた」(雪駄)はいわばサンダルです。表は竹の皮を編んで作り、裏底は厚い牛馬の皮が張られています。私たちは、江戸時代の人というと、木製の下駄、わらじや草履といった草で編んだ履き

物ばかりを使用していたと思いがちですが、なんと革底のサンダルが大流行していたのです。雪駄作りももちろん、かわたの人々の竹細工・革細工技術なくしてはできません。なお、足の指をかける花緒（はなお）の部分も革製です。町には雪駄直しという専門の職人（被差別民）もいて、人々は修理しながら使ったのです。

革製品の生産と販売は、被差別部落を豊かにしました。江戸時代を通じ、凶作や飢饉で多くの村が人口を流出・減少させましたが、逆に被差別部落では人口が増加しています。天保年間（1830年代）、大飢饉の供養のため越後高田の被差別部落民は、信濃善光寺に一对の石灯籠を寄進しています。山門入り口の絶妙な位置にその灯籠は立てられています。それは寄付金額の多さを物語っています。

（6）近代医学の幕開け～『解体新書』と被差別民～

18世紀後半、老中田沼意次（おきつぐ）の時代に、前野良沢や杉田玄白によってオランダの解剖書『ターヘル＝アナトミア』の翻訳書である『解体新書』が刊行され、西洋医学の優れていることが明らかとなりました。これ以後、洋学（蘭学）は医学分野でめざましく発展を遂げます。『解体新書』の作成は、『ターヘル＝アナトミア』にもとづく実際の人体解剖がきっかけでした。この解剖のとき、被差別部落民が活躍しています。杉田玄白の回想録である『蘭学事始』から、そのときの様子を見てみましょう。時は1771（明和8）年3月4日でした。

「玄白は中川淳庵や前野良沢らと、腑分け（ふわけ、人体解剖のこと）の行なわれる骨ヶ原の処刑場に向かいました。途中、玄白と良沢はお互いに『ターヘル＝アナトミア』を持参していることを知り、びっくりします。腑分けでの実際の執刀は、えた（穢多）の虎松という者に頼っておきました。この虎松は、腑分けに熟練しているとのことでした。しかし、当日、虎松が急病となり、その祖父が代わりにやってきました。年齢は九十歳というのに実に達者で、彼は若い頃から腑分けの経験があり、これまで数人やっているとのことでした。

今までの腑分けと言うのは、すべてえたに任せ、これは肺、これは肝臓、これは腎臓と切り分けて取り出したものを確認するだけでした。医師たちはそれを見ているだけなのに、身体の内部を見極めたとはいって張っていました。特に名前の無い内臓は、えたが指し示すのをただ見るだけで納得していました。

その日も、虎松の祖父が心臓、肝臓、胆嚢、胃と指し示し、それ以外の名前の無い内臓は、これまでの腑分けの経験から、誰でも腹のなかのここに、このようなものがある、ということでした。『ターヘル＝アナトミア』の人体解剖図で確かめると、それらはあとから動脈血管や副腎であることがわかりました。虎松の祖父が言うには、これまでに腑分けを見せた医師から、これは何かという質問や、これは何々であるという意見が出たことは無かったとのことでした。しかし今回、玄白と良沢は持参した解剖図で、切り分けられた内臓の一つ一つを照合し、その確かさを確認したのです。

この腑分けで、これまでの中国伝来の古い医学書が説く、内臓の分類は当てはまらないことがはっきりしました。幕府公認の医師はこれまで七、八回と腑分けを見ながら、実際との違いを説明できず、中国人と日本人は内臓が違うのかとさえ言い出すありさまでした。今回の腑分けが終わったあと、玄白、淳庵、良沢らは、いっそのこと骸骨のことも調べようとします。処刑場に散乱している骨を拾い集めて確かめたところ、これも解剖図の正確さがわかり驚きました。」（『蘭東（学）事始』）

こうして、彼らは『ターヘル＝アナトミア』の翻訳を決意します。さて、以上の話から次のことがわかります。①腑分け＝解剖は医師ではなく、えたの技術で行なわれていること。②これまで何度も腑分

けが行なわれていること。③杉田玄白がえたを差別する記述・表現を書いていないこと。江戸時代の医師には、人体解剖の技術は無かったのです。えたは牛馬の解体処理、革細工の技術を応用し、人体解剖もできたのです。医師等は穢れを嫌って自ら手を下さないのでしょうが、もし医師が執刀すれば、内臓はめちゃくちゃに切り裂かれて血だらけとなり、とても解剖にならなかったのです。また、腑分けに提供された人体が処刑されたものであり、その処刑の実行や死体の管理・始末もえたの役割、仕事でした。玄白は別の随筆で、「人間には天子から庶民まで男女以外の別は無い、身分や地位の上下は人間が作り出したもので、本来人間はみな同じ」、という内容のことを書いています（『形影夜話』）。えたの腑分けは、玄白に身分や差別の不合理性をも教えたのでした。

杉田玄白らの腑分けから約50年後、越後国（新潟県）新発田藩や長岡藩でも腑分け＝人体解剖が行なわれたことがわかっています。長岡藩の腑分けでは、解剖の様子が絵に描かれて現存しています。それには、藩の医師たちがこれから解剖に取り掛かる様子、そして「穢多年寄（えたとしより）」（穢多身分のまとめ役）が医師たちに何やら巻物をかかげて指導しているような様子が描かれています。玄白の時の腑分けとの違いは、えたではなく医師が自ら執刀しようとしているところです。ほぼ同時期の新発田藩では、医師の腑分け願いが藩に出されると、「穢多」と相談して実施せよとの回答が出ました（1831年、天保2年）。やはり、えた身分の立会いなくして腑分けはできなかったのです。彼等は腑分けにおける穢れを除去し、執刀技術を指導し、また解剖される刑死体の管理者であったからです。こうして医師とえた身分の協力のもと、越後でも近代医学が始まろうとしていたのです。

トピックス⑥ 彦根藩の食肉

江戸時代、殺生禁断の仏教思想と穢れ観から、牛馬肉食の習慣は無かったと考えられています。しかし、井伊直弼で有名な彦根藩は、藩内のかわた村に食肉製造の免許を与え、「菓」と称して専売していました。毎年、将軍や御三家に献上していたといいます。肉食を「菓食い」（くすりぐい）といいました。滋養強壮に効果があり、体力がついて病気を治すこともあったのでしょう。彦根市は今でも牛肉の味噌付けが有名です。これは江戸時代からの伝統だったのです。幕藩体制がゆるんだ幕末には、大坂市中にも牛鍋（いわば、すき焼き）がはやり始めました。明治の文明開化の一つ言われる肉食・牛鍋の流行は、すでに江戸時代に準備が整っていたと考えてよいでしょう。もちろん、食材の提供者はかわた身分の人々でした。

（7）近世後期の文化（化政文化）～小林一茶の文学にみえる被差別民～

俳諧は松尾芭蕉の死後、一時低俗化して停滞しましたが、江戸時代後期の19世紀、二人の文化人によって再生したといえます。一人は、文人画家でもある与謝蕪村で、画俳一致の新しい俳風を確立しました。もう一人は、信濃出身の小林一茶で、童心をまじえて農民の生活感情を読み上げる作風を生み出したと評価されています。特に、昆虫や小動物にまで愛情を注いだ自然観察は有名ですね。皆さんも、「すずめの子 そこのけそこのけ お馬が通る」などの名句をご存知でしょう。生涯に約二万句を残したといわれる一茶ですが、その中には、被差別部落民への暖かいまなざしが読み取れるものが数十句あります。一部紹介しましょう。

①「えた町に 見落とされたる 幟（のぼり）かな」

かわた町の方が高く大きい端午の節句の幟旗がはためいて、隣町が見下ろされているようだという意味でしょうか。江戸にいて関東のかわた身分を支配した弾左衛門の屋敷のある、「えた町」のことを詠んだものといわれています。被差別部落民達の経済力がわかります。

②「えた寺の 桜まじまじ 咲きにけり」

被差別部落にあるお寺の、見事に咲いた桜を詠ったものです。「えた寺」とは、西日本に多く、宗旨は浄土真宗です。浄土真宗は、穢れの多い悪人こそ救われるという「悪人正機」が教えですから、被差別民の頼る宗派でした。一茶は、桜は何の差別心も持たず、かわた身分の寺でもいっそう綺麗に咲いていると詠んだのです。

③「春駒の 歌でとかすや 門の雪」

春駒は、馬の首をかたどった人形を持ち、太鼓や三味線で囃し、正月に家々を回って祝言を唱える門付け芸で、被差別部落民の芸能でした。芸能は、家々の穢れを祓い清め、幸福を呼び込む呪術でもありました。春駒の暖かい踊りと歌が、家の前の雪もとかすようだという句ですね。一茶も、正月の春駒を楽しみにしていたことが伝わってきます。

④「苗代や 田を見廻りの 番太郎」

番太(郎)とは、様々な警備の仕事をした被差別部落民のことです。犯罪を未然に防ぎ、罪の穢れを清める仕事だったのです。不審者を見張る木戸番、水番、火の番、山番、野の番等々各種あり、村や町の警備・治安維持の仕事をしていました。仕事の対価として、家々を回り米や銭を乞うことが認められていました。ここでは、田植え前の苗代や田んぼの警備をしていることがわかりますね。

⑤「隠坊(おんぼう)が けぶりも御世の 青田かな」

隠坊とは、遺体を処置し、焼く人です。これも死の穢れを清める被差別部落民の仕事でした。火葬＝荼毘(だび)にふす煙がたなびく下には、生き生きとした青田が広がっているという光景が目に見えます。死と生の対比を詠んだものといえます。隠坊は、中世には三昧聖(ざんまいひじり)といわれました。念仏三昧して、死者をあの世に送り、火葬したからです。彼らは今に言う、「おくりびと」だったのです。

⑥「皮かふが 宿の白梅 咲きにけり」

皮買いの家の白梅が綺麗に咲いているという句です。皮の流通段階でも被差別部落民達が活躍していました。皮買いや皮売り達によって、皮の供給は支えられていたのです。

⑦「棒突や 石垣たたく 寒の入り」

棒突きとは長吏ともよばれ、犯罪人を捕らえる六尺棒を持ち、町や村を警備する人々のことで、これも罪の穢れを祓う意味で、被差別部落民の仕事でした。棒のほか、十手、さすまた、袖がらみ、さらには、なぎなた、弓、鉄砲などの武具まで所持と使用が許されることもありました。今でいえば、警察官のような役割です。句は、寒さにこごえる棒突きが、持っている六尺棒で石垣をこんこんとたたいている光景を詠んだものでしょう。石垣がありますので、お城の警備をしているのでしょう。

以上、七句を紹介しました。一句たりとも、差別を詠んだものはありません。むしろ、一茶が様々な被差別民に共感の思いをもって注目していたことがわかります。一茶はほかにも被差別民の記録文を残していますし、また被差別民と付き合っただけで薬を調合してもらったりしています。かわた身分の人々は、動物の肉や内臓から薬を作り出す技術も持っていたのです。一茶は傍観者として被差別民を見ていたわけではなく、実際にふれあって、身分制の不合理的に気づいていたのです。虫やかえる、小鳥まで愛情を注いで句に詠んだ一茶が、差別に負けずたくましく生きる人々を句に詠むのは、むしろ自然だったのかもしれない。

小林一茶は江戸と信濃を歩き来し、さらに関東一円を旅しました。そこで、社会の底辺を生きたとされる被差別民衆に、自らの境遇を重ね合わせて、共感のまなざしを持ち続けたのです。一茶の句に登場する被差別民はこのほかに、わらじ売り・ぞうり売り・乞食・遊女・川原の人・座頭(盲目の芸能者)、瞽女(ごぜ)・猿引き(猿廻し)・万歳・舞まい・大黒舞・節季候(せきざろ、年末に家々を回る芸能者)・琵琶法師・鉢たたき・放下師(ほうかし、手品師のようなもの)・ささら(竹製の楽器を鳴ら

して歌や語り物をする)・渡し守・茶筌売(ちゃせんうり)等々というので驚きです。以上の被差別民は多く中世起源です。

(8) 近世から近代へ～差別強化と大塩の乱～

皮革業で財を成したかわた身分の村は、多くの一般農村が人口を減少もしくは停滞させていたこととは逆に、人口を増加させていきました。また、下級警察業務を担当して、社会の中で大切な仕事をしているのだという自負を強く持つようになりました。すると、かわたの人々は差別されている境遇に強く反発するようになり、贅沢(ぜいたく)もして、一般の百姓・町人同様の生活を求めるようになりました。それは当然の要求といえます。

江戸時代の中・後期、こうしたかわた身分の行為や主張に対して、幕府や多くの藩が身分制を強化するための統制令を出すようになりました。その多くは、かわた身分であることがすぐわかるように着物の指定をすることでした。具体的には、半襟(はんえり、襟の汚れを防ぐ飾りの襟)をつけてはいけけない、木綿の着物以外は着てはいけけない、柄(がら、模様)のあるもの着てはいけけない、柿渋(かきしぶ)か藍(あい)で染めたもの以外着てはいけけない、下駄を履いてはいけけない、農民と一緒に食事をしてはいけけない等々です。ゆるみ始めた身分制と差別を、統制強化の命令で切り抜けようとした幕府や藩の苦肉の策でした。

かわた身分の人々は、これらを黙って受け入れることはむしろ少なく、嘆願書(たんがんしょ)を書いて撤回を要求したり、逃散(ちょうさん)といって仕事を拒否したり、一揆を結んで強訴(ごうそ、集団で強く要求すること)したりして抵抗しました。1855年、岡山で起こった渋染め一揆は、藩の差別政策に立ち上がった大規模な一揆で有名です。参加者はかわた村50か村以上、1000名を越えました。そして、見事に柿渋染めの着物しか着てはいけけないという命令を撤回させたのです。

これより前、1837年、大坂では有名な大塩平八郎の乱が起こっています。元大坂町奉行所の与力であった大塩は、天保大飢饉に対する幕府の無策、不正を批判して蜂起し、貧民救済を実現しようしました。大塩は知行合一(知恵と行為の一致)を説く儒教の陽明学者でもあり、実践重視のその学問が大塩を決起させたのでしょう。乱はわずか半日で鎮圧されましたが、大坂市中の五分の一を焼失し、その後も大塩門弟と称する不穏な動きが各地で続き、幕府を衰退させました。越後柏崎で起こった、国学者の生田萬(いくたよろず)の乱は、その代表的なものでした。

大塩は元町奉行所の与力、つまり警察の幹部ですから、下級警吏として警察業務に従っていたかわた身分の実情をよく知っており、公私にわたってかわたの人々と付き合いがありました。そこで、かわた身分の解放を条件に、彼らから乱に協力してもらおうとしました。大塩はこれまでの経験から、かわた身分の人々が洪水対応や火事の消火に命を惜しまず働くことを知っていたのです。彼らを取り込むことで、強力な軍事力が組織できると考えました。また、かわた身分の人々の経済力も魅力でした。

しかし大塩の乱は事前に計画が発覚してしまったため、予定より早く決起することとなり、かわた身分からの参加は不十分なまま終わってしまいました。

トピックス⑦ 生田萬の乱

生田萬は平田篤胤(ひらたあつたね)門下の国学者で、上野国(こうずけのくに)館林の浪人でした。藩政改革を進言しましたが受け入れられず、失望していたところ、友人の柏崎神社神官に誘われて柏崎に移り住み、天保七年(1836年)、桜園塾という私塾を開いて国学を教えました。おりしも天保の大飢饉で、柏崎も餓死者が出ていました。しかし、桑名藩の柏崎陣屋は有効な救民策を取らず、逆に米屋と結託して不正を働いていました。生田萬はこれに怒り、同士を募って、「大塩門弟」と称し

て決起しました。国学者でありながら陽明学者の大塩門弟と称したのは、大塩の乱に関連させることで、乱の正当性を主張するためでした。まず、庄屋（地主、豪農）を襲って米や家財を貧民に分け与え、さらに柏崎陣屋に斬り込みました。生田と同士は討ち死にして乱は失敗に終わりますが、桑名藩主は幕府に失政をとがめられて謹慎させられ、陣屋の役人も処罰されました。この後、米価も下がりました。生田の妻と二人の幼い子どもも捕らえられました。牢内で妻は子どもを殺し、夫の後を追って自殺しました。

その後、明治時代の中期になって、柏崎の豪商に東京在住の乞食から手紙と現金が送られてきました。その手紙には、自分は親子二代の乞食だが、父が天保年間に柏崎で生田萬先生に助けられた、乞食して貯めたお金だが、恩人の顕彰碑の足しにしてほしい、とありました。こうして生田萬の碑が建てられたというのです。

5. 近代

(1) いわゆる「解放令」をめぐって

1871(明治4)年、政府は一つの布告(命令)を出しました。

「穢多・非人等の名称を廃止するので、今後は身分も職業も平民同様とすること。府県へ。穢多・非人等の名称を廃止するので、一般平民の戸籍に編入し、身分・職業ともすべて同一になるよう取り扱うこと。とはいえ地租や免税のしきたりもあるだろうから、課税の見込み額を調査し、大蔵省に問い合わせること。」

賤民廃止令とか、いわゆる「解放令」などと言われるものです。穢多・非人の差別名称を廃止し、職業の自由を認めたものですので、賤民身分が廃止されようとしていることがわかります。しかし、大きな狙いは布告の後半部分、つまり旧賤民身分に課税することが理由でした。それでも、被差別部落民がこれを身分差別からの「解放」と受け止めた気持ちはわかります。残念ながら、このいわゆる「解放令」が、部落差別の解消にほとんど寄与せず、むしろ近代の新しい差別実態を作り出したというのが、現在の歴史的評価です。

被差別民が行ってきた様々な仕事は、言い方を変えれば「経済的特権」でした。食肉業、製菓、皮革業など、これまで被差別民の専業であったものが課税と引き換えに開放されて、ここに部落外から近代的資本が入ってくるきっかけが生まれたわけです。下級警察業務も、ちょうど武士身分が解体されつつあったことから、近代的警察制度が作られる中で、旧武士身分がそこに優先的に配置されることとなります。こうして、被差別民はそれまでの職業を失うことが多く、かえって生活が困窮して行ったのです。江戸時代までの豊かな部落が消滅し、その多くが近代の貧しい部落へと変わっていききました。

また、政府の関心は課税にあり、差別そのものをなくすことにはほとんど関心がありませんでした。被差別民が職を失うことは予想できたはずですが、食肉用の屠畜業(とちくぎょう)の斡旋のほかにあまり政治的措置が取られることはありませんでした。長い差別の因習が、一つの布告で終わるはずありません。差別を厳禁するといった追加の布告もありませんでした。

この賤民廃止令が、はじめ被差別民の多くに希望を与えたことも事実です。喜んだ部落の中には、お祭りをしたり、学校を作ったり、これまでの仕事を拒否する等々の行動に出ることもありました。すると、賤民廃止令を快く思わない一般平民が、被差別民が増長しているとして、西日本を中心に「解放令」反対一揆を起こし、部落を襲撃したりしました。

このころ作られた「新平民」という呼び方は、新しく平民に加わったという意味でこれまでの平民と

区別し、結局差別語となって行きました。

(2) 自由民権運動と松方デフレ

自由民権運動は、人間の自由と平等を主張し、それは天賦(てんぷ)人権、つまり生まれながら天から与えられた権利であるとして、その実現を要求するものでした。人間の自由と平等を主張する以上、自由民権運動が部落差別の問題と接点を持つのは当然でした。当時を代表する二人の民権思想家を紹介しましょう。『民権自由論』や私擬憲法『東洋大日本国国権按』で有名な植木枝盛は、自由民権の対象範囲に「部落民」も加え、彼らの運動への参加を呼びかけていました。『高知新聞』では、「社会平等の理想を達成するためには、まず少数者を助け、弱者を救わなければならない。私はかつて被差別民のある方と人の上下貴賤を議論し、人間平等の理について話し合ったことがあるが、まだ言い足りないことが多く、志を果たしていない。そこで、高知県下の被差別民の諸君を集めて懇親会を開き、将来の目的を達したいと思う。」と述べました。また枝盛は、「えたの蔑視は天下の公道にそむく」とも考えていたのです。

18世紀フランスの啓蒙思想家、ルソーは『人間不平等起源論』や『社会契約論』で、自然状態において人間は自由で平等だったと唱えました。このルソーの思想を明治時代の日本に紹介したのが、「東洋のルソー」といわれた中江兆民でした。兆民は土佐出身でしたが、一時大阪の被差別部落に居住して、自由民権に関する文筆活動を行ないました。そして自由党系の新聞で、「部落民が見下され、屈辱をうけ、自由を奪われ、権利を奪われ、同一人類なる士族のために打たれ、踏まれ、軽蔑され、しかも反発することを知らなかった。」と被差別民に共感をよせました。その後、兆民は衆議院選挙に出て当選しますが、それは大阪の被差別民が協力し、「新平民の代議士」として第一回帝国議会に送り出されたのです。

1881(明治14)年、大蔵卿となった松方正義によって新しい経済政策が始められました。これは紙幣整理・回収と増税による、いわゆるデフレ政策でした。この不況により農村の貧困化が進み、土地を売って小作に転ずる農民が多数発生し、一方では土地を買い集めて豊かになる寄生地主が成長しました。つまり、社会の中の貧富の差が激しくなったのです。農民は無産となって都市労働者になり、富者は資本家になってゆきっかけがここで明確に発生しました。この不況は、賤民廃止令以後困窮し始めていた被差別民の生計に打撃を与え、部落の困窮に拍車をかけたのです。成長した資本家は、ますます利益の上がる部落の生業であった食肉や皮革業に進出してきました。ここに被差別民は、貧しさからも差別される状況が生まれました。

(3) 近代化の模索～改善運動と融和運動～

近代市民社会は、それでも差別という不合理をなくそうとする一定の自浄能力は持っていましたが、ゆるやかで微力でしたが、それでなければ近代社会とは言えませんでした。

部落改善運動は、部落民が差別される理由を考え、差別の原因を自助努力によって無くしていこうとするものでした。部落が自主的に衛生維持、貧困防止、風俗矯正等々に配慮して、差別の原因と理由を除去してゆこうとするものでした。しかしこのことが差別をなくすことはありませんでした。差別はあくまでも側の問題だからです。

融和運動は、社会の側に部落に対する偏見と差別をなくすよう反省を求め、平民と被差別民の融和をはかろうというものでした。しかし融和運動を強力に推進した団体である帝国公道会は、その具体的政策を被差別民の北海道移住としており、これは先住民アイヌ民族への差別政策にはかならず、部落差別をなくすことにもなりませんでした。

結局、どちらの運動も差別解消の効果を上げることはなく、そのことがやがて、部落民自身の主体

的な立ち上がり、社会の変革で差別の無い世の中を実現していこうとする、水平社の運動を引き起こすのです。

(4) 大正デモクラシーと米騒動

大正時代(1911年～)に入ると、自由と民主主義を求める民衆の声はより大きいものとなりました。保守的な第3次桂太郎内閣が組織されると、「閥族打破・憲政擁護」をスローガンとする(第一次)護憲運動が起こり、日露戦争(1904-05年)に勝利した首相にもかかわらず、政党勢力にも影響を受けた民衆は衆議院を包囲して、桂内閣を辞職に追い込みました。大正デモクラシーを支える思想も、尾崎行雄(政党政治)、美濃部達吉(天皇機関説)、吉野作造(民本主義)、石橋湛山(国民主権論)等から次々と発表されていきました。さらに、中国の辛亥革命(1911年)や第一次世界大戦(1914年)、ロシア革命(1917年)はデモクラシーの風潮を世界に広めました。

米騒動(1918年)は、そのような時代状況の中で起きました。政府がロシア革命を妨害しようとシベリア干渉戦争を計画すると、軍用米の需要増加を当て込んだ米屋は買占めと一般庶民への売惜しみを始めました。すると、米不足から米価が約二倍へと暴騰しました。このような中、困窮した富山県魚津町の女性らは、町長・地主・米穀商などの家に押しかけて米の安売りなどを要求しました。これが越中女房一揆として全国に知れ渡ると、米の安売りを求める同様の騒動が全国で展開していきました。約70万人がこの米騒動に参加し、工場・建設労働者、炭鉱夫、被差別部落民が騒動の中心となりました。

米騒動は日本史上初めて、民衆が自主的に生活改善を求めて起こした運動でした。それだけに、政府は強い危機感を持ちました。寺内正毅内閣は新聞報道を禁じ、軍隊を導入して運動を弾圧しました。また、被差別部落の人々が貧困と差別解消を求めて自主的・組織的に多数参加したことも、政府に衝撃を与えました。政府は被差別民をより多く逮捕したり、裁判にかけたりして差別と弾圧を行ないました。また一方で、政府は部落の実態調査を行なって生活改善の施策を行ったり、差別解消の課題を認識するようになりました。米騒動後の「平民宰相」原敬内閣は、①公官庁や学校で「識別」をさせず、「区別的待遇」と思われることが無いようにする、②部落改良費の予算化、を閣議決定しました。

部落史の実証的・科学的研究もこのころから本格的に始まり、歴史学者の喜田貞吉は人種・異民族起源説を否定して身分制論を唱え、あわせて被差別部落民の解放を訴えました。「日本民俗学の父」といわれる柳田国男は、被差別部落の種類、俗聖(ぞくひじり)、猿回しなどを研究しました。

(5) 社会運動と水平社

社会に存在する様々な問題、不正義、不平等、諸矛盾を解決しようとする運動を社会運動といいます。米騒動(1918年)は広く国民の目を覚まし、社会運動を発展させるきっかけとなりました。1920年代前半は、日本の社会運動が一举に開花した時代でした。

①女性運動

1920年、平塚雷鳥・市川房枝らは新婦人協会を組織して、「原始女性は太陽であった」で有名な青鞥社以来(1911年)の女性解放運動を前進させました。男女同権、男女の機会均等(平等)、女性の権利擁護などを主張し、そのためには女性の参政権獲得が必要と考えました。当時の女性は政治集会さえも参加が禁止されていました。そこでまず治安警察法第5条を改正させて女性の政治集会参加を勝ち取り(1922年)、さらに母性保護運動、女性の選挙権獲得運動へと発展させていきました。

②労働運動

1921年、労資協調(労働者と資本家が仲良くする)を目標に結成されていた友愛会が、日本労働

総同盟と改称して協調路線から労資対立的、戦闘的労働組合へと性格を変化させました。こうして労働者の権利獲得と待遇改善のため、労働組合の自由や8時間労働制、普通選挙権獲得を強く要求するようになりました。

③農民運動

1922年、初めての全国的農民組織である日本農民組合が結成されました。松方財政以来（1881年）、農村は地主と小作農に分かれて経済格差が広がっていました。このため、農村では小作料の軽減や耕作権を求める小作農とそれらを拒否する地主の対立、すなわち小作争議が激増してきました。各地で小作人たちは小作人組合を作って闘っていましたが、それらを統一して全国組織を作り、小作人の地位向上を目指したのです。「千町歩地主」（千ヘクタール以上の土地を所有する寄生地主）がいる新潟県でも、有名な木崎村争議というものがありました。

④社会主義運動

1922年、堺利彦らは政府の弾圧を避けるため秘密のうちに日本共産党を結成しました。資本家が労働者を搾取する資本主義社会を打倒し、労働者や農民中心の国家・社会を作ろうという社会主義運動は、大逆事件（1910年）以来の大弾圧で活動が停滞していましたが、その「冬の時代」から抜け出して、1920年には日本社会主義同盟を結成していました。

⑤部落解放運動

1922年、被差別部落民は人間の尊厳・自由・平等を求める全国水平社を結成しました。これは上からの同情的融和運動に期待せず、被差別部落民が社会的差別を自主的に撤廃しようと立ち上がったものでした。京都の岡崎公会堂で開かれた全国水平社創立大会では、被差別部落民自らの行動による絶対的解放、経済・職業の自由の絶対的獲得、人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に突進、という三つの基本方針を掲げ、全国の被差別部落民に団結を呼びかけたのでした。水平社宣言はこうして発表されました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」とむすばれるその宣言は、一切の差別・抑圧と戦い、部落出身者だけでなくすべての差別問題の解決を目指すことを明らかにしており、日本における「人権宣言」とも評価されています。くわしくは本書「水平社宣言を読む」をじっくりお読みください。なお、水平社の名称である水平とは、人間社会の水平関係の確立を目指すことでした。この語源は、17世紀イギリスの清教徒革命（ピューリタン革命）で、最左翼にあって人民主権、徹底的民主主義革命、私有財産の廃止を唱えたレヴェラーズ（水平派）から来ていました。水平社結成の人々の世界史の知識がうかがえます。

6. おわりに

以上、古代・中世から近代の水平社設立まで、被差別部落の歴史をみてきました。その歴史は、日本歴史の本流にあり、けして脇役ではないのです。私たちが歴史で勉強する多くの事項と、被差別民の歴史は大きくかかわりを持っていました。芸能を作り、石庭を作り、履物を作り、占いをし、暦を作り、薬を作り、弓の弦を作り、遺体を処置し、掃除をし、警備をし……。これらを仕事としてきた人々が差別される理由はあったのでしょうか。問題は、差別する側にあったのです。正しい歴史認識を持つことは、正しい現状認識を生み、部落差別がいわれの無い差別であることを再認識することでしょう。

*主な参考文献

- ①山本尚友著『史料で読む部落史』現代書館
- ②林屋辰三郎『歌舞伎以前』岩波新書184
- ③丹生谷哲一『[増補]検非違使—中世のけがれと権力』平凡社ライブラリー
- ④大阪人権博物館編『ビジュアル部落史』解放出版社

- ⑤篠田正浩『河原者ノススメー死穢と修羅の記憶』幻戯書房
- ⑥網野善彦『中世の非人と遊女』平凡社、『日本の歴史をよみなおす』筑摩書房
- ⑦部落解放研究所『米騒動ー水平社への道のり』解放出版社人権ブックレット11
- ⑧狩野博幸『秀吉の御所参内・聚楽第行幸図屏風』青幻社
- ⑨中山英一『被差別部落の暮らしから』朝日選書606
- ⑩中島渉『花と死者の中世ーキヨメとしての能・華・茶』解放出版社
- ⑪岩崎武夫『さんせう太夫考ー中世の説経語り』、『続さんせう太夫考』平凡社選書
- ⑫『源氏物語一』日本古典文学全集12、小学館
- ⑬川元祥一『部落差別の謎を解く』モナド新書、にんげん出版
- ⑭外川正明『部落史に学ぶ』、『部落史に学ぶ2』解放出版社、『部落史に学ぶ』、『部落史 に学ぶⅡ』新潟県人権同和センター（人権ブックレットNo.2、No.4）
- ⑮塚田孝『近世身分社会のとらえ方ー山川出版社高校日本史教科書を通して』部落問題研究所
- ⑯『七十一番職人歌合・（他）』新日本古典文学大系、岩波書店
- ⑰黒川みどり・中尾健次『人物でつづる被差別民の歴史』、『続・人物でつづる被差別民 の歴史』、解放出版社
- ⑱秋定嘉和『部落の歴史（近代）』解放出版社
- ⑲上杉聰『これでわかった!部落の歴史』、『これでなっとく!部落の歴史』解放出版社
- ⑳高等学校用、『日本史』・『倫理』の各教科書

(手引書)「やさしい部落の歴史」の活用について

(1) はじめに

部落史は、同和教育において最も指導が難しいといわれている。それでも、かつての「近世政治起源説」隆盛のころはまだ指導はしやすかった。その説とは、被差別部落は江戸幕府が農民に、農民達よりも下の身分（えた・非人）がいることで幕府への反発を防止するために作った、というものである。これは今から思うと数学の公式のような説である。しかし、歴史はそのような単純明快なものとは限らない。これに対し、今は中世起源説が通説である。それは、被差別部落は中世社会（平安時代末～）の中で生まれてきたというものである。そのキーワードは、穢れ（ケガレ）と清め（キヨメ）である。この観念的なケガレ・キヨメ論のために部落史の指導が難しくなったと言われるのであるが、歴史の中から様々な事例を挙げることで、イメージすることができるはずである。本書はそのような思いで書かれている。社会科や国語科以外の教職員も、積極的に活用してほしい。何も専門的な話ではなく、私たち日本人自身の歩みであるから。

(2) 執筆の方針

部落史を書くにあたり、以下のような方針を立てた。

- ①高校日本史の教科書レベル（あるいはそれ以下）を意識した、平易な記述であること。
- ②最新の研究成果に学び、前近代史（明治時代以前）を中心に書くこと。
- ③様々な被差別民がいて、いきいきと活動していたことを書くこと。

- ④被差別民が社会的に重要な仕事、役割を担っていたことを書くこと。
- ⑤明るい部落史を書き、差別の無意味さ、不当性を伝える記述とすること。
- ⑥通史的記述と物語的記述を織り交ぜ、メリハリのある叙述とすること。
- ⑦図版を多用し、視覚にうったえる構成を取ること。
- ⑧新潟県、地域の素材を入れ、身近に感じさせること。

最近の高校日本史の教科書でも、被差別民の記述が増えている。執筆に当たり、それらも参考にした。本書で取り上げた部落史関連の歴史用語は、使いようによっては、あるいは地域によっては、今でもそのまま差別語となってしまう危険性を有する。しかし伏字にしては部落史は書けないし、用語の正しい理解こそ必要である。被差別部落に対する正しい歴史認識は、部落差別をなくす一助となる。

(3) 本書の活用にあたって

本編「やさしい部落の歴史」は読み物のつもりで執筆された。長文なもののためであり、特別な指導方法は必要ない。生徒とともに読み進めるだけでよい。人権・同和教育に当てられる限られた授業時間の中で、はじめから最後まで読み通すことは難しいであろう。どこでも、少しでも、興味あるところを読んでもらえればと思っている。もしそれをきっかけに、生徒が読み通してくれるなら幸いであり、最大の教育成果である。よって教師は、生徒と一緒に読みながら、生徒の読書の励みとなるような問いかけや相づちを発してあげてほしい。しかし教職員はぜひ最初から最後まで全部読み通した上で指導にあたってほしい。

この部落史では、形式的な指導案、発問の事例、ワークシートなどを作成していない。必要とあらば、授業者がそれぞれオリジナルなそれを作成すべきであると考えた。本来教育は、そして同和教育は個別的なのだから。

以下、読書の理解を深めるため、いくつかの章・節に若干の解説、補足しておく。

①「はじめに」

伝統的日本文化のほとんどに被差別民がかかわったことを紹介し、被差別民へのまなざしを転換させ、学習意欲を引き出してほしい。芸術鑑賞会を実施している高校では、3年に1度は古典芸能（能楽・文楽・歌舞伎）をみせて、その機会を使って部落史の授業をするのもよいであろう。また、茶道部や華道部の生徒がいれば、その生徒に本書を音読してもらうのもよいだろう。茶道具には茶筌のほか、茶杓や柄杓もあって、これらすべて竹製である。被差別民が竹細工にかかわることが多いことを考えれば、茶杓も柄杓も一般的なものは彼等の製作と考えられる（茶杓は茶人が削って作ることもある）。

②「1、古代 ～穢れ(ケガレ)の発生とその拡大～(1)穢れ観念の発生」

ケガレ、キヨメ、の導入として、『古事記』に記述を使った。高等学校の「倫理」の教科書では、日本の思想の部分で『古事記』が題材とされ、日本人の宗教観、道徳観を学ぶとされている。引用したシーンは、古墳の石室に納められたイザナミの遺体を、イザナギが石室の閉塞石をあけてのぞくというものであろう。つまり、墓をあばいてしまい、穢れに触れたと考えたのである。神々の仕業としてはるか昔のことのように思えるが、古墳の終末は7世紀末であり、『古事記』の成立は8世紀はじめであり、そのころの穢れ観と考えてよい。もって穢れ観念を学ぶ導入とした。

今でも神官のあげる七五三や厄払いの祝詞(のりと)には、前払いとして「罪・穢れあらむをば、祓い給い清め給えと申すこと」などの文言がある。

③「(2) 穢れ(ケガレ) 観念・意識の肥大化、拡大」

延喜式の穢れ規定を中心資料としている。「大宝律令」(701年)にはまだわずかで、中国直輸入のようであった規定が、9世紀、10世紀を経て拡大し、形式を整えてゆくのである。肉食で3日の忌引ということは、逆に当時の貴族等の肉食習慣の存在を物語っている。下賀茂社の南辺は高野川と加茂川の合流する河原である。濫僧・屠者らは河原者であり、彼らが排除され、別の河原に移り住むことを余儀なくされたことをもって、部落の原初・起源と上杉聰氏はその著書でいう。なお「穢れ」の説明については、本編「水平社宣言を読む」の「ケガレは人間の観念」も参照してほしい。

④「2、中世～穢れ(ケガレ)の清め～(1)穢れとされた人々」

主として都市に発生した乞食(こつじき)について記述した。貴族等は目に見えない穢れを、乞食を穢れた存在とすることで目に見えるものにしたともいえよう。ただし、乞食は万葉集の古語では「ほがいびと」とも読み、意味は祝福する人である。

⑤「(2) 非人・検非違使・宿」

ここでは、ケガレをキヨメる職人というか、その身分の人々の成立が理解されればよい。奈良・平安時代は、中央の貴族が国司として地方に下って行く時代である。奈良・京都の穢れ観念が、これら貴族によって地方に運ばれたことも考えられよう。

⑥「(3) 散所」

散所は、乞食という社会から一旦脱落した(聖=ひじりをはじめ、自ら進んで脱落、離脱する場合もありうる)存在から生まれたのと違い、最初から特定の仕事を期待されて寺社に付けられたものである。しかしその仕事は結局、キヨメの仕事であるので、非人とされていくのである。散所は本所に対する言葉で、キヨメの仕事に携わることによって住む場所を無税地とされた。

⑦「(4) 鎌倉新仏教と穢れ」

鎌倉新仏教が庶民に根ざし、社会的に大きな影響力を持つのは、次の室町時代を待たねばならない。真言律宗は旧仏教の復興運動とするのがこれまでの通説だが、「なお、この宗派は寺院外で活動する遁世僧を組織化していたので、鎌倉新仏教に位置づける見解がある。」(『高校日本史B・新訂版』実教出版、p69、註⑤)を本書では採った。総じて実教出版の日本史B教科書は部落史関係記述が多く参考になる。

日蓮が自らの出自とした「梅陀羅」(せんだら)は、インドの最下層カースト・不可触民のチャンダラを漢字表記したもの。「梅陀羅」は近世以降、差別戒名(墓石に刻んだ差別語)の文字として使用されることもあった。

鎌倉時代に阿賀北(阿賀野川以北)の奥山庄(おくやまのしょう、荘園)には、「非人所」というものがあつたことを示す古文書(こもんじょ)が残っている。越後でも、鎌倉時代に非人の活動が始まっていることがわかる。鎌倉御家人が地頭として越後に赴任したためか。鶴岡八幡宮には犬神人がいたという。

⑧「(5) 室町時代1～北山文化と被差別民～」

なぜ、佐々木導誉と二条良基は世阿弥を差別しなかったのか。婆佐羅(ばさら)とは、派手で華美な風俗を言い、破天荒な振る舞いをし、伝統的権威を嘲笑することであり、のちの傾く(かぶく)、歌舞伎に通じる。価値観が逆転している。二条良基はこれまで下層の文化であった連歌を、和歌と同等の地位に高めた。これも、下層民の世阿弥を評価する価値観に通ずる。世阿弥の幼名は鬼夜叉だったが、二条良基が藤若という名を与えた。なお、世阿弥の『花伝書』を初めて世に紹介したのは新潟県出身の歴史地理学者、吉田東伍である。貴族、武家に愛好された能・狂言は、この後、脱賤化に成功する(差別されなくなる)。豊臣秀吉の熱狂的保護によるとも言われている。

⑨「(6) 室町時代2～東山文化と被差別民～」

又四郎の持参した書物は「吉凶、暦…」等の内容からして陰陽五行の本であることが分かる。河原者が陰陽師としても活躍していることがわかる。また、河原者を、住むところがなく、そのため危険だが無税の河原に住んだという認識も改める必要がある。洪水の後は肥沃な土が入る。そこに新畑、新田を作ることは理にかなっている。さらに、川原の石は、彼らに立石の材料を与え、川原の水は皮の処理洗浄に重要であった。

⑩「4、近世(1) 中世から近世へ～戦国大名と被差別民～」

馬は現在の自動車のように重要な交通手段であり、武士にとっては軍需品だった。大名は大量の馬を調達したので、馬の守護神とされた猿を調教して厩の祈祷をする、猿引きや猿回しという宗教芸能者も必要だった。

上杉謙信の「敵に塩を送る」と言う伝説は有名である。ことの起こりはこうである。武田信玄氏と今川義元が対立し、今川氏は「塩止め」（塩を輸出しない）をして海の無い甲斐国（山梨県）の武田氏を苦しめようとした。これに対し謙信は、対立する武田氏であっても、卑怯な塩止めはせず正々堂々と武力で対抗することを望んだ。後世、「義の塩」などとも言われた。謙信の美談はさておき、今川氏の塩止めのほうは史実である。今川氏は「皮止め」も行っていた。それは領国内の連雀商人（れんじゃくしょうにん、＝行商人）がふすべ皮（いぶして染色した革）・毛皮・なめし皮などの皮革を他国に持ち出して売りさばくことを禁止し、連雀商人の荷物検査をせよ、というものであった（天文13年＝1544年発令）。戦国大名今川氏が、軍需品として重要な皮革商売を統制していることがよくわかる。なお、「連雀」は、「連尺、連寂」などとも書き、江戸時代に入ると差別戒名の文字としても使われた。そのことから、連雀商人も非人とみられていたことがわかる。

*上杉謙信の橋の通行についての史料は、「大橋場掟の事、(中略)、一、諸出家、次遊人、盲人、非人等、不可取役所事、」（『越佐史料』巻四、天文18年4月）。

⑪近代医学の幕開け

糸魚川市立図書館所蔵、『解体新書』初版本

⑫近世後期の文化（化政文化）

歌舞伎と浮世絵の隆盛も、化政文化の特色である。浮世絵の題材に歌舞伎役者が登場し、浮世絵は現在のタレントのポスターのように売れたのである。しかし、四代目市川團十郎が、「錦着て 畳の上の 乞食かな」の句を残しているように、河原者の伝統と差別の呪縛から逃れることはできなかった。なお、東洲斎写楽（18世紀末）の大首絵（上半身だけを大きく描く）で有名な「市川鰻蔵」は、五代目市川團十郎である。

またこれより先、浮世絵師の鈴木春信（1725年～70年）は、多色刷り錦絵の技法を完成させ、蔦屋などの書店で浮世絵が大量販売されるきっかけをつくったが、その春信も「我れは大和絵の絵師なり、何ぞ河原者のかたちを描くにたえんや」といって、役者絵を描くのをやめたという。

⑬トピックス 彦根藩の食肉

前近代の食肉については、実際はかなり広く行なわれていたもようである。猪の肉を「牡丹（ぼたん）」、鹿の肉を「紅葉（もみじ）」、馬の肉を「桜」などという隠語が伝わるのはそのためである。兎（うさぎ）を一羽、二羽…と数えるのも、ウサギを鶉（ウ）と鷺（サギ）の鳥に分割し、四足でないから食用可能とする手の込んだ言い換えである。犬食は弥生時代から行なわれており、中・近世にもそれが続いた。広島県にある草戸千軒遺跡（くさどせんけんいせき、室町時代）からは大量の食肉犬の骨が発掘されている。犬公方と言われてことさら犬を愛護した徳川綱吉は、大名・武士の犬食を極度に嫌い、犬食したものは七十日間の服忌を命令したという。これに対し徳川光圀（水戸黄門）は、生類憐れみ令を批判するためわざと犬食を行ない、犬皮を将軍に送りつけたりした。彦根藩の食肉を

このような前提の上で理解したい。

⑭「おわりに」

部落史の研究（当然、教育も）の重要性について、網野善彦氏（中世史家、2004年没）の論文の一節を次に掲載しておく。感動的であるのでぜひかみしめて読んでほしい。

「社会の『穢気』『邪気』を払ってその『千秋万歳』（せんずまんざい）を祈りつづけ、築庭をはじめ多くのすぐれた芸能を創造するとともに、われわれの日常生活に欠くことのできぬ暦を売り、履物などの日用品を生産し、さらに骨となり墓場に行く道を用意してくれた人々に対するいわれなき差別は、今も決して根絶されたとはいえない。この人々が日本人の社会・文化・生活を豊かにする上で果たした大きな役割を明らかにするとともに、こうした差別の根を歴史的に細かく深く研究・解明することは、われわれに課された重大な責任といわなければならない。」（「中世身分制の一考察—中世前期の非人を中心に—」1979年、のち『中世の非人と遊女』講談社学術文庫に所収）

（4）いわゆる「罪人起源説」をめぐって

非人の中にはじめ罪人（囚人）もいたが、その一部は放免（ほうめん）として検非違使に所属し、処刑や治安維持の仕事に携わるようになった。非人の中の罪人はむしろ少数派で（乞食と病者、「らい者」、芸能・下級宗教者などが大多数）、罪人を非人とみなす習慣は南北朝時代（14世紀）には一旦消滅したという。やがて近世（江戸時代）に入って、犯罪者を非人に落とす場合はあったが、それもまた非人の中の一部にすぎない。かわた（えた）が罪人出身では無いことも、本書を読めば明らかであろう。

そもそも「罪人起源説」は、意図的に部落民を差別するため、歴史の中にことさらその理由を見出そうとするものである。差別は、差別される部落民に問題があるのでは無く、「差別する側に問題がある」のだから、部落民がなぜ差別されるか、その理由を探そうとすることは、すでに部落差別をはじめていることなのである。よって、部落民がなぜ差別されるようになったのかを知りたい、という意識で本書は読まれるべきではないのである。

あえて言うなら、親鸞聖人をはじめ鎌倉新仏教の祖師たちの多くや、後鳥羽上皇・後醍醐天皇も当時の政権によって流罪に処せられたいわば「罪人」である（承久の乱・元弘の変）。また、仏教の「五戒」の一つである「殺生禁断」を破る者を罪人とするなら、動物の命を奪う屠者（としゃ、＝えた、かわた）よりもむしろ、人間の命を奪う武士・武家こそ最大の罪人となる。このことから、差別の「罪人起源」なるものに全く意味が無いことは明らかであろう。

似たような差別の理由探しに、明治・大正期には部落民の「人種・異民族起源説」というものがあった。これについても、喜田貞吉の実証主義歴史学の成果を引くまでもなく、日本列島に稲作と金属器を伝えた弥生人がすべて朝鮮半島からの渡来人（とらいじん）であること、大和政権（朝廷）に渡来系の東漢（やまとのあや）氏、西文（かわちのふみ）氏、秦（はた）氏などが先進文明を持って仕えたこと、飛鳥時代の蘇我氏が渡来人との密接な関係の下で勢力を伸ばしたこと、遣隋使の高向玄理（たかむこのくろまる）、南淵請安（みなぶちのしょうあん）も渡来系であること、さらには平安京を開いた桓武天皇の母（高野新笠、たかののにいがさ）が百濟系渡来人であること、等々をふまれば、これまた差別の「人種・異民族起源」に全く意味の無いことは明らかなのである。

（5）補充資料

以下の内容は、はじめ本編の「4近世（7）近世後期の文化」に、小林一茶とともに掲載する予定で執筆したものだが、編集会議の中で手引書の補充資料とすることがふさわしいと結論されたものである。江戸時代後期の越後国の代表的文学作品である鈴木牧之『北越雪譜』の中に現れる、被差別民へのひとつのまなざしであるので参考にしてほしい。

越後塩沢の織物・縮(ちぢみ)商人である鈴木牧之(ぼくし)は、雪国の生活を江戸の町人に紹介する随筆を書きました。それが『北越雪譜』です。これは、江戸のベストセラー作家である山東京伝、京山兄弟の指導と協力を受けて出版されました。山東京山は、牧之のすすめで約五十日間、息子の京水と共に越後に滞在しました。京山はそのときの見聞を『北越雪譜』に付け加えています。そのなかに「美人」というテーマで、被差別民のことが書かれています。以下に現代語訳して紹介します(()内は引用者)。

「私(京山)が小千谷の知人の家に泊まっていた時のことです。文章を書くのに疲れたので、気分転換にきれいな景色でも見ながら書道でもしようかと思い、一人で信濃川の見える丘の上に散歩に出かけました。老木の下に毛氈をひき、煙草を吸いながら眼下の景色に見とれていました。すると、若い娘三人が柴籠を背負ってやってきて、近くで休み、楽しそうに会話をしているのが聞こえてきました。私が絶景に目を奪われていると、『火を貸して下さいな』と煙管(キセル)を差し出してきました。その顔を見ると、髪は汗で乱れ、化粧をしていない素顔ながら、生まれつきの花とも玉ともいえる美しさに息を呑みました。私はびっくりして、この娘に見とれてしまいました。娘は火をもらうと会釈して、他の二人の煙管に火を移し、三人で煙草を吸っていました。中国の絶世の美女である西施(せいし)とは、このような女性だったのだろう。笑顔がきれいで、歯が白く輝き、まるで芙蓉の花のようでした。

私は残念に思いました。せっかくの美人も、このような片田舎に生まれては、身分の低い男の妻となり、やがて老いてゆくことを。もし江戸に出てゆけば、立派な屋敷のある人にもられるか、あるいは吉原の花となり、小野小町のような美人の名を残すであろうにと。このような美人をこの田舎に産み落としたことは、天の失敗と私はため息をつきました。娘たちは休み終わると、また柴籠をかついで立ち去りました。私は後姿を見送りながら、越後に美人が多いとよく言われるのは納得できると思いました。それは水の善さで、越後の織物もその水によって美しいものができるのと同じだと思いました。

宿に帰り、すばらしい美人に会った一部始終を知人に話しました。知人は、このように言いました。『彼女はこの辺りで有名な美人だよ。先生を見てよそのと分かり、煙草の火を借りたんだよ』と。私は、『あのような美人と煙=縁が結ばれてよかった』と、洒落(しゃれ)て言い返しました。すると知人は手を打って大笑いし、『先生申し訳ない、彼女はえたの娘だよ』、というのです。私はびっくりし、泥の中から美しい蓮の花が咲くとはこのことかと、思いました(原文、「糞壤妖花を出す」)。

さて、絶世の美女についてよくよく考えると、日本の小野小町も中国の楊貴妃も北国生まれです。北は五行に言う陰位なので、女性に美麗を出すのでしょう。越後に美人が多いのも、北国なるがゆえといえます。」

『北越雪譜』のこの文章からは、それほど陰険な部落差別は読み取れません。山東京山は、えた出身の美人にもかかわらず、この娘を西施、楊貴妃、小野小町、芙蓉の花等々に比すべきとの賛辞を送っています。しかも、越後美人の代表例としているのです。『北越雪譜』は、江戸の人々に読んでもらうために書かれました。江戸の人々にも、この表現が受け入れられるという認識で書かれています。煙管で火を分け合うところがありました。「別火」といって、穢れが移るので被差別民とは同じ火を使わないという差別習慣が古くからありましたが、京山は何の気にも留めていないことも分かります。美人の娘も、よそのと見た京山から、安心して火を分けてもらったのでしょう。

越後の文人鈴木牧之は、江戸の文化人と交流していた。その人々を上げれば、洒落本・黄表紙作家

の山東京伝・京山のほか、『南総里見八犬伝』の滝沢馬琴、狂歌の太田蜀山人（南畝）、『東海道中膝栗毛』の十返舎一九、『浮世風呂』の式亭三馬、文人画の谷文晁、浮世絵の葛飾北斎、歌舞伎役者の市川団十郎等々、というから驚きである。

『北越雪譜』は江戸町人に広く読まれるように、鈴木牧之の原文と挿絵原画を、江戸の人気作家である山東京山が編集加筆し、また挿絵も京山の子で絵師の京水が手を入れるなどし、江戸町人の嗜好に合うよう編纂されて出版されたのである。

本文の「美人」は、山東京山の文章であるが、これに関し岩波文庫版の「解説」の一部をここに引用する（益田勝実『『北越雪譜』のこと』より）。

「特に読者の御了解をえたいのは、二編四之巻『美人』の『かれは、えたの娘なりと聞きて再び愕然（がくぜん、ビックリ）たり』の条である。ここは、差別的言辞の社会的影響を考え、従来伏せ字とされていた。本文庫以後の他の諸本もすべてそうになっているが、今回熟慮の結果原文に復することにした（1978年3月16日、第22刷改版発行からと思われる）。元来、この一説は『百樹曰』（ももきいわく）とはじまっています、山東京山（百樹）のさかしらの書き添え部分で、牧之の稿本にあったものではない。当時の権力が仕向け、社会の多くが盲従した差別を、江戸文人が無批判に吸収し、当然と考えていたために、筆に現れた言辞である。これを伏せて、結果としてわれわれも隠蔽に加担するのではなく、京山の意識のその部分を批判し、現代社会、われわれの体内にも、同種の意識を温存するしくみが残っていないか、真剣に考える手がかりにしたい、と考えた。単純な原文主義でこの問題は解決できないが、原文を前にして考えなければ、差別の克服はありえない。上記のような問題処理はわたくし（益田氏）の考え方を貫こうとしており、責任もまたわたくしにある。読者の御了解を願うとともに、あるべき考え方について御批判・御教示を賜りたいと思う。」（下線と（ ）内は引用者による。）

上記の下線部分は、1970年代の「政治起源説」に基づいた指摘で、時代を感じさせる。解説者の益田氏は、山東京山＝百樹の差別意識をあぶりだし、手厳しい糾弾を加えている。伏せ字を原文に戻す理由とはいえ、京山にとってはいささか酷ともいえようか。益田氏は指摘していないが、牧之も江戸の被差別民である鳥追い「非人」を『北越雪譜』のなかで一箇所取り上げているのである。それは、第二編巻三、「鳥追い櫓」で、「江戸の鳥追（とりおひ）といふは非人の婦女音曲するを女太夫とて、木綿の衣服をうつくしく着なし、顔を粧（よそほ）ひ、編笠をかむり、三弦（さみせん）に胡弓などをあはせ、賀唱（めでたきうた）をおもしろくうたひ、門々（かどかど）に立て銭を乞（こ）ふ。此事元日よりはじめ、松の内をかぎりすとす、松すぎてもありく所もありとぞ。」である。

差別的言辞は書かれていないが（むしろ、うつくしく、おもしろいと評価している）、江戸の「非人」の門付け芸について説明している。この「非人」については伏せ字となった形跡は無い。

佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会開催要綱

平成26年4月1日

告示第104号

(趣旨)

第1条 この告示は、佐渡市人権教育・啓発推進計画の策定等に当たり、広く有識者、市民等からの意見、助言等を求めるため、佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見、助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 佐渡市人権教育・啓発推進計画の策定等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が意見等を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、おおむね15人程度懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験又は知識を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(座長)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 懇談会の開催期間は、おおむね2年間を目途とする。

(開催通知)

第7条 市長は、懇談会の開催日時、開催場所、意見等を求める案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 懇談会の参加者及び関係者は、この懇談会で知り得た秘密を漏らしてはならない。懇談会が終了した後についても同様とする。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、市民生活課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会委員名簿

番号	団体名	役職	氏名	備考
1	新潟県人権・同和センター	事務局幹事	石崎 澄夫	◎座長
2	佐渡人権擁護委員協議会	会長	石川 克実	
3	佐渡市身体障がい者福祉協議会	会長	服部 光雄	
4	佐渡市老人クラブ連合会	会長	計良 益夫	
5	佐渡市連合婦人会	会長	児玉 トシ子	
6	佐渡市小中学校PTA連合会	会長	後藤 利道	
7	佐渡扉の会	副会長	永田 治人	
8	佐渡市民生委員児童委員協議会	副会長	齊藤 不二夫	
9	佐渡市教育委員会	教育長	児玉 勝巳	

佐渡市人権教育・啓発推進計画書

2015（平成27）年11月発行

発 行 新潟県佐渡市

編 集 佐渡市市民生活課
〒952-1292 佐渡市千種232番地
TEL (0259) 63-5112
FAX (0259) 63-5120

